

葉獸醫及坂井雇員は兩署長と見違はれ拉致せらるゝに至れり。

一方崔家屯派出所に在りては當時三谷金州警察署長管内巡視兼騎馬隊慰問の爲め佐藤支署長、大崎翻譯生、岩元部長を隨へ出張中なりしを以て、直に佐藤支署長は金森警部補の率ひる騎馬隊(金州旅順よりの應援隊十名)及岩元部長を率ひ馬を馳せ夾心子派出所に向ひたり、然るに午前十一時四十分頃泰隆屯の東南東王家屯の苗圃側小樹林に見張せる匪賊十數名將に發砲せんとするを發見し直に下馬交戦を開始したるに銃聲を聞ける他の賊は夾心子の北端崖より約四五十名現はれ、左右兩側より人家と凹地を利用し盛に發射するも屈せず、佐藤支署長は乘馬にて指揮し賊移動の都度之れを部下に指示し、匪賊一名を射殺し士氣を鼓舞して勇敢に力戦したるも如何せん我隊は道路と平坦なる無毛の畑地に在りて地の利を得ず、漸次東北方崔家屯道路に沿ひ一步又一步退却し好適の地を求めんとするも能はず、賊は此れを包圍せんとし追究急にして佐藤支署長は義に賊弾を受けて下馬し、拳銃を振つて部下を指揮したるに賊の目標となり身に六發の賊弾を受け、重傷立つ能はず遂に路傍に倒れ、金森警部補も亦脊部に貫通銃創を負ひ兩手の自由を缺き乘馬二頭斃死、一頭は負傷し實に慘憺たる光景を呈せり。此の際賊は附近官舎の鹽稅監視員を脅喝し日章旗を驕し來りて休戦を申込み之に應ぜざれば現在抑留せる夾心子巡查及民政署長等全部を殺害す可しと迫りたり、此の接戰約一時間時に我隊は西方の一部を残すのみにて包圍を受け、陣地を移さんとするも有利の地なく、突貫するも退却するも全滅を免る可からず、加ふるに民政署長其の他非戰鬥員の殺戮を豫期せざる可からず、彈丸は盡きんとし進退

谷まり善後策考究中一時交戦を差控へたり。此の際に乗じ多數の賊突入し來り佐藤支署長及金森警部補の兩名に對しては負傷者は厄介なりとて其の儘とし巡查一名及乘馬四頭を抑留し義に拉致せる三名と共に同地を引揚げ崔家屯會修家屯單廷科崔家屯會長方に赴きたり。

之より先崔家屯派出所に残れる三谷金州署長は夾心子派出所電話の不通により同所の襲撃せられたるに非ずやと思料し、支署員の非常召集を命じ情況内偵中負傷馬の歸來、續て彈丸補充の爲め徒歩夾心子に向へる巡捕王桂芳歸來し、佐藤支署長外一名重傷民政署長其の他全部捕虜となりたる旨の報を齎したるも速時賊團に對抗すべき何等の部隊なく止むなく關東廳へ至急應援巡查五十名派遣の要求をなし、一方醫師及電話工夫の派遣、守備隊出動要求等電話楯の齒を引くが如く重大なるを以て支署には電話係を残し其の他は全部片山、清永兩警部補引率の下に夾心子に急行したり。

賊は崔家屯會長單廷科方にて負傷者の手當を施し同時に食事を用意せしめ約一時間後(午後三時頃)同會長及夾心子會小尹家屯尹正譜を拉し、白晝悠々而も乘馬數騎一列縱隊北行するを崔家屯派出所に於て遠く目撃したるも吾れに翻譯生一、巡查巡捕二名あるのみにて如何ともする能はず三谷署長も涙を吞んで拱手傍觀の外なかりき、賊は二隊に分れ一隊は東老灘會後宋家屯に向ひ一隊は城子噓會背後陰子に向ひたり其の後賊は再び後宋家屯に於て合し其の一部約十數名は岩元部長及尹甲長を連行し、午後四時半頃東老灘派出所北方約一丁の隋家屯の村端れに赴き東老灘日本鹽業會社出張所に向ひ豫て會社に自衛の爲め銃器若干備付けあるを知れるを

以て銃器三十挺彈藥五千發の提供を迫りたるも之に應ぜざる内に鏡子窩支署より清水警部補の率ひる應援隊の出勤を目撃したるにや急遽何等の抵抗をも試みず午後九時頃後宋家屯へ引揚げたり而して賊は今夜當地に滞在すと稱し單會長及尹甲長に對し金三千圓を準備す可し若し此の要求を役所に知らしめなば家を焼き家族を盡殺す可しと稱し右兩名を放還し、次て坂井雇員に左の條件を附し同人を放還し賊は同夜十一時頃負傷者を扉に乗せ同所を出發し翌二十日午前三時頃復州管内廟下嶺及吳家屯の土民方に分宿せり。

坂井雇員に附せる條件とは彈丸五千發を提供し尙本年一月二十日樓山に於て逮捕せられ目下支署に抑留中の馬賊張吉有を引渡す可し之れに應ずれば抑留せるもの全部を放還すべきも然らざれば全部を殺害し且鏡子窩東方の各派出所を襲ふ可し此の回答は翌二十六日朝迄に爲す可し。

右條件に對し夾心子會坎子下高丕相地方民勢力家をして左の交渉を爲さしめんとしたるも本人は大連に出て不在なりしを以て之を呼返し漸く二十六日午後三時鏡子窩を發し匪賊潜伏地に向はしめたり其の交渉條件は

張吉有を放還するを以て抑留者全部を放還すべし彈丸の要求に應ぜず此の要求を容れ且管内を横行又は危害を加へされは討伐を敢てせず。

以上の情況なるを以て我が主力を崔家屯城子曠方面に向くる必要を生じたり。當時應援隊到着の狀況は普蘭店支署より春木警部補外巡查十名巡捕一名二十五日午後六時十五分鏡子窩

着東老灘に來駐し、二十六日午前五時半到着の旅順内田警視、星警部は支署に止まり甲科生六名と金州警務署の青木警部、田尻警部補は共に崔家屯に向ひ、同午前六時五十分着の金州警務署鹽川部長以下三名、小崗子警務支署の巡查五名は城子曠に向ひ、同十時四十分着の旅順龜井警部村田、寺尾兩警部補の率ひる甲乙科生五十六名は崔家屯に向ひ、其の内十八名は城子曠に分ち東部各派出所の警備員を充實し捜査警戒を嚴にす。

二十七日午前零時三十分新任峯岸金州警務署長の一行九名鏡子窩到着直に崔家屯に至り三谷元署長との事務引繼を了し同所に滞在し三谷署長は直に出發金州に向ふ。

同午前六時二十分大連旅順の應援隊澤野警部補以下四十六名到着し城子曠、碧流河、東老灘、贊子河等に分派せらる。賊狀に付きては各所の情報を綜合するに復州管内溜々瓦廟吳家屯に捕虜を抑留潜伏せるを突止めたるを以て州界の警戒を嚴にし且部内の強行偵察を續行す。

午後十一時十五分曩に賊と交渉の爲め派遣せる高丕相は抑留者中の岩元部長及稻葉獸醫と共に城子曠派出所に歸來したり。

其の交渉條件は殆んど前日と異ならず只彈丸五千發を小銃彈丸二千發露國式小銃彈丸二千發と改め頗る強硬なる模様にて明二十八日夕刻迄に回答せざれば抑留者全部を連行蓋平方面に移動す可しと云ふにありたり。依て翌二十八日更に普蘭店警務支署に抑留中の唐子明の家内より同家族の窮狀を夫唐子明に宛て書面を出さしめ遭難巡查の放還を暗示せしめ、今回被害の銃器彈藥の返還要求を放棄することに依り再交渉せしめたる結果と、復州管内に於ける支

那官憲の行動及我警察隊の充實により自然包圍の状況に陥りつゝあるを察し襲に要求せし銃器彈藥の要求を放棄し二月二十八日午後十一時我遭難巡査全部を放還し何れにか移動したり依て張吉有を治療名義の下に放還し尙普蘭店支署に於ける唐子明の家族を放還したり。

- 一、此の當時東部各派出所の配置人員
 - 城子曠、龜井警部、寺尾、佐藤、大澤警部補、巡査三十二名、巡捕二名
 - 崔家屯、峯岸警視、青木警部、村田、田尻、小田警部補、巡査五十三名、巡捕二名
 - 碧流河、春木、澤野警部補、巡査十七名、巡捕二名
 - 東老灘、片山警部補、巡査八名、巡捕二名
 - 夾心子、巡査六名、巡捕二名
 - 贊子河、木原、三山警部補、巡査二十五名、巡捕二名
 - 鏡子窩、藤島警部補、巡査十二名(豫備)
 - 一、鏡子窩支署としての被害
 - 佐藤支署長プローニング拳銃一挺、望遠鏡一箇
 - 岩元巡査部長モーゼル拳銃一挺、同彈丸四發
 - 一、夾心子派出所の被害
 - 佐藤巡査刀一挺、夏服上下一着、莫大小袖袴上下一着、鳥打帽子一箇
 - 程巡捕刀一挺、外套一枚、銀十五圓、懐中時計一箇、冬帽子一箇、冬青大掛兒一枚、冬襪子一枚

王巡捕、銀十圓、小掛兒三枚、狹褲子一枚、小狹青襪子一枚
會へ貨與の分、三十年式歩兵銃三挺、同彈藥盒三個、同彈丸十發、洗矢一本
夾心子派出所硝子八枚、電話器二箇、破損

- 一、被抑留巡査の被害
 - 岡田巡査、彈藥盒一箇、(彈丸は各人二十發位宛)
 - 岡平巡査、騎銃一挺、彈藥盒一箇、刀帶一筋
 - 後藤巡査、同
 - 中島巡査、同 警笛一箇
 - 淵田巡査、同 眼鏡一箇(私物)
 - 平野巡査、同 刀帶一筋
 - 岡巡査、同 帶皮一筋(私物)
 - 西村巡査、同 刀帶一筋
 - 清野巡査、同
 - 田中巡査、同
 - 金森警部補、モーゼル拳銃一挺、プローニング拳銃一挺(私物)
 - 一、豐田監視所の被害
 - 笹岡官治、金指輪三箇、金縁眼鏡一箇
 - 一、東老灘會内人民の被害
 - 李玉瑛、三十年式歩兵銃一挺、彈藥二十發
 - 一、鏡子窩の匪賊掃討

李玉河、同

彈藥十五發

李玉祥、同及露國式小銃二挺、彈藥七十發

孫彩雲、露國式小銃一挺 彈藥十五發

孫麟雲、支那式水連銃四挺、日本式歩兵銃一挺、彈丸二百二十發

刁麟霄、露國式歩兵銃一挺、彈藥五十發

3 呂 少 溝 事 件

大正十二年六月十六日午前十時頃楊樹房會呂少溝甲長于國臣が部民をして鏡子窩支署長に宛て親書を持参せしめ密告する所に依れば同日午前三時頃長銃及拳銃を所持せる匪賊頭目唐子明一行九名來り、楊樹房派出所の警備力を訊ね甚だ不遜なる態度を以て家人を脅迫し、日本官憲の十名位は唐一人にて之に對抗するに足るとて大言壯語し現に同甲長方に潜在すとありたり。當時當署に於ては柳樹屯より守備兵一個中隊増援派遣せられたる際なるを以て當日正午より民政署樓上に於て官民合同の歡迎會を開催すべく準備し旁村落駐在の監督者を召集し監督會議をも開催せんとしたる折柄なりしを以て支署長は一應守備隊長谷大尉の諒解を求め當日の歡迎會缺席の已むなき次第を語り且狀況により守備兵派遣を懇請したる後直に非常召集を行ひ策戰方略として騎馬隊をして金州街道を迂回せしめて賊の背面を扼せしめ清水河楊樹房及本署の徒歩隊をして四面より之を包圍し一舉全滅の計を定め泉警部を總指揮官とし同警部の現場到着迄は村田警部補をして之を代理せしむることを命じ出動員全部に激勵的訓示を

與へ森警部補をして先づ騎馬隊十數騎を率ひ現場へ急行監視せしめ召集に應じたる巡查巡捕は二十餘名を順次自動車にて現場に送り豫定の如く四面より漸次壓迫之を包圍せしめたる處匪賊の一團が明に呂少溝部落に潜在し既に先發の騎馬隊と衝突したる情報に接したるを以て討伐本部を附近の楊樹房派出所に移すの必要を認め吉岡警部補及姫野警部補以下内動巡查を署に残し高山支署長は清永警部補以下巡查數名を率ひ楊樹房派出所に急行し途中泉警部片山警部補の部隊と合したるを以て先づ泉警部以下數名をして討伐狀況調査の爲め現場に派遣し一面守備隊長に情況を通報し若干の應援隊派遣を求め共同討伐の効果を收めむことを期せり。抑も呂少溝の地たるや鏡普街道の南十丁餘金州街道に近く東南西に高地を控へ松樹林點在し北方は稍高き畑地に包まれたる小部落なり。始め騎馬隊は金州街道より同屯東南西高地に散開前進したるに賊は中食中なりしが之を知り直に裏口より遁れ出で東北方に向ひたるに既に自動車により運ばれ待ち受けたる田上部隊に狙撃され更に轉じて西北方に向ひたるに村田警部補の部隊に遮られ進退谷まり于文興方に遁入したるを以て直に同家を包圍したるに賊は石壁を要塞とし諸所に銃眼を穿ち頑強に抵抗し容易に近く能はず村田部隊に屬し前線に奮闘したる小藪巡查部長背部に貫通銃創を受け後退するの已むなきに至りたる旨楊樹房派出所討伐本部に急報あり次で泉警部よりも同様の報告に接したるを以て事態容易ならずと認め萬一此の機會を失するが如きことありては千載の恨事なりと思料し清永警部補以下巡查數名を帶同し直に現場に急行したるに彼我の接戰猛烈にして流彈諸所に飛來し一見要塞戰の如き實況

を目撃し、慎重之に當らざるべからざるを直覺したり。仍て直に幹部を集め討伐方策を協議したる結果味方の損害を軽減するが爲め確實に包圍の隊形を以て長時間の交戦を継続し賊の所持せる彈藥の消耗せるを待て一舉突撃逮捕の計を定め、支署長は各方面包圍の状況を偵察し、署員を激勵したる爲め士氣一段の振興を來し、警官隊も支那民家の土壁に銃眼を穿ち賊の脱出を防ぎ勇猛果敢に奮戦せり。然るに賊は死力を盡して防戦し、交戦數時間何時果つべしとも見えず、大柳警部補、佐藤部長、姜巡捕等順次負傷し、益々犠牲者を多からしむるのみなるを以て第二の手段として家屋焼拂に取掛る外途なきに至れり。然るに支那家屋は築城的石土の構造なるを以て點火容易ならず、始め該門前に堆積せる高粱に火を放ちたるに、炎々たる猛火は忽ち家屋を烏有に歸せしむる模様なりしも、家屋には何等の影響なく、賊は依然頑強に抵抗し、種々なる方法を以て點火したるも、其の效なきを以て、村田警部補は、巡查十名と共に該屋上に登り、牽制射撃を加へつゝ、銃眼を穿ちたるに、圖らずも屋根内部の構造が高粱殻を使用し居るを發見し、附近より石油を集め之を撒布し、放火したる處、黒煙天に漲り、炎々として燃へ上りたるを以て、討伐隊は一段の勇氣を奮ひ、猛烈に肉迫したるも、彼等は更に前面の家屋に移轉し、之を固守して、讓らず益々亂射するを以て、更に二三の重傷者を出すに至れり。仍て更に第二の家屋を前同様の手段を以て焼却せんとしたるも、彼等は之を看破し、屋内より屋上を亂射し、彈丸屋根裏を貫通して、放火作業を爲すこと能はず、更に方策を變更し、一舉突撃せんと試みたるも、徒に犠牲者を増加するを虞れ、先づ同家の老媪にして外部に避難せるものを選定し、一應勸降を爲さしむることも徒爾な

らずと信じ、一時射撃を中止し、其の状況を偵察することに定めたり。而して曩に應援派遣を求めたる守備兵三十五名は、坂崎少尉引率の下に到着したるを以て、之を該家屋の東方二三丁を距つる第二線に配置し、賊の逃走に備へ、形勢を觀望したるに、彼等は勸降使たる老媪を其の儘抑留し、容易に放たず、然るに時刻は正に午後三時を經過し、若し此の儘日没に至ることあらば、夜陰に乘じ、脱出せらるゝこと必然なるを以て、萬難を排して最後の突撃を以て一舉全滅の決意を定め、其の準備に着手し、攻撃を開始したる處、勸降使たりし老媪漸く歸來したるを以て、内部の状況を尋ねたるに、要領を得ざりしも、彼等は勸降使の面前に於て硬軟二派に分れ、激論したる形勢ありたるを以て、此機を逸せず、一齊に總攻撃を加へ、機を熟せるを待て、突撃を執行せんとしたる利那、彼等は形勢の不利なるを知り、密に北側の土壁を破り、屋外に逃走したるを以て、豫て同方面に配置せる警官隊は、猛烈に之を射撃し、一面守備兵坂崎少尉の部隊と互に挾撃し、賊四名を家屋西北方三百米突迄に射殺したるが、惡運強き一名は尙方向を轉じ、逃走するを以て、村田警部補の一隊之を追撃したるに、楊樹房派出所東北方向約半里の地點密林に遁入し、遂に其の踪跡を失せり。此の間隙に乘じ、副首領株の殘留二名の賊は、警官隊の遠く追撃せるを見定め、密に屋外に遁れ、偶然支署長の面前に顯はれ、其の距離僅に十二三間に達したるを以て、支署長は單獨之に對抗し、モ―ゼル拳銃七發を發射したるも、命中せず、然るに賊は方向を轉じ、逃走せんとしたるも、大柳警部補負傷の爲め唯一人殘留したるに會ひ、其の間僅に七八間互に銃を擬して對峙し、實に間髪を容れざる状態なりき、然るに賊は腹背敵を受け、進退谷り非常に狼狽したる結果、之を突進する勇氣な

く遂に再び隣家の土塀を乗り越へ潛入したるを以て大柳警部補は更に前面家屋の正面を扼し
 茲にて再び相對峙す。支署長は附近の巡查を集め之を包圍し泉警部及森警部補等の來援せる
 を以て直に該家屋内に突撃し強行偵察の結果漸く賊は便所に潛み居るを確め勇奮肉迫遂に之
 を射殺せり。

茲に於て一先づ各隊を引纏め附近一帯の家宅捜査を爲したるも他に賊の潜伏せるものなき
 を以て燒失家屋の監視傍ら戰後警戒の爲め特別隊を殘留し其の他は午後五時楊樹房派出所に
 引揚げたるが午後六時頃殘留部隊に於て賊一名燒死者あるを發見し之を檢するに人相は識別
 し難きも腕巻時計着衣身の廻り品竝に頭目唐子明が豫て所持する珠數小刀等により確に唐子
 明たることを判定せり。

此の戰鬪に於て匪賊九名中左記七名を斃し多數の武器を鹵獲せしが交戰中前記于文興長男
 于國喜(當四十二年)を射殺し我が隊に左記の犠牲を出したり。

- 戰死者 特別隊巡捕 姜 希 福
- 負傷者 大柳警部補 左大腿前面中央部より下部膝關節上部に貫通銃創一箇所
- 同 小殿部長 左上脚の上部外側より左肩胛骨内縁の中央部に貫通銃創一箇所
- 同 佐藤部長 左胸第二肋間部より同側肩胛下部に貫通銃創一箇所
- 同 春日巡查 左拇指第二關節部貫通銃創一箇所
- 同 下田乙科生 右下腿部に内側より直前に貫通銃創一箇所

- 同 巡捕張裕有 左大腿部外側擦過傷
- 同 壯丁曲元盛 左下腹部擦過傷約十仙米

一、鹵獲品

モーゼル拳銃一挺、同實包六十八發、露國式長銃七挺、同實包百五發、三十年式騎銃一挺、同實包六十九發、獨
 逸式長銃一挺、同實包百四十五發、支那式長銃一挺、同實包百三十九發、小刀二振、中折帽子三箇、帶革一本、布
 製彈藥入六箇、財布二箇、金銀取交せ三圓三十錢、脅迫狀二十三通

一、射殺匪賊の本籍、氏名、年齢

- 普蘭店會唐家屯生 唐 子 明 當三十四年
- 東三省西安縣 鐵 公 鷄 當四十一年
- 魏子窩楊樹底會上宮家屯 宮 占 洪 當三十五年
- 同 魏子河會大勝家屯 滕 家 禮 當二十七年
- 同 鄭家屯會三宮廟屯 安 積 重 當四十六年
- 同 魏子河會孫家屯 姜 鳳 義 當二十五年
- 東 三 省 氏 名 不 詳

4 匪賊被害一覽表

自大正十一年一月
 至大正十二年十一月

被害種別	被害件數	被害		被害價格	摘要
		被	害		
現金				四、六五七・〇	

備考	強 奪	宿 泊	放 火	殺 害	傷 害	人 質	計	
	三四 衣類外十三點、包米外七點、マリケン粉外七點、郵便物五十、落花生外二點、包米一斗、馬二頭、干魚二十斤、武器三挺、彈丸五十發	一七六 脅迫に應じたる件數	一二二 宿泊したる賊の數	一二二 人質十二名對要求額	八 燒失したる戸數	二 被 害 者	二 被 害 者	四 被 害 物 件
	八三件	一、〇九〇名	六一、六〇〇圓	一〇戸	二名	二名	武器 二〇〇發	
	二、八七一・八	食費未納額 六四八・五	提供額 二五〇・〇	損害額 五、四五九・〇			七五、四三九・五	
交戦に因る官憲殺傷被害は計上せず								

5 魏子富管内匪賊被害調

(大正十二年一月以降)

- 一、大正十二年一月三日午後一時十分、普蘭店管内粉皮踏會王家染房に十數名の匪賊潜伏せるに付討伐出向の電話に接し、管内非常警戒中同夜九時頃管内清水河會廣文屯に於て警戒員と邂逅し交戦を開始したるも夜間且は楊樹林密生の地なるを以て賊は遂に逃走したり、損害なし
- 一、一月十二日楊樹房會小李家坦、呂學聖外二戸に匪賊十一名は人質三名を帶同し一泊を強要す、食費不拂の外損害なし

- 一、一月十五日城子唾會柳家屯、于永祥宛五百圓要求の脅迫狀來り、五十圓を提供したる事あり
- 一、一月十八日清水河會大吳家屯、吳永祥方に匪賊九名人質三名帶同宿泊せし事翌十九日午後是を探知し討伐隊を差向けたるも既に出發後にて賊は同夜夾河廟會前肖家屯、安吉年方に宿泊せり、然るに翌二十日午前十一時受持巡査に探知され、賊は直に出發し大譚家屯會樓山の險阻に據りたり、討伐隊は惡戰苦闘遂に總突撃をなし、匪賊一名を射殺し一名を捕虜とし擡槍一長銃二、實彈二百餘發を鹵獲し、人質二名を奪還、何等の被害なし
- 一、一月二十九日東老灘會後宋家屯、孫喬雲は、小洋一千五百圓、同會牟家屯、孫明雲は金五百圓、小洋四百五十圓を何れも匪賊に強奪せらる、賊數十數名なるも系統不明
- 一、二月九日城子唾會後梁家屯、梁德昌外三戸に匪賊韓廷賓以下二十七名宿泊し、梁德昌に一千圓を強要したるに對し百七十圓を提供せり
- 一、二月十四日東老灘會後宋家屯、孫喬雲外一戸に匪賊頭目韓廷賓、唐子明、馬程九の合同團五十六名宿泊し銃器七挺、彈丸二百五十五發を略奪す
- 一、二月二十五日午前十一時夾心子派出所へ匪賊約六十名襲撃し、討伐に向ひたる佐藤支署長金森警部補は重傷し、巡查十一名、民政支署員二名捕虜となし、鹽稅監視所及地方民を劫し、長銃十八挺、拳銃四挺、彈丸約六百發、其の他衣類貴金屬等多大なる掠奪を爲し、一般部民を恐怖せしめたり(此の交戦中匪賊一名射殺せり)
- 一、二月二十五日崔家屯會修家屯、單廷科は匪賊に毆打脅迫せられ小洋二千三百圓を強奪せら

れたり

- 一、二月二十六日東老灘會前宋家屯、吳太安は匪賊五名より脅迫され、小洋一千圓を提供せり
- 二、三月十一日城子噙會董家屯、郭正民は小洋七十二圓と毛皮衣を強奪せらる、賊數十一名なり
- 一、三月十四日唐家房會宋家庄、宋玉顯外一名は一千五百圓の強要を受け、百餘圓を提供せり
- 一、三月八日城子噙會樂家甸子、宋允性及宋允忱は各々八百圓を強要せられ、二百圓宛提供せり
- 一、三月二十一日城子噙會柳家屯、于永福は五百圓を強要せられ、八十圓を提供せり
- 一、三月二十日唐家房會東橋家屯、劉甲增外二名は匪賊范玉良外二名より合計一千三百圓の強要を受け、四百五十圓を提供せり
- 一、三月十八日清水河會臺子屯、劉福川外一名及同會小陳家屯、障文章は、范玉良より現金二十二圓の強奪及數千圓の脅迫に對し、百餘圓を提供せり
- 一、三月二十九日東老灘會吳家屯、劉鳳元外一名は銃器二挺、彈丸五十發、小洋八圓を強奪せらる、賊の員數系統不明
- 一、四月一日清水河會廣文屯、張寶賢外二名は匪賊范玉良より金額を定めず、調達を命ぜられ、合計九十圓を提供せり
- 一、四月五日清水河會臺子屯、周公弼は百十圓を強奪され、更に一千圓を強要せられたるも、提供せず、數日間拘留、毆打後放還せらる
- 一、四月六日清水河會吳家屯、高吉榮外二名は范玉良一行の爲に現金百十八圓を強奪され、更に

六百圓の強要に對し、三百圓を提供せり

- 一、四月八日午前十時清水河會史家臺子屯に匪賊六名潜伏せるを確め、捜査隊十二名是が逮捕に向ひたるに、直に發砲し、交戰約二時間各屯を轉々し、廣文屯東方に至り、其の踪跡を失したり、此の交戰中匪賊張永令を射殺し、長銃一挺、實彈百六十發を鹵獲し、我れに何等の被害なし
- 一、四月十日鄭家屯會砲臺子屯、邵正心外二名は合計一萬圓の強要を受け、六百圓を提供したるも、爾後の強要に應ぜざる爲め、放火、盛殺の脅迫を受け、全家を擧げて、魏子窩に避難せり
- 一、四月十一日鄭家屯會大平屯、于興貴は馬二頭強奪せらる、價格三百圓
- 一、四月十四日城子噙會王家甸子、閻金更外二名は合計三千五百圓を強要せられ、拒絶したる爲め、小洋三百三十圓を強奪さる
- 一、四月十四日清水河會吳家屯、吳承高は三百圓の強要を受け、二百圓を提供せり
- 一、四月十四日碧流河會杏樹房、邵立鴻外一名は四千圓の強要を受け、一千百圓を提供せり
- 一、四月十四日東老灘會前王家屯、王毓江外一名は八百圓を強要され、五百六十圓を提供せり
- 一、四月十五日及四月十九日の二回に互り鄭家屯會前鄭家屯、張作徳は頭目唐子明一味賊團に金品提供の脅迫を受け、應ぜざりし爲め、遂に物置に放火せられ、警察官の消防努力に依り、鎮火せしめたり、損害價格約四十圓
- 一、四月十七日鄭家屯會砲臺子、李樹房外二名に對し、一萬六千圓を強要したるも、一人三百圓を提供し、其の他二名は遂に提供せず

- 一、四月十八日城子唾會大宋家屯、宋思賢外一名は匪賊韓廷賓より二千圓の要求を受け、五百圓を提供す
- 一、四月十八日清水河會沙包子屯、陳連福外一名は匪賊范玉良より一千三百圓の要求を受け、一は二十圓を提供し他は遂に提供せず
- 一、四月十九日贊子河會裳子屯、王春麟外二名は二萬圓の要求を受けたるも遂に提供せず
- 一、四月十八日東老灘會林家屯、林毓國外七名に對し、合計七千五百圓の要求に對し六名は提供せず、一名は八百五十圓、他の一名は銃器一挺を提供せり
- 一、四月二十日夾河廟會田家屯、暹日珠外三名に對し、一萬四千圓及楊樹房會上羅家屯、楊有德外二名に對し金錢の要求を脅迫したるも、何れも提供せず
- 一、四月二十一日東老灘會牟家屯、李玉廷に對し、匪賊六名來り小洋七百圓を提供せしめたり
- 一、四月二十三日城子唾會梁家屯、于寶津外七名に對し合計五千百圓の要求に對し千五百六十圓を提供せり
- 一、四月二十四日午前二時馬賊頭目馬程九は部下約四十名を率ひ東老灘派出所を襲ひ、九名の勤務員防戦したるも衆寡敵せず、西住巡查戰死し一名は負傷し遂に派出所を蹂躪され、銃器五挺、彈丸一千餘發其の他家財を掠奪し、又一部は大日本鹽業會社東老灘派出所を襲ひ、器具家財價格約二千六百圓を掠奪し、且遁れ遅れたる社員二名及其の妻一名を拉去したり、女子は途中放還し社員は五月五日日支警察隊の討伐交戦の際賊手を脱し歸還せり

- 一、四月二十六日午前二時半馬賊范玉良の一行と認めらるべき數名の賊楊樹房派出所を襲撃せんとしたるも、勤務員四名發見交戦し遂に之を擊退し被害なし
- 一、四月二十六日城子唾會柳家屯、于永康外六名に對し匪賊頭目韓廷賓より千九百五十圓の要求あり三百五十六圓を提供せり
- 一、四月二十六日鄭家屯會砲臺子、王有聲外一名に對し六千圓の要求を爲し一名は三百五十圓を提供し他の一名は提供せざる爲め人事不省に至る歐打を受けたり
- 一、四月二十七日崔家屯會趙家屯、趙延綬の居宅に放火し損害約二千圓、且脅迫の上一萬圓の要求に對し一千五百圓を提供せしめたり、賊の系統韓廷賓と史料せらる
- 一、五月四日匪賊馬程九の一團約四十名城子唾會東郭家屯及董家屯に潜伏せるを探知し、午前十一時包圍攻撃せんとしたるも遁走し始めたるを以て、大蘆家屯に接戦頭目、姜天吉を射殺し銃器三挺、彈丸九百二十一發、金銀紙幣四百九十五圓を押收す
- 一、五月五日崔家屯會趙家屯、趙德寅は五千圓の要求に對し、二千圓提供し又城子唾會董家屯、董洪基は馬程九の一行八名宿泊の上、長銃一挺を強奪せられたり
- 一、五月六日城子唾會柳家屯、宋天恩外二名に對し匪賊韓廷賓より五百圓宛を要求し結局合計二百六十八圓を強奪せり
- 一、五月二日頃より匪賊唐子明の副頭目、于福成一行八名贊子河管内に入り石固子屯、林建柱外十八名に對し脅迫狀を送り約二萬一千圓を要求中五月八日大陳家屯に於て搜索隊と遭遇し

交戦の結果匪賊蔡仲生を逮捕し、他の一名に負傷せしめたり、我に何等の被害なし

一、五月十四日贊子河會衣家溝衣學志は要求金拒絶の爲め棍棒にて毆打され且包米穀に放火せらる、火焰を見て馳せ付けたる警官隊は賊五名と交戦したるも、夜半のことにて其の踪跡を失したり

一、五月十七日頭目韓廷賓の賊團數名崔家屯會後趙家屯、趙延琛方に至り、強要に應ぜざる爲め毆打し、又隣家趙延綬が避難不在の家屋に放火し、損害約八百四十圓の被害を蒙らしめたり

一、五月二十四日鄭家屯會砲臺子屯、沈林翰は家族全部避難不在の中屋内に侵入し、石油を撒布し放火す、損害價格二千二百餘圓の被害あり

一、五月二十六日普蘭店管内粉皮塔會小姜家屯に於て警官を射撃せし唐子明部下匪賊六七名は、直に當管内唐家房會に來り西矯家屯警戒中の壯丁に發射し、腫に負傷せしめ何れにか逃走したり

一、六月三日夾河廟會小鄭家屯高學福方に四五名の賊來り、百圓を要求せしも在金なき爲め十五圓を強奪し逃走せるを警官隊追跡し州界孫家溝に於て七百米突の距離にて交戦せしも、遂に管外に通入せられたり

一、六月十日午後二時半鄭家屯會前鄭家屯、李相年方に三名の匪賊來り金五千圓強要の旨届出により直に討伐隊出動したるも賊は漸次増加し人質二名を帶同したる一團十二三名となり平山廟に至れるを以て同所に於て砲火を交へ、遂に同高地を占領し復縣管内徐家屯まで追跡

したるも、遂に賊影を失したり、此の際人質一名歸還し、曩に強奪せられたる擲槍一挺を奪還せり

一、六月十六日午前十時楊樹房會呂少溝、于國臣方に馬賊頭目唐子明の一行九名滞在すとの密報により包圍攻撃したるも、頑強に抵抗し負傷者續出するを以て、遂に家屋燒拂の止むなきに至り危険を犯し放火の結果匪賊は脱出したるを以て、之を追ひ六名を射殺し、二名は遂に逃走したり頭目唐子明は重傷遂に通れ難きを知り、燒失家屋内に於て火中に投じ憤死せり、此の間實に接戦六時間に及び巡捕一名戦死、警部補以下七名重傷を負ひ尙匪賊潜伏家屋の戸主于文興長男子國喜(當四十二年)は流彈に斃れたり、鹵獲品としては長銃十挺、實包四百五十八發、拳銃一挺、實包六十八發、金銀取混ぜ三圓三十錢、脅迫狀二十三通其の他數品あり

一、七月二十四日碧流河會蟲王廟屯、馬延德外一名は八百圓の要求に對し四百圓提供したり

一、七月二十五日午後二時半城子唾會小蘆家屯獨立家屋に匪賊二名潜伏せるを包圍し、交戦三十分にて趙忠魁を射殺したり、其の實弟趙春子は遂に逃走行衛不明となる、此の戦鬪に於てモ一ゼル拳銃一挺、實包八十八發、騎銃一挺、實包百六十一發、脅迫狀五通を獲得せり

一、七月二十六日城子唾會花山屯、王恒塊は七月十七日人質として拉去せられつゝありしが、同贖金五百圓を出したりとて歸來したるも事實は二千圓提供の模様あり

一、八月十日崔家屯會宮家屯、紀殿庚外五名に對し、脅迫狀來り四名にて奉天票八十五元を提供し、二名は提供せず

- 一、九月二十四日崔家屯會吳家屯、呂人貴は人質として拉去せられ、數十日拘禁せられたる後、回贖金二百圓にて放還せらる。
 - 一、十月一日唐家房會金家窩棚劉萬年は匪賊苑玉良より、武器十二挺及三千圓の要求を受けつつあるを探知し、直に包圍攻撃の結果清水河會方家屯及劉家屯に於て苑玉良外一名を射殺し、拳銃二挺、彈丸九百二十發を押収したり。
 - 一、十月二日崔家屯會姜家糖房、姜學海外一名人質として拉去せられ、回贖金三百五十圓及五百圓を提供し放還さる。
 - 一、十一月二十八日夾河廟會田家屯、高喜良は副頭目、楊殿清より銀二百元を強奪され、同所劉振清は二百圓を要求せられしも提供せず。
 - 一、十一月二十七日清水河會廣文屯、葛和發は楊殿清一行より五百圓の脅迫を受けたるも提供せず、又同所、于天禮は四十圓を強奪され尙二百圓を要求せられたり。
 - 一、十二月十四日楊樹房會牟家溝、牟長安は楊殿清一行より脅迫を受け、應ぜざりし爲め親戚に當る牟喜發は毆打せられ、且十五圓を強奪せられたり。
 - 一、十二月二十四日楊樹房會牟家溝、牟長樂は現金二十圓を強奪せらる。
 - 一、十二月二十八日楊樹房會小李家坦、徐傳新は現金十四圓八十錢を強奪せらる。
- 管内匪賊被害調
- (大正十三年一月以降)
- 一、一月十日夾心子會大高家屯、高紹傳方に匪賊二名來りしも、開扉せざりし爲め一發の威嚇發

砲と共に門戸に放火せり

- 一、二月十九日午後六時東老灘會前孫家屯、孫祥寬及孫祥榮は墓參の折二名の匪賊に拉去せられ、孫祥寬は翌二十日午前二時放還せられ、五萬圓の要求を受けたりとの噂あり、其の後内密仲間人往復し交渉を重ねつゝありしが、賊は遂に孫祥榮の指を切斷し、之を送附し來りて強迫するを以て被害者方に於ても回贖金約一萬圓を調達手交せんとするを探知し、之を差控へしめ漸く百數十日を経過せる六月二十八日復州管内楊家爐に於て本人を奪還せり。
- 一、五月十四日碧流河會杏樹房屯、遲元忠及遲延太は千三百圓の強迫を受け尙在、金小洋七十元を強奪せらる。
- 一、七月十八日夾心子會、杜彭年は午後七時半頃書房の歸途人質として拉去せられ、回贖金一千六百圓要求中、八月一日夾心子鹽田に於て匪賊を射殺し人質を奪還す。

6 魏子窩匪賊討伐幹部の更迭

佐藤支署長負傷以來署長缺員の儘、金州本署より峯岸署長來總親しく討伐隊を指揮し、日夜不眠不休勦匪に努力したる結果、表面稍平靜の觀ありしも、彼等は依然跋扈を極めたる爲め、居住民の重なる者數名は密に匪賊頭目數名を懷柔の方策を樹て、奉天支那官憲に運動を試みんとするものを生ずるに至つた。茲に於て當局に於ては愈積極討伐の必要を認め、佐藤支署長の後任として四月九日付高山警部を警察官練習所より當支署長に任命し、同時に泉警部以下二三幹部の増員を行ひ新陣容を整ふに至つた。

當時官憲の積極討伐に關し官民の一部には依然反對の議論旺にして、懐柔を以て匪賊策の妙諦なりと唱へ、積極討伐の無効にして悪化を恐るゝが如き傾向ありたるも、既に日本官憲の威信失墜し、白晝百鬼横行の觀あるに際し、警察が之を討伐すること能はずして、彼等と妥協するが如きは懐柔にあらずして、匪賊に屈服するが如きこととなり、將來永久に其の禍根を遺すのみならず、世界的に日本警察の名譽を失ふ所以にして、單に魏子窩なる一地方の問題にあらざるを認め、萬難を排し、速に剿匪の方策を講ずるに至つた。依て新任高山署長は先づ民心の安定と其の決意を宣傳するが爲め、直に魏子窩會の保甲會議を開催し、新任挨拶に代へ左の訓示を試みた。

訓 示 大 要

(大正十二年四月十五日)
魏子窩會保甲會議に於て

新任に際し一言御挨拶を申上たいと思ひます。先般匪賊の爲め不慮の災難を蒙りました勇敢にして犠牲的精神に富む前佐藤支署長の後任として未熟なる私が後繼者たる光榮を有することとなりました。私は大連及旅順地方には數年勤務して居りましたが、當地方は今回が始めてあります。殊に難關とせらるゝ當地方の治安を維持する上に於て、果して其の職責を全ふすることを得るやは頗る疑問であつて憂慮に堪へざる次第であります。乍併私も警察官として其の職に在る以上敢て此の至難なる職務を意とせず、殊に名譽ある前署長の後任として一は警察の爲め一は親友佐藤氏の素志を貫徹する意味に於きまして、上司に於て未熟なる私に此の大任を與へられたることを無上の光榮としてありがたく拜受したる次第であります。乍去事の成る成らざるは時の運命にして已を得ざることであります。私是一片の赤誠人事を盡して天命を待つ覺悟を以て之に望みたる次第であります。

私は十數年前日露戰爭の際恰度適齡に當り召集を受けまして、出征し滿洲各地に於て數次の戰爭に参加し、奉天戰の際右肩胛部に貫通銃創を受けたる經驗と、緣故を以て再び滿洲警察官として來ることになつたのであります。故に私の生命は既に十七八年前亡くなつたものとすれば、今日迄は神佛の御蔭で長命したるものと思ふて居るのであります。

故に多少にても各位の爲め警察の爲め御奉公が出來ますことならば私の一命は敢て惜しまざるものであります。私は決して各位に對し御世辭を申上ぐるものではありませぬ、日本警察官の考は皆私と同様の決心と覺悟を持って居るのであります。

幸に各位に於て小官の意のある處を御諒察下さいまして私の及ばざる所を助け、足らざるを補ひ互に相提携し其の任務を全ふせしめられんことを切望して已まざる次第であります。

承る處に依れば近時市内の住民は非常に馬賊の襲來に恐れて居る様であります。勿論今迄は警察力も軍隊の方面も微弱でありましたが、今回は關東廳に於ても充分なる決心を致し如何なることあるも明治三十九年の如く魏子窩の市街をして馬賊の襲撃を受け御迷惑をかけるが如き事は斷じて致しませぬ萬一其のことがありまして十分之を討伐することの準備が出來て居るのであります。即ち當地方の警察官及軍隊の力で不足の場合には瓦房店、柳樹屯、旅順方面の日本軍は直に出動して復州方面賊の退路を斷ちまして全滅せしむるの準備と覺悟があるのであります。勿論管内廣き事故州界方面多少の被害は當分免るゝこと能はざるべきも、早晚徹底的に之を討伐して御目にかける考であります。從て各位に於ても唯馬賊を恐れて何等自衛の方法を講ぜざるは愚なる事であります。私共は上官の命を受けまして魏子窩の爲め一般部民の爲には一命を捨つる覺悟で働いて居るのであります。故に各位に於ても匪

賊より脅迫など受けたる事がありましたならば之を秘密にせず速に役所に届出で警察の働を助ける事が第一であります。

日本内地でも世界の各國に於ても警察官は少数であります。小數であるから何か強盗の如き事件でもあれば地方民は誰彼の區別なく全員が相當警察官を助けて犯人の逮捕又は捜査に便宜を與へて居るのであります。之は警察官を助けると謂ふことよりも寧ろ自分自らを助けて居るのであります。然るに當地方に於ては唯昔の如く後難を恐れ被害の事實及賊の行動に關しては一切口を封して黙秘し官に申告するを避くる悪風があるのであります。かくては到底馬賊の被害を除く事が出来ないのであります。諸君が恐るれば恐るゝ程彼等は種々なる手段を工夫して金満家に脅迫状を送り金の無心をするのであります。如何に警察官が夢中になつて働かましても被害者が被害の事實を隠して申告せず偶々申告するものありとするも親族會議などをして二三日経たる後届出づる様のことでは到底捜査逮捕することが出来ないのであります。馬賊の方では之を幸として一般の人々が被害を受けても役所に訴へ出ない様に種々なる宣傳などをするのが常套手段であるが故に、徒に恐怖して此の計略にかゝる程愚なることはありませぬ、諸君は之等の事情は萬御承知のことと思ひますが、多數の中には随分譯の分らぬ方もある様に聞いて居りますので何卒諸君に於て十分部民を指導し能く保甲規約を守り、警察官と相一致して此の共同の敵に當つて戦きたいのであります。

前にも申述べたるが如く日本の警察官は決して馬賊を恐れる様な卑怯なものがないのであります。時々失敗の事實もあるのであるがそれは偶然のことにて問題とするに足りませぬ、諸君御承知の如く日本は人道の爲め東洋平和の爲め國運を賭して露國と戦ひ、數萬の生靈と十數億の巨費を投じて滿洲より

露軍を追拂つたのであります。僅か百や二百の匪賊の爲に日本官憲が恐れて何事も出来ない様に思ふのは大變な間違ひであります。事件があれば事件がある程警察官も増加し兵器も整へ艦々眞鍮となるのであります。故に今回私共を始めとして多數の警察官を増し新式の銃器なども澤山準備することになつたのであります。斯の如く莫大なる金をかけ危険を冒して働くのは何の爲であります。皆善良なる部民を保護する爲ではありませんか、故に諸君も其の御考で徒に心配して疲勞することなく大に奮發して警察と力を併せ如何なることでも進んで相談する様にならなくては困るのであります。若しかくまで警察が盡力しても被害者が隠して届出でず其の爲に警察側に不利益の事があり、又部民の中に不心得のものがあつて若干の利益を得るが爲に匪賊の便宜を計り通謀する様なことがあれば當に保甲規約の過怠金を科するのみならず進んで馬賊同様の嚴重なる處分を加ふるか若は此の管内より治安を紊るものとして在留を禁止する覺悟であります。此のことは今回私か赴任するに當りまして特に上官より嚴重命令があつたことでもありますから萬心得違ひなき様諸君より一般居住民に傳へて貰いたいのであります。

亦匪賊の動靜出入等に關し役所に申告の便法として無名の投書することも差支ないのであります其の方法として近く市内各所に投書函を設くる考であります。學校の生徒でも何人でも自由に投書して貰ひたいのである。無記名なれば何人か投書したのか分らないので諸君が心配する様な後難の恐れが全然ないのであります。次に諸君の特に御注意を願ふのは交通の完備即ち道路の改修であります。近く警察の方では軍隊用装甲自動車如きものを準備し村落其の他に被害がありましたら此の自動車に軍人及多數の警察官を乗せ、乘馬隊自動車隊と謂ふが如きもので迅速應援する様に致したいのであり

ます。それには道路が第一肝要なることでせめて城子驛位迄自動車交通する様に考へて居るのではありません。

普爾店と籠子窩の交通も今日の様では困ります。之は橋梁の如き澤山の金を要するものは關東廳の方にて工事に着手して居るのであります。其の他は各會村の方にて十分修繕を加へ完全に自動車の運轉する様に致したいと思ひます。御承知の如く道路は單に有事の場合に必要なのみでなく平素殖産興業の爲め多大の利益があるので其の利益は畢竟在住民の受くるところのものであります。何事も豫め準備する事が大切であります。準備が充分出来て居れば少しも憂ふことはないのです。私は決して諸君に對し一時の氣休めの御話をするのではないのであります。之は眞實私の決心と覺悟を御話して居るのであります。獨り私のみでなく當署全部の警察官は何れも皆同様の考を以て雨の降る夜も風の吹くときも日夜辛苦艱難して善良なる市民の生命と財産を保護する爲め一身を犠牲にすべく清き覺悟を持つて居るのであります。どうか餘計な心配をせずそれより幾分でも警察の爲になる様出来るだけの援助を希望して已まぬ次第である。

届出もせぬ援助もなさずして唯蕪て困る困ると云つて警察のことを兎や角批評するが如きは自分で自分の首を纏るが如きものであります。

従て警察の方で氣付かざることがあり足らざることがありましたなら決して遠慮には及びませぬ、如何なる事も直接私に申出て貰いたいのであります。

それが爲め諸君に御迷惑をかける様なことは斷じて致しませぬ、喜んで出来るだけの保護をして上げます。本日は御多忙の慮態々御出を願ひまして初對面なるにも拘らず色々失禮なる御注文を申し上げます。

に恐縮に存じます。私は茲に著任したる以上籠子窩管内を一大家族と看て利害休戚を共にする見地より腹藏なく申上た次第であります。どうか私の意のあるところを御諒察下さいまして各位の厚き御援助を仰ぎたいと思ひます。

終に臨み時に一言致したきことは正義の觀念であります。正義は正しき行と云ふことであつて天地と共に萬古不滅のものである。一時暗雲に蔽はるゝことあるも日月と其の光を同ふして最後の勝利を得るものであり善良なる部民の頭には必ずや神佛が宿つて居ると思ひます。神佛は必ずや皆様を守護して居るのである。警察の存する限り皆様を保護することを斷言して憚らないのであります。どうか安心して御職業に勉勵し籠子窩の繁榮に努力せらるゝやう希望して茲に新任の御挨拶に代へんとするものであります。

斯く討伐隊の新陣容成るに及び署長以下幹部は管内の地形を偵察し、殊に討伐隊の士氣を鼓舞するの必要を認め、高山支署長は著任勿々である。四月十八日管内東部方面の状況偵察を爲し同行の細川少佐をして警戒勤務方法等を監査せしめ大いに策戦計畫を定め、殊に東老灘方面の物情險惡なるを認め二十一日拂曉を期し守備隊の示威的行軍を求め、軍警合同の上附近村落五六箇所の強行偵察を爲し、又當時東老灘派出所勤務者四名なりしを九名に増員し、萬一を警戒せしむる事とした。然るに皮肉にも匪賊は二日後の四月二十四日東老灘派出所を襲撃し討伐隊の新陣容に一大打撃を與へ一層物情恟々として避難者續出の状況を呈するに至つた。

7 鏡子窩警察署管内匪賊特別警戒状況

鏡子窩地方一體は從來露國時代より馬賊の巢窟と稱せられたる所であるが大正十一年七月頃より馬賊頭目唐子明部下三、四十名頭目韓廷賓部下三十名頭目馬某部下三、四十名其の外小頭目數名部下約十名乃至二十名の馬賊團が我警察力の薄弱を奇貨とし海陸兩面に涉り連絡の上關東州管内に潜入し來り放火掠奪殺傷人質拉去等兇暴の限りを極め一般民心を戰慄せしめ遂に我官憲を蔑如するに至つた。依て關東廳警務局は從來の警備方針を一新し匪賊の州内潜入に對し斷然峻嚴なる取締を勵行し匪賊をして關東州内に足を入るゝの餘地なからしむることとに決定した然るに鏡子窩管内は支那領分に面する所謂州境は約日本里十里に互り軍當局の言に依れば完全に州境を警備するには約一箇師團の兵力少くも一箇聯隊の兵力を必要とする、五十名の警察官をして警備の任に當らしむるは至難の事業である。

佐藤署長は軍人出身の故を以て特に選拔せられ大正十一年十二月十五日鏡子窩署長に任命せられ前記關東廳の方針に基き州境警備の任に當ることとなつた。同署管内特別匪賊警戒隊として定員外に警部補一名巡查十名宛の騎馬警戒隊を編成し東西二區に別ち遊撃隊として晝夜連續管内全部一日約五里行程の地域を巡行すを精密に巡邏警戒せしめたる結果漸次被害を減少するに至つたものであつて其の間の實戦十數回署員の苦心察するに餘りあり。

8 佐藤警部以下に對する行賞

關東廳警部從七位勳七等

佐藤 民 衛

大正十二年二月二十五日七十餘名ヨリ成ル匪賊ノ一團ハ鏡子窩支署管内夾心子警察官吏派出所ヲ襲撃シタル報ニ接シ警部補金森忠吉以下騎馬隊十一名ヲ引率シテ急行途中地物ヲ利用セル賊ノ一團ヨリ猛烈ナル射撃ヲ受ケタル際勇敢ク部下ヲ指揮シ奮闘中遂ニ賊彈ニ中リ重傷ヲ負フニ至リ賊ノ射撃ヲ期シ得サリシト雖トモ勇敢不撓ノ行爲ハ特ニ功勞顯著ナリト認ム仍テ警察賞與施行ニ依リ金四百圓ヲ賞與ス

大正十二年六月一日。

關 東 廳

關東廳警部 佐藤 民 衛

大正十二年二月二十五日七十餘名ヨリ成ル匪徒ノ一團ハ鏡子窩夾心子警察官吏派出所ヲ襲撃シタル報ニ接シ警部補以下騎馬隊十一名ヲ率ヒ急行途中地物ヲ利用セル賊ノ一團ヨリ猛烈ナル射撃ヲ受ケタル際沈毅勇敢ク部下ヲ指揮シ奮闘中身ニ六彈ヲ受ケタルモ屈セス之レニ應戰シ遂ニ左眼ヲ失明シ現場ニ昏倒スルニ至ル迄勇敢不撓職務ノ遂行ニ努メタルモノニシテ其行爲ハ功勞拔群一般警察官吏ノ繼タリ仍テ明治四十三年勅令第四百三十八號ニ係ル功勞記章ヲ附與ス。

大正十二年六月一日

關 東 廳

9 佐藤警部功勞の概況

鏡子窩警務支署長として在職中大正十二年二月二十五日管内崔家屯警察官吏派出所巡視の際同日午前十一時半夾心子派出所を襲撃すとの報告ありたるも狀況詳かならず更に電話信號

二鏡子窩の匪賊掃討

するも應答なく必然襲撃を受けたるべしと直に金森警部補以下騎馬隊十名を率いて急行し、夾心子會王家屯に至り部民に賊狀を問ふも更に不明なれば尙前進し同屯の南端墓地に差懸るや賊亦我警察隊の行動を察知し、墓地を楯に散開し居るを認めたるより直に一同に下馬を命じたるに賊は猛烈に射撃を開始した。我隊之に應射し盛に銃火を交ふる折柄我陣地の南方後部約百米突の地點より七十餘名の賊團は散開しつゝ猛烈に射撃を爲し我前方は地の利を得好適の遮蔽陣地なりしも後方は全身露出の陣地にて賊も更に三十餘名増加して全く賊の挾撃を受け殆んど死地に陥つた。然れ共佐藤警部は沈毅勇敢縦横に馬を馳せ克く部下を指揮して其の部署を指示し一を以て十に當るの配陣を爲し、賊我に七倍以上なるに不拘容易に近づく能はざらしめ墓地に據る一團は一時鎮靜したるも漸次北方に移動し東王家屯民家に據り三方より我隊を包圍せんとする狀況となり、部下數名に村落十字路迄退却を命じ民家に據る賊に當らしめ同警部は賊彈雨飛の中を恰も無人の境に於けるが如く戰場を馳騁して軍を督した。此の勇敢なる態度に我隊員は倍々激勵され士氣揚り威力ある彈丸を送り賊に多大の損害を與へた。

然るに此の時同警部は左手右前膊及肩胛部に貫通銃創を蒙り糧を執る能はざるに至り馬亦傷きたれば止むなく下馬して奮闘を續けたが折柄南方より接近し來る賊の猛烈なる十字火を受け陣地の不利にして損害の大なるを慮り更に陣地を選定せむとする際賊彈は左大腿部を貫通し、續て腰部に命中し身には六彈を受けたるに毫も屈せず之に應戦し遂に左眼を失明し現場に昏倒するに至つた。此の勇敢不撓職務遂行に努めたる行動は功勞拔群一般警察官吏の範

とすべきものであつた。

10 一齊討伐開始後の情況報告(峯岸嶺子局長宛)

第一費大正十二年三月二十四日

本月十七日城子廳警察官吏派出所に於て莊河縣及復縣の代表者と會見の上なしたる協定に基き翌十八日より一齊に匪賊討伐を開始せり其の狀況左の如し。

一、三月十八日

- イ 城子廳部隊は午前八時より澤野警部補以下警部補二名巡查三十名城子廳會大傳家屯、金廠屯、西郭家屯、復縣管内潘家屯、香家屯を捜査警戒したるも何等異狀を認めず正午引揚げ歸所す
- ロ 崔家屯部隊は午前四時より小田田尻の兩警部補以下巡查巡捕二十二名崔家屯會大單家屯、小單家屯、任家屯、熊家店及熊家屯を捜査し午前九時何等異狀なきに依り引揚げ歸所す
- ハ 小田警部補は午後一時より巡查二十二名を率ひ大單家屯、小單家屯、城子廳會樂家甸子を捜査したるも何等賊情に關する手懸を得ず午後四時引揚げ歸所す
- ニ 賈子河部隊は午前八時三十分より三上警部補以下巡查巡捕二十三名は賈子河會小藤家屯、砲臺子屯、小王家屯、同砲臺子王家屯、小李家屯、大李家屯、新臺子、拉樹咀子、孫家屯、蔡家屯、周家屯を捜索したるも賊狀に就て手懸を得ず午後二時歸所す
- ニ 鄭家屯部隊は午前八時より藤島警部補以下巡查巡捕十四名鄭家屯會清水河以西の各村落を捜査したるも賊に關し手懸を得ず午後五時引揚ぐ

二、三月十九日

二、城子窩の匪賊掃討

イ 城子廳部隊は午前八時澤野寺尾の兩警部補以下巡査二十二名花山屯宮家屯孔家屯莊家坎子杏樹房小龐家屯呂家屯を捜査したるも賊狀に就て得る所なく午後二時引揚げ歸所す又龜井警部以下騎馬巡査四名午前九時より碧流河會轟王喇李家屯劉家屯肖家屯甸子廳を捜査したるも賊狀に就て得る所なく午後四時歸所す。

ロ 崔家屯部隊は田尻警部補は巡査二十二名及巡捕一名を率ひ午前十一時より崔家屯會宮家屯海家屯石家屯修家屯大高家屯泰隆屯半道溝東王家屯朱家屯を捜査したるも賊狀に就て手懸を得ず夾心子派出所に於て連絡し午後四時三十分歸所す

ハ 贊子河部隊は三上警部補以下巡査巡捕二十一名午前九時より州界各村落を強行偵察を行ひたるも賊狀に就て得る處なく午後二時引揚げ歸所す

ニ 鄭家屯部隊は藤島警部補以下巡査巡捕十五名は管内清水河以東の各村落を捜査したるも何等異狀なく午後五時歸所す

ホ 其他部隊は各管内の村落を強行偵察を行ひたるも何等異狀なし

ヘ 城子廳派出所に於て探知せる賊狀は復縣第四區管内崗子店に匪賊約六七十名潜伏中なりと及復縣第四區松樹崗(城子廳派出所北方約四十五支里)に匪賊多數潜伏せる形跡ありと

二、三月二十日

イ 城子廳部隊は午後一時より龜井警部以下警部補四巡査巡捕四十七名城子廳會初家屯小王家屯藥家甸子魯家屯西郭家屯金廠大傳家屯復縣管内尹家屯劉家派子史家屯を捜査したるに何等異狀なく午後五時引揚げ歸所す

ロ 此日同派出所に於て得たる賊狀は昨日復縣管内松樹崗の豪農王鴻玉方に食事の準備を書信に依り命じたる賊は約六七十名にて本朝同家に来り家人を脅迫の上金錢及銃器の提供を命じて引續き同家に潜伏中なりと

ハ 崔家屯部隊は村田警部補巡査巡捕二十一名を引率して午前八時より崔家屯會宮家屯高家屯高家店王家店沙嶺子楊家屯の各村落を捜査したるも何等賊狀に就て手懸を得ず贊子河派出所と連絡の上正午歸所す

ニ 峯岸警視は管内王家甸子に賊徒潜入の聞込ありしに付村田小田田尻の三警部補巡査五十一名を率ひて午後一時より大單家屯藥家甸子王家甸子張家屯を捜査したるも發見せず

ホ 贊子河部隊は午前九時巡査六名を贊子河會沙嶺子に出して崔家屯の村田警部補と連絡せしめ附近捜査後午後四時歸所又三上警部補は巡査八名を率ひて午後四時より潮海寺王家屯蔡家屯孫家屯を捜査午後十二時歸所す

ヘ 鄭家屯部隊は藤島警部補以下十三名午前十時より鄭家屯會南部各村落を捜査したるも何等異狀なく午後六時歸所す

其の他の各部隊は各其管内各村落を捜査したるも異狀なし。

四、三月二十一日

イ 城子廳部隊は午前九時より同十時迄巡査十二名を莊河街道及復州街道に配置し通行人を捜査取調べたるも何等異狀なし

龜井警部以下警部補巡査三十三名は午後一時より城子廳會大傳家屯復縣管内龐房子家屯小老虎屯

二、魏子窩の匪賊掃討

を捜査し午後五時歸所す

○ 當日同部隊に於て探知せるに賊状は本月十六日午前一時頃復縣第四區管内源發屯に於て巡警と衝突銃火を交へたる匪賊は十七日夜東糧管内保家溝に宿泊し十八日同地發一拉搭董家坎子に至り十九日夜同梨樹溝、慶豐寨方に宿泊二十日同運家溝、城子驢派出所より北方二十五支里に來り目下同地に潜伏中なりと

匪賊約二十餘名は三日日より復縣第四區東糧會潘大高屯城子驢より西北方約四支里に潜伏中なりと

復縣第四區第二分所管内張家屯城子驢派出所西北方約三十五支里張某方に三十餘名の賊昨夜より潜伏中なりと

復縣警務隊長李維一は部下四十名を率ひて昨日より引續き源發屯に滞在在中なりと

ハ 寶子河部隊は午前七時より三上警部補以下巡查巡捕十八名を宋家屯會及鄭家屯會の清水河以東の各村落を捜査したるも何等異状なく午後四時引揚げ歸所す

ニ 鄭家屯部隊は午前九時より慶島警部補以下巡查巡捕十三名管内管外に互り各村落を捜査したるも何等異状を認めず午後二時引揚げ歸所す

ホ 其他の各部隊は各管内の部落を捜査したるも何等異状なく午後十時歸所す

五、三月二十二日

イ 城子驢部隊は午前七時三十分より龜井警部以下警部補四、巡查三十二名大蘆家屯、吳家屯、小芦家屯、後李家屯、轟王廟の各村落を捜査し午後二時引揚げ歸所す

ロ 此日同所に於て得たる情報は復縣第四區第二分所管内張家屯、張某方に潜伏中の賊約三十餘名昨

日午後九時頃同屯北方約五支里の于家坎子、城子驢派出所より西北方四十支里、邵某外三戸に移動目下同地潜伏中なり

復縣東糧會黑盤山、城子驢西北方約四十支里に潜伏中の賊約十五六名昨夜八時頃碧流河を涉り莊河管内に逃走せんとして果さず墨盤山に引返し引續き潜伏中なりと

ハ 崔家屯部隊は崖岸警視以下警部補巡查巡捕五十一名午前六時出發高家屯、夾心子管内佟家屯、大高家屯、朱家屯、東王家屯を経て夾心子派出所に到り同所に於て同所部隊と連絡の上同會郭家屯、朱家沙、泡子東老灘會林家屯、牟家屯、隋家屯を捜査し東老灘派出所に於て碧流河派出所員と連絡し鹽田を捜査して午後三時歸所せり

ニ 寶子河部隊は午前九時より三上警部補以下巡查巡捕二十二名蔡家屯、拉樹咀子、大李家屯、小李家屯を捜査したるも賊状に就て何等手懸を得ず午後四時引揚ぐ

ホ 鄭家屯部隊は午前九時より慶島警部補以下巡查巡捕十二名州界附近の各村落を捜査したるも何等異状を認めず午前四時引揚げ歸所す

ヘ 其他の部隊は各管内の村落を捜査したるも異状なし

六、三月二十三日

イ 城子驢部隊は午前八時より龜井警部以下警部補巡查巡捕三十二名復縣管内于家屯、碾房を捜査し東糧に於て支那警務隊と連絡の上西屯、大房子、大老虎屯を捜査したるも何等異状なく午後五時引揚げ歸所す

ロ 此日同部隊の得たる賊状は復縣第四區運家溝及于家坎子附近に潜伏中の賊約五六十名は昨日同區第二分所管内梨樹溝に二十餘名同初家溝、城子驢派出所より六十支里に三十名來り初家溝の藁農

二、魏子窩の匪賊掃討

單賊芳に對し銀一萬圓の提供を命じたりと

ハ 崔家屯部隊は午前八時より村田警部補以下警部補一名巡查二十名三月廟屯、姜家溝、姜家廟、張家屯、北馬家屯復縣第三區第一分所管内徐家屯、大相科、福興店、小陳家屯、孟家屯を捜査したるに賊狀に就て何等手懸を得ず午後二時引揚ぐ

ニ 此日同部隊の得たる賊狀は復縣第四區第一分所管内梨寺溝、崔家屯派出所より東北方九十支里、崔小西、鄧家屯、三先生の兩名方へ匪賊約七八十名來り目下潜伏中なりと

ホ 贊子河部隊は午前五時より巡查十二名州界各村落を捜査したるも何等異狀なく午後五時引揚ぐ
ヘ 鄭家屯部隊は午前八時より蕪島警部補以下巡查巡捕十名州界各村落を捜査したるも何等賊に關して手懸を得ず午後四時三十分歸所す

ト 此日同部隊の得たる賊情は約八十名の賊は本月二十一日復縣第三區管内沙泡子東方白山溝に潜伏せるを支那官憲に於て發見したるも之を討伐する能はず賊は同夜夜陰に乗じて第四區番兒溝に逃走し昨二十日は同屯に潜伏し居れりと

チ 其他各部落を午前九時より各其管内の村落を強行偵察をしたるも何等手懸を得ず

七、以上各部隊の得たる賊狀を綜合するに匪首韓廷賓の率ふる賊團主力は漸次北に移動しつゝあるも今尙復縣第四區梨子溝、松樹崗、城子、離北方約九十支里附近に潜伏し居るものゝ如くして其の一部小數の賊は管内に出入して部内の富豪家等に對し脅迫的言辭を以て金錢の要求をなしつゝあるに依り嚴重戒捜査中なり

八、三月二十三日管内清水河派出所の探知する處に依れば匪首唐子明の部下范玉良は外四五名の者と普蘭店管内粉皮墻會十八場及同會東北溝に親戚及知己あるを奇貨とし同屯附近を根據として清水河

會及唐家房會の富豪家に對し脅迫的言辭を以て金錢を強要せる形跡あり本月十七日午後十一時頃唐家房會許家屯第三十一番戶劉甲增に金五百圓同屯第四十六番戶董文發に金五百圓同屯第四十一番戶劉甲德方に金三百圓を同月十九日迄に調達提供すべく強要し置き立去りたるが其の後二十日夜同人等方に再び來り劉甲增より小洋二百圓劉甲德より小洋百圓董文發より小洋百五十圓を受取り何れにか逃走せり

九、以上に依り范玉良一味逮捕の爲め、直に普蘭店支署に通報し粉皮墻會十八場及東北溝附近を捜査すると共に贊子窩支署に於ては巡查部長以下巡查巡捕六名を清水河派出所に派し變裝せしめ清水河及唐家房管内を嚴重捜査中なり

第二輯大正十二年三月二十六日

本月二十四日、二十五日に於ける狀況左の如し

(一) 三月二十四日

1. 城子廟部隊は午前八時三十分より龜井警部以下警部補二名、巡查三十名は大傅家屯、甸子、後梁家屯、鐘家屯、前梁家屯、背後陰子、柳家屯、大宋家屯、小宋家、甸子、後李家屯、大芦家屯、小芦家屯を捜査したる上午後一時三十分歸所す

(イ) 同部隊の得たる賊狀は昨日未明より復縣第四區張家屯に潜伏中の約五、六十名は昨夜十二時頃大娘々廟に移動し同地に宿泊の上引續き本日も滞在中なりと

(ロ) 賊約三十名は昨夜九時頃大娘々廟東方約三支里なる大劉家屯に西北方より來り昨夜同地に宿泊目下潜伏中にして賊は同地居住富豪姜學義に對し露國式小銃六挺彈丸二百五十發を強要し之を受領せりと

右賊團は何れも韓廷實一派にして頭目等は軍服を着し長靴を穿ち洋刀を帯び居れりと

(ハ) 賊團最近の行動は人買拉致は種々支障あるを以て全然此の方法を改め専ら富農に對し金銀及武器の借用方を申込み之を強要し居れりと

(ニ) 又本日大娘々廟に於て韓廷實に面談せりと云ふ支那人の言に依れば同地に賊約百五十名あるを認めたりと而して韓廷實は大劉家屯にも賊約百名位在るに付同地を通過する勿れと言渡したりと右は賊數過大に失する如きも賊は大娘々廟大劉家屯附近に漸次集合し居るものゝ如く認めらる

2. 崔家屯部隊は午前八時三十分より村田警部補以下二十五名三月十五日朝を經て美家糖房屯、姜家糖李家屯、劉家屯、後趙家屯、前趙家屯、大尹家屯の各部落を搜索しつゝ午後零時三十分歸所す

(イ) 本部隊の得たる賊狀は本月二十二日夾河廟派出所より通報ありたる匪賊の潜伏したる形跡ありとの地名恒應復屯、復州第三區沙包子屯を距る東北方二十支里、夾河廟派出所を距る百支里の實地調査の爲當所より密偵を派遣したるも同地方には本月上旬以來匪賊横行又は潜伏したる形跡なし

調査の結果本月十四日復州第四區第一分所管内梨子寺溝當所を距る東北方約九十支里に匪賊約五十名宿泊し翌十五日東北方約三十支里石礪地屯當所より東北方約百支里及孫家屯、慶風太溝(當所東北方約七八十支里)に潜伏中なりしが本月二十日同地を逃走し同區第一分所管内鄧家店當所東北方六十支里に潜伏し本月二十一日同地を逃走同區一分所管内干波子(當所東北方五十支里)に逃走し來り目下同地に潜伏中なりと右賊團は韓廷實の分隊なるやと認めらる

(ロ) 本月二十三日午後十二時頃韓廷實の一團は約百餘名復州第四區第一分所管内梨子寺溝より南

下し目下同管内劉家屯當所東北方約四十支里姜仁浦及劉洪元外二三の民家に分宿潜伏中なりと

(ハ) 復縣警察隊長李維一以下二十七名は復州第四區第四分所管内源發屯當所東北方約二十五支里

浦老大に於て巡警の奪はれたる銃器の辨償金提出せば同地を引揚げると云ひ目下滞在中なり

右劉家屯と源發屯は約二十支里を隔て居れり

(ニ) 本月十日源發屯に於て支那官憲と匪賊と交戦したる際賊一名負傷したりと而して其の負傷したる賊は復州第四區第一分所管内梨子寺溝孫某方苦力に運搬せしめ賊團と共に劉家屯に逃走し目下同地に滞在中なりと

3. 賈子河部隊は三上警部補以下二十名は午前八時より蔡家屯、孫家屯、大李家屯、小李家屯、新蓋子、小王家屯、安家屯、林家屯、小孫家屯の各部落を搜索したるも賊の侵入潜伏したる形跡を認めず午後一時歸所す

4. 鄭家屯部隊は午前八時より慶島警部補以下巡查十名は清水河以東の搜索を行ひ私服巡查一名は清水河以西の各部落を搜索し巡捕二名は州界より復州管内の賊情を搜索し午後五時歸所す賊狀に就き何等手懸を得ず

州界に派したる巡捕の報告に依れば賊は本月二十三日復州第四區第一分所管内高家糖當所東北方七十支里位に賊約七八十名居れりとの聞込なり

5. 夾心子部隊は午後一時より木原警部補以下八名賈子河口及夾心子溝の船舶四十二隻を臨檢したるも何等異狀なし午後二時賈子河口碇泊船八隻出帆したるも何等不審の點を認めず鹽田中に散在せる苦力小屋十八戸に就き搜索したるも賊の潜入せる形跡を認めず午後五時歸所す

(二) 三月二十五日

二、魏子窩の匪賊掃討

1. 城子廳部隊は午前九時より巡捕二名を莊河方面に巡捕一名を復州方面へ密行偵察として派したるも何等得る處なく午後五時歸所す

午後一時より龜井警部引率の下に澤野佐藤兩警部補巡査二十五名は傅家屯の戸別調査及海上警戒を行ひたるも何等賊の手懸を得ず午後五時歸所す

(イ) 本部隊の得たる賊狀は復縣第四區大娘々廟及大劉家屯に潜伏中の賊の一部二十餘名は昨夜八時頃同區源發屯に到りしかば同屯百家長李甲順其他の有資産者は大部分避難せり然るに賊は李甲順方に到り同人の妻及苦力三名を棍棒にて毆打負傷せしめ屋内を捜したる上露國式小銃三挺同彈丸四五十發を強奪九時頃大劉家屯方面に向け出發せり尙賊は同屯引揚げに際し李甲順の妻に對して曰く本屯の有資産者は目下逃走し居りて如何ともする能はず依て汝は明日中に此村落より小銃二十挺彈丸五千發を徴し置き其の旨紙面にて吾々に通知せよと

(ロ) 昨日大娘々廟及大劉家屯に滞在中の匪賊は昨夜東程屯趙家溝王家粉房劉家溝及前趙家溝城子廳西北方約十五支里に移動し目下同地に潜伏中

(ハ) 大劉家屯に滞在中の匪賊は同屯居住人民より左記銃器彈藥を強徴せり

姜 學 義一露國式小銃六挺

姜 正一露國式小銃一挺

趙 畔 貴一露國式小銃一挺

劉 常 春一露國式小銃一挺

外彈藥三百發餘

(ニ) 昨夜午後九時頃源發屯を引揚げたる賊約二十餘名は源發屯東北方三支里なる鮑家屯に至り同

屯居住黃倫方より露國式小銃三挺彈丸七八十發を提供せしめ王家粉房に向へり

(ホ) 賊は本月二十三日復縣第四區第二分所管内陳家屯雜貨商永春祥陳云峯方より露國式步兵銃一挺彈丸百發三十年式步兵銃一挺同騎兵銃一挺同彈藥三百餘發を強徴せりと

(ヘ) 莊河縣遊擊隊第二分隊及第三分隊巡警合計四十餘名は莊河縣玉皇廟管内寧屯附近にありて目下匪賊警戒中

2. 崔家屯部隊は午前八時三十分田尻警部補以下巡査二十五名南馬家屯子家屯後大房子屯馬廠屯前大房子屯前子家屯後曲家屯楊家屯の各部落を戸別捜査し午後一時半歸所す捜査中賊の潛入せる形跡を認めず

匪賊約四十餘名復縣第三區第二分所管内藍家屯に潜伏中なるに付實査するに韓廷實の一味にして土民の言に依れば賊は昨夜の暗夜に乗じ何處にか移動するとの風評あり村田警部補は午後八時より乙科生を引率し馬家廟三月廟附近を發火信號をなし警戒したるも何等異狀なし

3. 糞子河部隊は午前九時より三上警部補以下十九名内一名は支那服を着し密偵二名を付し前遺し沙包子耿家屯石佛寺衣家溝修家屯范家屯住家屯大陳家屯董家屯西林家屯紀家屯李家溝小勝家屯の各部落を捜査したるも賊の手懸を得ず午後二時歸所す

4. 鄭家屯部隊は午前八時より藤島警部補以下十名は南方各村落の捜査をなしたるも賊狀に就き何等得る處なく午後五時引揚く曲巡捕外密偵三名は午前六時より復州方面に捜査の爲派したるが午後七時歸所す

右巡捕の閉込に依れば賊は漸次増加の傾向ありて賊團は中華日軍と記せる旗を押立て行動し居れりと

5. 東老灘部隊春木警部補の報告に依れば東老灘部内吳家屯劉德尊方へ昨日來りたる復州管内美家屯大娘々廟後約二支里季某の語る處に依れば本月二十三日夜美家屯に約百四十名の賊大娘々廟方面より來り同屯部民に對し約十七八戸分宿方を強要したる婦女子全部を他村落に避難せしめ賊を宿泊せしめたりと然して賊は昨二十四日朝同人か出發する際迄依然滞在し居りたりと
6. 清水河派出所岩元巡査部長は長山寺派出所君羅警部補と連絡をとり嚴重捜査中にして賊團は范玉良楊殿清張吉有曲某の七八名にして從來清水河唐家房粉皮墻部内に侵入せる形跡あり嚴重警戒捜査中

第三輯(大正十二年三月二十七日)

本月二十六日に於ける狀況左の如し

(一) 三月二十六日

1. 賊子龍部隊は午前八時より龜井警部以下警部補二名巡査二十五名は賊子龍會花山屯東郭家屯宮家屯塔寺屯王家屯の各戸別調査及船舶臨檢したる午後一時歸所す
小松甲科生以下八名は午後四時より賊子龍復縣街道莊河街道の通行人取調の午後六時歸所す
イ 同部隊の得たる賊狀は今尙大娘々廟に宿泊滞在中
- ロ 賊約八十名餘り(系統不明に付内偵中昨日復縣第四區管内後縣盤山及同屯西方約三支里なる小葉樹房屯當所北方約四十餘支里の地點に現れ今日も同地に潜伏し居れり
- ハ 昨日賊は手紙を復縣第四區源發屯に送りて曰く露國式小銃二十挺彈丸五千發其の他銀一萬元を三月二十六日夜受取に行くべき筈に付同夜迄に準備し置くべし若し約に違ふならば全村に放火すべしと。

ニ 賊は先般大娘々廟及大龍家屯滞在中新加入者十餘名ありたりと

ホ 賊は四、五日前復縣第四區松樹崗居住の王國厚方より小銃四挺彈丸五百四發を提供せしめたるが今回更に同人に對し拳銃十二挺彈丸一萬二千發を七日以内に大龍家屯に送附すべき旨命じたりと

2. 崔家屯部隊は午前十時より村田警部補以下四十二名は大尹家屯前趙家屯後趙家屯復州管内平房子劉家屯李家屯美家屯美家康房の各村落を搜索しつゝ三月廟を経て午後二時歸所す

イ 本部隊の得たる賊狀は昨二十五日午後二時頃復縣第三區二分所管内孫家屯當所より北方約十二支里に約七八名の馬賊來り今晚該地に宿泊するに依り炕三十箇を準備し尙保甲團に於て準備しつゝある露國式歩兵銃一挺を王家粉房孫家屯より東北方約四、五支里に持ち來るべしと部民に命じたるを以て孫家屯の苦力が同屯へ持ち行きたるに該銃器は破損し居るを以て別の銃を持ち來れと命じたるに依り王家粉房の雜貨商をなし居りたる李福亭の仲介に依り孫家屯より彈丸三四百發を持參して該事件落着せしめたりと云ふ

右は孫家屯農孫吉英の長男孫瑞云が魏子窩に行く途中に於て聞込みたるものにして賊は劉家溝趙家溝王家粉房の各屯に約八九十名宛分宿し居れりと云ふ

ロ 昨二十五日午後時間不詳復縣第三區二分所管内魏窩堡(當所より北方二十五支里)約四、五十名よりなる馬賊の一團南下せりと

3. 賀子河部隊は午前九時より三上警部補以下巡査六名は長海寺に至り賀子河方面を展望監視を終り午後六時歸所す
午前七時より巡捕一名及密偵二名を復州方面へ派したるに午後五時歸所す

二魏子窩の匪賊掃討

4. 鄭家屯部隊麻島警部補以下九名は午前九時より清水河以西の各部落を捜査したるも賊狀に就て何等手懸を得ず午後五時歸所す

午前七時より巡捕二名及密偵三名を州界より復州方面に派したるが賊狀に就て何等得る處なく午後六時歸所す

第四輯大正十二年三月二十八日

本月二十七日に於ける狀況左の如し

(一) 三年二十七日

1. 城子驛部隊は午後一時半龜井警部以下警部補二名巡査三十名巡捕一名は金廠屯に匪賊潜伏し居るとの情報に接し同時に出所し金廠屯を包圍し捜査せしも賊影を認めず夫れより復州管内潘家屯魯家屯半道海平林李家窩窪子家屯の各部落の強行偵察をなして午後六時歸所す

イ 同隊の得たる賊狀は賊は本日も引續き復縣第四區王家粉房劉家溝前趙家溝劉家爐大娘々廟の五道所に散在潜伏し尙一隊八十餘名も昨日より引續き復縣第四區後區嶺山西方約三支里なる小楊樹房屯に潜伏し居れりと

ロ 三月二十五日賊約二十餘名復縣第四區後區嶺山より碧流河を渡り莊河管内第三區當輔街會大姜家屯城子驛派出所より東北方約五十支里姜家年方を襲ひ金三千圓の借用方を申込み其中若干を領得し引續き同地に潜伏し居れり依て莊河縣警察所長及遊撃隊長は之を討伐の爲め部下を引率し二十六日莊河を出發當輔街に向へりと

ハ 賊は三月二十五日手紙を復縣第四區源發屯に送り銃器及金錢の提供方を強要せし事は既報の通りなるが其の後内査するに賊の要求事項左の如しと

一、 露國式小銃二十挺同彈丸五千發 二、 軍服及軍帽二百二十着内將校用として金銀入二十着

三、 拳銃彈丸一萬發 四、 三十年式彈丸一萬發

五、 喇 叭 八 個 六、 銅 鼓 一 對

七、 大 鼓 一 對 八、 銀 一 萬 圓

右要求を履行せざる時は全村を焼き拂ふべしと

源發屯は比較的富裕なる部落にして戸數二十戸餘りあり

右要求を受け之等全部の履行をなす能はず且他に避難する能はず住民全部集合協議中なりと

ニ 崔家屯部隊の青木警部以下五十二名は城子驛部隊應援として午後二時出發樂家甸子西郭家屯、金廠屯張家屯、熊家屯及復縣第四區管内李家屯尹家屯、黃家屯、姜家平房の各部落を強行捜査をなし午後七時歸所す賊狀に就ては何等手懸なし

2. 賈子河部隊は巡捕及密偵一名を除家大房へ派し其後の賊狀及警察隊の動靜に就て調査せしめたるに賊は大娘々廟源發屯、大劉房等に於て銃器を強奪しつゝありと

密偵を復州々界左記各部落へ一名宛張込み監視せしむ小李家屯蓋平道路拉樹咀子復州道路

3. 鄭家屯部隊麻島警部補外九名は午前九時より清水河以東の復州々界に接せる各部落の捜査を行ひ午後五時歸所するに何等異狀なし

午前八時より巡捕一名密偵三名を清水河以西の州界に接せる部落より復州管内に至り捜査せしも賊狀に付得る處なく午後六時歸所す

4. 東老灘部隊は午前九時より春木警部補以下巡査四名巡捕二名は東老灘部内隋家屯、東西家屯、王家坎子前孫家屯の各部落を巡邏したるも何等賊狀に就て得る處なく午後一時歸所す

二、 雙子窩の匪賊掃討

第五輯大正十二年三月二十九日

本月二十八日に於ける状況左の如し

(一) 三月二十八日

1. 城子廳部隊は午前八時より龜井警部以下警部補二名、巡査二十七名、巡捕四名は城子廳花山屯、大劉家屯、隋家屯、柳家屯、温家屯、姜家屯、于家屯、謝家屯、干島子を捜査するに異状なく午後五時歸所す
午後四時より午後六時迄復縣及莊河街道に巡査六名、巡捕一名を配置し通行人の取締を爲す
午前八時より午後五時に至り復縣及莊河管内へ巡捕各一名を派遣す
イ 同隊の得たる賊状は復縣第四區王家粉房、趙家溝、劉家爐、劉家溝及大娘々廟の各部落に分散潜伏中の匪賊は昨夜八時頃同屯前後、中、鄭家屯、當所北方約三十五支里に移動し目下同部落に潜伏中
ロ 昨日午前十時頃右賊の一部源發屯に來り同屯書房より喇叭五個を強奪せりと
ハ 三月二十五日復縣第四區後墨盤山より碧流河を渡渉し莊河管内第三區當輔街下姜家屯、振年方を襲ひし賊約二十餘名は昨夜九時頃同屯出發復縣第四區大劉家屯に歸來せり賊は姜振年に對し銀三千元の提供を命し其内若干を領得し殘額は五日以内に大劉家屯に送付すべき旨を命ぜりと
ニ 匪賊の一部隊が莊河管内第三區當輔街下姜家屯に現はるゝや莊河遊撃隊長牛德坤は部下歩隊馬隊各二十名を引率し即日當輔街へ向へるが賊は昨夜復縣管内に移動せしを以て牛部隊長一行は本日正午第二區一分所々在地たる玉皇廟に到着保甲長を召集し協議會を開催せりと其の内容は調査中
2. 崔家屯部隊の得たる賊状は復縣第三區管内趙家屯、劉家溝、王家粉房に潜伏中の韓廷寅一團の賊は昨二十七日夜復縣第四區第一分所管内陶家屯、鄭家溝、小鄭家溝に逃走し今尙同地に潜伏中にして

陶家屯甲長陶玉慶は銃四十挺、彈丸二萬の要求を受たるも本日第四區管内大平嶺屯に避難し來れり當所より派遣したる廉及王巡捕は同人に面會し尙左記の情報を得たり

イ 賊は目下團員の募集に努め居れるが同地方の無頼漢は喜んで之に應じつゝあり之が爲賊は銃器不足の補充に窮し土地の富豪家を脅迫し銃器の要求をなしつゝありと

ロ 劉家溝に於て賊は銃器六挺、彈丸六百發を掠奪し去れりと
ハ 復縣趙警隊長は本日一拉搭に到り最近復縣よりの應援を合し約百七、八十名の部下を率ひ居れりと同隊は賊を南方へ壓迫せんとする如し

3. 賀子河部隊の得たる賊状は本日復州より大李家屯へ歸りたる者の言を聞くに大娘々廟西南方約四支里の運家溝に賊四、五十名侵入し居れりと云ふ目下調査中

4. 鄭家屯部隊は午前九時より藤島警部補外九名は清水河以東の州界に接せる各部落より賀子河會に接せる各部落を捜査し午後四時三十分歸所す何等事項なし
午前八時より巡捕一名及密偵三名をして清水河東岸部落より復州方面に派したる所賊状に就て何等聞込みなく午後三時歸所す

5. 東老灘部隊は午後一時より春木警部補以下巡査三名、巡捕二名は賊の南下したりとの通報に基き部内各村落の捜査をなしたるも賊の侵入及通過したる模様なく部内何等異状なし尙展望警戒中沿岸及鹽田水溝へ船舶の出入するものなく午後五時三十分歸所す

6. 碧流河派出所勤務の清原巡査は午前九時より應援の巡査二名と共に碧流河々口に到り船舶臨檢をなしたるも出入の船舶に異状なし途中城子廳龜井警部の率ふる捜査隊と連絡を採り午後五時歸所するに異状なし

轉巡捕は午前九時より轟王廟、杏樹房屯方面の賊狀警戒として出發したるも各屯に於ても何等賊狀を得ず午後五時歸所す

7. 地方の有力者高互相の談に依れば賊は最近復縣及日本管内警戒嚴重なる爲地方に潜伏する事困難なるに付海上に出で山東地方に逃走すべしと眞偽判明せざるも引續き内偵中なり

三、匪賊の營口襲撃

六百の匪賊を撃退し附屬地の安全を圖る

滿洲事變直後に於ける滿洲は匪賊の跋扈甚しく住民は戰戰兢兢とし其の被害と脅威を被むること夥しく軍隊及警察相協力して専ら之れが掃蕩に力を注ぎ逐次に壓迫し彼等をして暴威を逞ふする餘地なからしめ或は殲滅し或は歸順する等軍警の威力に依りて征服し現時は北滿方面に於て微弱なる集團匪賊の蠢動を見る程度であつて南滿洲鐵道附屬地の如きは安定を告ぐるに至つたが一時は各地共に大集團の匪賊横行し頭目も有名なる者が多かつた。營口海城に互る一帯を攪亂したる匪賊頭目老北風及彙天の如きも其の類であつて滿人等は蛇蝎の如く之を恐れ又彼等の爲め被むれる被害も多大であつた。營口も彼等一味の毒手に罹らんとしたるが當時の青木警察署長始め警官一同の奮戦に依り小數の人員を以て克く之を撃破し其の災を免がれしめたる功績は一般の賞讃して措かざる所であつた。當時の滿洲としては他にも斯る事例は尠くなかつたが警察官の任務の重きと勞苦の多大なることを知る一端に表する爲め

其の狀況を概記して功勞を讃へることとした。

昭和八年七月以來營口海城縣境各所に數千の反滿抗日の兵匪跋扈し特に營口縣下に於て勢力を有する馬賊彙天の一味は高粱繁茂期に乗じ隨所に出沒し掠奪を擅にし頗る物騒を極めたので營口警察署は管下一般に互り嚴重警戒中八月一日匪首老北風と彙天の合流匪賊約六百名營口北方約十六軒の大高坎に在り翌日拂曉を期し營口附屬地を襲撃せんとするの情報に接したので營口警察署に於ては同日午後四時三十分全署員の非常召集を行ひ在郷軍人をも召集して警備團を組織し青木署長總指揮の下に相良警部補に刑事を主とする巡查、巡捕十八名を引卒せしめ先發情報係として牛家屯派出所に急派し匪賊の情況捜査を命じ第一小隊宇和田警部に巡查、巡捕十四名を引率せしめ牛家屯、ミンチエン、コ記念碑三叉路に配置し主として東方大官屯及候家油房方面より來る匪賊に備へ(チエツコ機關銃一挺を附す)第二小隊松岡警部補に巡查、巡捕十五名を引卒せしめ小川心旬入口に配置し主として馬圈子方面より來る匪賊に備へ(チエツコ機關銃一挺を附す)第三小隊下田警部補に巡查十二名及營口在郷軍人を以て組織せる警備隊十名を引卒せしめ附屬地東南端共同墓地附近に配置し主として蔡家油房より右廻する匪賊に備へ(チエツコ機關銃一挺を附す)殘餘の署員中より巡查、巡捕十九名を田庄臺、水源地に同二十五名を派出所に配置し主として後方攪亂に備へ、今村警部は巡查、巡捕七名を從へ統監部付として全線を統理せしめた。

當時舊練軍營跡に滿洲國遼東地區警備旅團王殿忠の部隊數百名が駐屯して居たので其の一

部約二十餘名は同日午後十時頃候家油房迄進出し、本隊は豫備隊として警察部隊の後方に備へ、又營口縣警務局長李振卓は部下十數名を率ひ小寺油房東南方に獨立警察大隊(元公安大隊長王有山)も三益公司附近に配備し警戒を怠らなかつた。

翌二日午前三時頃王殿忠軍の報告に依れば約七百名の匪賊は候家油房に襲來したとのことで戦況急を告げた。依て宇和田小隊は急援のため警戒地を出發し避病院東方に向ひたる時、牛莊街道より前進せる敵匪と衝突し一時後退したので松岡小隊は三益公司前水溝に散開激戦中後方に在りし地方警察隊及王殿忠軍の射撃する銃弾を受け賊と味方の間に狭撃せられ苦戦に陥り、後方の滿洲國側警察隊警備地點に後退せんとしたるに容易に血路を開く能はず、左翼に位置せる蔭山巡查及王、衣、干の三巡捕は身を犠牲として敵に猛射を浴せ一時辟易せしめて小隊を有利に導く中午前四時三十分遂に賊弾に斃れた。之より先午前三時三十分頃宇和田小隊が牛莊街道より前進する敵匪約三百名と衝突し激戦の後一時後退し三益公司附近に於て滿洲國軍に連絡したる時既に賊の先發隊は大川心甸を迂迴して下田小隊に向ひ同小隊と交戦中、大石橋より急援として獨立守備隊歩兵第三大隊村上特務曹長以下三十名來着し、之と協力撃退に努めたる爲め賊は死者五十四名負傷者十五名を遺棄して午前六時三十分東南方に退却し石橋子より大高坎方面に逃れた。其の間署長及び今村警部は戦線を馳驅し克く隊の聯絡を圖り、さしもの大賊團をして一步も附屬地に侵入せしめず完全に撃退した。

四、大連消防隊の完成と其の業績

組合員等決死の活躍、戦慄すべき慘禍を防止す

關東局管内の消防は消防組規則に依り官設消防組、特別消防組に分たれて居るが後者は大使の認可を受け設立したる私設團體である。

大連管内では官設の大連消防組の外に滿鐵會社の埠頭消防組及柳樹屯、香爐礁、老虎灘の各消防組を合せ四箇の私設消防組がある。

大連市には特に消防署を置き全市の消防事務を掌理せしむる組織である。各消防組は官設、私設を問はず所轄警察署長の指揮監督を受ける現在では多數の専務員を置き一切の消防機器を備へ有力な陣容を整へて居る。以下大連消防の沿革と現況を述ぶることとする。

軍政當初陸軍が滿洲倉庫附として東京から消防の經驗ある者を招いて消防に當らしめたのが大連消防の濫觴である。次で關東都督府は明治四十年二月大連消防組規則を制定して消防小頭以下七十一名を任命し、蒸氣唧筒一臺を備へ假設場を設け夜間警戒に従事せしめ、大連消防組が創立せられた。同年七月大正通に大連消防屯所を新築した。

明治四十二年九月消防組規則を改正して組員を専務と非専務に分ち専務員消防手二十名機關手一名、非専務員組頭一名以下九十五名の定員を定め常備消防の實現を見た。

従來は馬挽蒸氣唧筒水管車のみであつたが大正七年五月には「サクソン」水管自動車一臺を購入し、革新の曙光を示した大正八年攝津町約一千坪の地に煉瓦造三階建望樓附設の廳舎及附屬宿舎、倉庫等の建築に着手し、翌大正九年十月に竣工移轉することが出来た。此の廳舎は八十尺の高塔を有し市街を俯瞰することが出来た消防機能の發揮に便する所が尠くない。

次には消防の機械化に力を入れ、大正十一年八月「ラフラン」型七五〇ガロン唧筒自動車一臺を購入し、順次水管自動車、梯子自動車、唧筒自動車等を増置充實せしめ、大正十三年三月に至り舊來の馬匹に依る消防車は之を全廢し、大連の火災警防には自動車を用いて迅速機敏の活動が出来ることになつた。

大正十二年十二月小崗子に同十五年一月沙河口に、各分屯所を設け常備消防網の充實を計り一朝有事に備へた。西崗子華商公議會所屬消防組及沙河口居留民消防組の解散となつた。

昭和二年三月山城町滿鐵大連消防隊は大連消防組の充實の爲め廢止することとなり、同隊の補助であつた電氣組、工場組も同時に解消した。此等の消防隊は明治四十一年十月以來常備消防として活動し來つたものである。埠頭構内消防隊、聖德街警備隊の二を殘し他は全く官設大連消防組の統一する所となつた。

昭和二年五月大連消防組創立二十周年記念塔が電氣遊園内に一萬二千五百圓の經費と一年の日子とで出来上り、塔上にはモーターサイレンを附した。之は午報用として市に之を寄附し、此の記念塔の完成の際には除幕式を行ひ十年以上勤続者の表彰式を舉行した。

大連市の發達と共に火災も漸増したので消防施設を一層充實せしむる必要が起り、昭和二年以來懸案となつて居た大連消防署が昭和五年一月獨立官廳として官設せらるることとなつた。消防に關しては大連市一團を管掌し大連消防組は消防署長の指揮監督下に移り初代署長として今井警部補職せられ、消防曹長以下消防手、消防手補總員八十五名の任命があつた。自動車十四臺を備へ陣容を整へた。又同時に小崗子、沙河口兩分屯所は大連消防署出張所と改稱せられた。

昭和七年八月小崗子出張所を新築し移轉をなした。同年十一月明治町出張所も竣工した。此の明治町出張所は東部大連に油房工場等があつて大火の際に消防の必要が切實に痛感せられ、同方面居住の日滿人有志者から平素要望せられて居たのが豫算の關係で容易に實現するに至らなかつたので、昭和八年五月市内敷島町小澤太兵衛氏の義舉に依り東部の中心地である明治町三番地三百三十二坪に鐵筋コンクリート煉瓦造二階建七十尺の望樓附設延坪百五十坪の廳舎及職員宿舎が新築せらるることとなり、同年十一月に竣工し署員二十名を置き消防自動車三臺を配し事務を開始することが出来た。

大連市の隣接地甘井子は滿鐵の甘井子埠頭建設以來一躍して發展の域に進み、昭和九年度には滿洲化學工業、滿洲電業、滿洲石油等の重要工場が續々建設せられたので、消防署では會社の請願を受け工場内外一帯に於ける火災警防上の必要から工場内に臨時消防官吏派遣所を設け、昭和九年十一月から同十年六月迄署員四名を交代派遣して火災警防や會社側に對する消防指導

に當つた。

火災の豫防には建築物其のものゝ構造に對し豫め充分なる注意を拂ふ必要があるので、大連消防署の希望で大連建築規則に依る特殊建築物の出願に對しては受理官廳に於て一應消防署の意見を求めしむることゝなつた。其の結果建築の様式の上にも改革せらるゝ所があつた。其の他現行の危険物取締規則、工場取締規則、煙突取締規則等の制定には大連消防署が火災豫防上の見地から熱心に唱道した意見が加味せられて居る。

多年滿洲の代表的工業であつた油坊は大連に於ける主要工業であるが、從來屢火災に罹り損害も尠からざるものであつた。大連消防署は大連油坊聯合會を指導し警火心の喚起と防火施設の獎勵に努め、着々實行せしめたから昭和八年以降油坊の出火も激減し効果を收むるに至つた。

大連消防が過去三十年間に於て大小幾多の火災の鎮壓又は其の防制に努力した功績は多大であるが滿洲事變直後大連市街に放火、空襲等の懸念せられた際、大連消防署が關係各機關と連絡協調して即日市内主要官公衙其の他の建造物に消防自動車を配置し不逞徒輩の跳躍を未然に封鎖し都市防護の使命を果したと等も記憶すべきものであらう。

又大連市寺兒溝坂本火藥庫、舊陸軍火藥庫出火事件に消防署が決死的活躍を爲して大難を防制し市民の感謝の的となつた事績は特筆すべきものであるから左に之を掲記する。

昭和五年八月十四日午後一時十五分公衆電話により寺兒溝坂本銃砲店の火藥庫出火の旨急

報に接し、大連消防署は今井署長以下當務員司令車及仰筒自動車三台に分乘し直に出場した。

現場は汐見町豊年油坊上方スタンダード三井滿鐵の油タンク聯立する丘陵を左方にし約三、四百米突を離れたる谷間に在る元陸軍火藥庫に借用入市内浪速町三丁目坂本治一郎が火藥類格納中の倉庫であつて、到着の際は既に密閉せられたる建物の各窓より盛に黒煙が噴出して居た。

然るに該倉庫内には爆藥一千四百貫其の他雷管等多數貯藏し在り、何時一大爆發するや計り難く一朝爆發すれば周圍五百米突以内の地域は絶體危険區域となるのである。

依て今井消防署長は豫め放水準備を整ふると共に附近居住民約五百戸二千餘名を緊急避難せしめ、一面更に非番署員の召集を行ひ後着の警察署長と協力し、附近一帯の警戒に當らしめたが時間の経過と共に黒煙益々加り刻々危険が切迫し、殊に上方約一百米突の近距離には更に爆藥三萬餘貫を貯藏する火藥庫があり其の他石油、揮發油、豆油のタンク散在し居る關係上爆發振動により波及すべき慘害と住民の不安焦慮益々加り、茲に寸時も遲疑すべからざる状態に立至つたので、今井署長は斷然注水防禦の敢行を決意して全員を指揮し消防手、礦部惠作、同西田時成、同惠義信消防組員淺野藤市四氏は自から進んで決死先陣を承り、第一放水筒先員として該火藥庫に至り窓を破壊して一擧注水作業を決定したが計畫最も奏效し僅かに火藥庫内側及天井、屋根裏並火藥の一部を焼失したるに止め、大量のダイナマイトが將に延焼爆發の直前に於て完全に鎮火せしめた結果此の戦慄すべき慘禍を未然に防壓したるは大連消防署の特筆すべき功績であつた。

左に今井署長以下決死隊員四名に附與せられたる感狀竝に表彰狀を録記す。

大連消防署長

關東廳警部 今井 民造

昭和五年八月十四日大連市内寺兒壽十四番地所在坂本銃砲火藥店火藥倉庫ノ火災ニ際シ一大爆發ノ危險愈々迫ルノ時沈着深慮難ヲ冒シテ現場ニ臨ミ指揮適切以テ戰慄スヘキ慘禍ヲ未然ニ防止スルヲ得タルノ功洵ニ顯著ナリ。

仍テ茲ニ感狀ヲ授與ス。

昭和五年八月二十六日

關東長官從三位勳二等

太田 政弘

消防手

磯部 惠作

昭和五年八月十四日大連市内寺兒壽十四番地所在坂本銃砲火藥店火藥倉庫火災ニ際シ多量貯藏中ノ一部火藥燃燒シ將ニ爆發セントスル危急迫ルノ時衆ニ率先難ニ赴キ其ノ決死的勇敢機敏ナル活動ニ依リ遂ニ消防ノ目的ヲ達シ慘禍ヲ免レシメタル功勞顯著ナリ。

仍テ金五十圓ヲ賞與ス。

昭和五年八月二十六日

關東廳

關東 應

消防手

西田 時成

同

惠義 信

各右同文

大連消防ノ陣容昭和十一年末現在

大連消防署

署長

警部補

消防曹長

消防手

消防手補

計

ポンプ自動車

機械梯子自動車

大連消防組

非專務員 組頭一、小頭四、組員五七計六二名

消防具ハ大連消防署ヨリ貸與ス

私設消防組

柳樹屯消防組

香爐礁消防組

老虎灘消防組

四大連消防隊ノ完成と其ノ業績

消防組員 淺野藤市

明治四十三年以來ノ大浦火災ニ關スル統計表 大浦消防署

年次種別	火災度數	損害額	職員		民衆	
			死	傷者	死	傷者
明治四十三年	五	二七三圓				
同四十四年	四	一五五圓				
同四十五年	五	二七三圓				
同四十六年	六	三〇九圓				
同四十七年	四	三〇〇圓				
同四十八年	五〇	一、一五五圓				
同四十九年	六	六〇〇圓				
同五十年	六	六〇〇圓				
同五十一年	七	六〇〇圓				
同五十二年	七	六〇〇圓				
同五十三年	一〇	八〇〇圓				
同五十四年	一三	一、〇〇〇圓				
同五十五年	一三	一、〇〇〇圓				
同五十六年	一三	一、〇〇〇圓				
同五十七年	一三	一、〇〇〇圓				
同五十八年	一三	一、〇〇〇圓				
同五十九年	一〇	八〇〇圓				
同六十年	一〇	八〇〇圓				
同六十一年	一〇	八〇〇圓				
同六十二年	一〇	八〇〇圓				
同六十三年	一〇	八〇〇圓				
同六十四年	一〇	八〇〇圓				
同六十五年	一〇	八〇〇圓				
同六十六年	一〇	八〇〇圓				
同六十七年	一〇	八〇〇圓				
同六十八年	一〇	八〇〇圓				
同六十九年	一〇	八〇〇圓				
同七十年	一〇	八〇〇圓				
昭和元年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和二年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和三年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和四年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和五年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和六年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和七年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和八年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和九年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和十年	一三	一、〇〇〇圓				

年次種別	火災度數	損害額	職員		民衆	
			死	傷者	死	傷者
昭和元年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和二年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和三年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和四年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和五年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和六年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和七年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和八年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和九年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和十年	一三	一、〇〇〇圓				
昭和十一年	一三	一、〇〇〇圓				

四大浦消防隊の完成と其の業績

第七編 衛生

一、施療救済を使命とする大連聖愛醫院

大連聖愛醫院の事業は寄附行爲に基き基督教の博愛主義に依り貧困にして親戚故舊の頼りなき傷病者に對し施療救済を爲し、又中産階級者の爲に實費を以て診療を爲す目的の下に明治三十九年九月一日開院したもので、當時大連も未だ醫療機關が不充分で殊に貧困にして病苦に悩むものも相當多數に上つて居た。此不幸なる人々の爲め施療救済に専念して居たが其の後邦人の渡來激増し同院の使命も益々増大した。而も養老院の施設なき滿洲に在りては病氣快癒せるも引取人なき爲め其の儘入院を繼續せる者もあり、此等は悉く醫院の負擔となり其の經營には苦心の伴ふものが尠くなかつた。

患者は年と共に増加し醫院の狹隘を感じ昭和六年病棟を、昭和八年外來診察室及試験室を増築せしが日支事變以來渡滿する日鮮人の増加に伴ひ、本分院共に患者急増し時には最も憫むべき施療患者をも收容するの餘地なきことゝ爲つたので、昭和九年より翌十年に亘り、本院内に看護婦宿舍一棟延坪百六十餘坪を増築して所所に分散し居りたる看護婦五十餘名を一箇所に集め従來の看護婦居室を患者病室に改造して病床約四十を増床すると共に市外西山會に精神科病棟並に本館延坪四百七十四坪病床五十を新築して紅葉町分院従來病床四十を移轉した。

右の如く同院には施療患者民政署、市役所、結核豫防會、ロータリ俱樂部、赤十字社、其の他よりの委託患者を含む及實費患者の二者あるも兩者の間に差別を付せず、其の國籍を問はず何等の等級を設くることなく總て平等に取扱ふことを根本方針として居る。

昭和六年度以降同十年迄の同院に於ける入院及外來患者數は左の通りである。
昭和六年度以降患者取扱

昭和六年度 同七年度 同八年度 同九年度 同十年度	外來患者		入院患者		合計
	施療費	計	施療費	計	
同七年度	四、七、七	四、三、三	三、七、三	四、八、七	五、二、〇
同八年度	一〇、八、三	八、三、三	三、二、〇	五、三、九	一〇、四、〇
同九年度	九、六、〇	六、四、七	三、三、三	五、八、三	一五、二、〇
同十年度	二、八、三	一〇、七、一	二、七、八	五、八、〇	一六、五、一
同十一年度	一、四、八	一、〇、八	六、七、六	四、八、五	一六、六、四

本院の病床中二十四は分病棟と稱ふる別館に在りて重症又は貧困にして南滿保養院に入院する資力なき結核患者の收容に充てゝ居るが、其の大部分は施療であつて死亡率も極めて高く陰慘同情に堪へざるものがある。病床常に満員の爲め之等を收容する餘力なく大に病棟擴張の要あるも財政の關係上其の實現を見ること能はざる状態であると言ふ。

明治三十九年開院以來昭和十一年三月末迄約二十九年間に於ける同院の取扱患者延人員は

不正確の者を除き入院患者六八九、四二二人、外來患者八〇五、八八〇人、總計一、四九五、三三二人に上つて居る。而して同院は統計上延人員に依らず實人員を以てしたる期間ある爲め此等を積算せば實際取扱の延人員は恐らく二百萬人に達せるものと想像せらる。

以上の如く同院が収入を圖るを以て目的とせず社會の爲め努力を惜まず貢献しつゝある功績は極めて顯著なるものがある。

聖愛病院は元大連慈惠病院と稱し其の創立以來、理事長として二十三年間經營に當り精神的にも物質的にも他人の想像し得ざる辛酸を嘗め、其の基礎を確實ならしめた功勞者に柴田博陽氏がある。氏は基督教信者であつて博愛の心に富み憫むべき人の救済は同胞本然の任務なりとの信念の下に人を救ふを唯一の樂みとし、一意専心勞苦を惜まざるは到底常人の行ひ得ざる所で、時には不良の徒にして恩を仇に返さんとするが如き者ありしも決して其の人を憎まず反て其の心情を憫み靜かに神に祈つて之が善導に努むる等全く信仰の力とも言ふべく氏は數年前理事長を辭したが一般より其の退任を非常に惜まれた。

二、猩紅熱豫防と大連療病院

猩紅熱は大正八年以降十箇年の平均を見ると在滿邦人一萬人に對する罹患率は三二、五人で日本内地の〇、四二人に比較すると七十八倍の濃度を示し又大正十三年以降六箇年間の對人口十萬死亡率は日本内地〇、〇一に比し在滿邦人では三、〇人、英國〇、二人であり、又患者百人當りの

死亡率も内地の二、二％に比し滿洲は八、七％である所から見ても内地とは比較にならぬ程悪性である。云ふ事が出来る。大連では毎年四百名以上の猩紅熱患者が発生し世界でも第一流の流行地帯である。上述の様に猩紅熱は實に滿洲兒童衛生の重大問題で子供を持つ親にとつては實に悩みの種であり殖民衛生の上には洵に厄介な病氣で患者の隔離と嗽含位の消極的處置を以て満足する外はなかつたのであるが、大正十四年大連療病院では我國に卒先して初て大連市内各小學校兒童一萬人に就いて猩紅熱感受性試験を行ひ、感受性ある者には積極的に猩紅熱溶連菌毒素を以て豫防接種を實施して以來、學童間の本病罹患率は從來に比して著しく減少する事が出来た。即ち猩紅熱感受性ある者で豫防接種を受けなかつた者は八六四人中五四人罹患千人當り六二、五人の割合に罹患し豫防接種未完了者は六六二人中一二人罹患一八、一人の割合に猩紅熱に罹つたのであるが此豫防接種を完了した者一九〇七人中二人罹患は千人當りに一人の割合にしか罹患してゐないと云ふ好成绩を示した。爾來豫防接種は關東州内のみならず遠く滿鐵沿線に於ける各學校に迄廣く實施せらるゝ様になり子女を持つ在滿邦人の脅威であつた猩紅熱も茲に積極的の豫防法を講じ得る様になつた事は大連療病院の事業として實際的に有意義であつた計りでなく、本研究を動機として猩紅熱病原問題に關する幾多の有益なる研究發表を見た事は大正十四年以來六箇年に互る同院職員の總動員的業績として世界の醫界に有益なる多くの資料を提供した譯である。

三、施政直後の種痘實施 (和泉研氏談)

種痘の腕に封印

滿洲は日露戰役前まで種痘は全然行はれず天然痘病菌の蔓延は自然に放任せられて居た。部落民に痘痕ある者の最も多いのは之が爲めであつて恐らく從來天然痘の爲め死亡したる者は夥しき數に上つて居るものと想像することが出来る。關東都督府は始政直後明治四十年春季より一般に對し種痘を開始し爾來毎年各地に公醫を派し又は常置して實施し天然痘の流行を防遏し、民衆福祉の増進を圖つて居る。部落民も當初は種痘を忌避したが漸次其の效果を知り競ふて之を受くる様になつた。種痘開始當時普蘭店署に巡查として勤務して居た和泉研氏の談話中次の如き一節がある當時の狀況を知る爲め之を掲げて見よう。

和泉研氏の談話

都督府が一般に種痘を開始したのは明治四十年の春で、普蘭店には醫師菊池喜藤太氏が赴任し來り種痘を開始した。支那部落民は全然種痘に對する知識なく甚しきは毒藥を注入して支那人を殺す爲めであるとか又何等かの試験材料にせらるゝのであると流言を逞ふする者があつて噂は噂を生んで一般は極度に恐れをなし種痘日に出頭する者が非常に少いので巡查巡捕會勇を總動員して出頭を促し狩出しに死力を盡し巡查も刀を執つて怪し氣なる手附で接種を爲し醫者の手傳をした。彼等は種痘を大手術でも受くる様に考へて泣く者あり叫ぶ者あり實

に混亂を極むることが度々ありました。そうして種痘を行ふた結果不思議にも善感する者が稀で多くは不善感で再三接種を繰返す等相當手数を要しました。不善感の多いのが問題となり種々調査を遂げて見ると彼等は種痘液を毒藥又は有害物なりと信じ鹽水等にて洗滌して居つたことが判明したので、以來接種の局所に捺印し又繻帶を施して其の結び目に封印を爲し、検痘期日までの間は各戸に就き捺印検査を行ふ等極力洗滌防止に努め漸く其の効果を擧ぐることに爲りました。今日から考ふれば實に滑稽の様であります。其の當時警察としては種痘には相當人手も要し仲々厄介な仕事の一つでありました。

四、關東局保健所の設立と其の使命

關東局の衛生行政は四圍の環境上從來主として取締防疫行政に主力を注ぎ管内の衛生保持に力め來たが健康増進を直接の目的とせる積極的指導的保健衛生方面に就いては等閑視されてゐた感があつた。小學校兒童中虛弱者多く、壯丁の徴兵検査に於ける不合格率の高き、尙又結核患者の多數なるは洵に遺憾の極みにて特に關東局管内が大和民族大陸發展の對象地たる滿洲國樞要の地に位するを省みる時此の傾向は寒心に耐へぬものがある。

茲に於て警務部衛生課長小坂隆雄氏は衛生行政は單に消極的手段たる防疫のみにては其の目的を遂行し得ず更に一步を進めて積極的に住民の生活改善、活動能力増進等を策し保健國策の一大刷新を施行するの緊要なるを痛感し、其の方策の第一歩として地方衛生指導機關設置の

急務を主張した。保健衛生機關の施設は無論全管内に普及すべきが本旨なるも、豫算其の他の關係上差當り之を新京に設置す可く警務部長東條英機氏外上司に諮つた結果昭和十年三月關東局告示第二十一號を以て關東局保健所設置を公布せられた。

保健所は關東局警務部衛生課の所屬と爲し、之を新京中央通に設置せられ、醫官、囑託醫、事務員、保健婦等の陣容を以て保健衛生各般に互る事務を開始した。爾來其の使命を全うせんが爲め一般居住者の家庭を訪問せしめて保健衛生を談ぜしめ又は之が研究指導の資料を蒐集せしめる爲め専任の保健婦を設置する等積極的に活動した。其の結果世に認められ殊に新京は管内中他地方は比し氣候不順、生活不馴れ其の他諸般の客觀的原因に依り居住者の健康を害せる状態なるを以て保健事務は極めて繁忙を極め、開所以來昭和十一年九月末に到る迄の健康相談者の延人員は一七、三〇一人の多數に上り、保健所設置の意義を深くした。

保健衛生施設は漸次管内に普及さる可く思惟さるゝも、關東局保健所は更に之を擴張して診療、保健、衛生等衛生全般の事務を取扱ふを可とするの議擡頭し、旁々一般社會の要望もありし爲め熟議の結果之を實現す可く決定し昭和十一年六月先づ經費七萬八千圓を投じて廳舎の増築に着手し同年十二月其の竣工を見た。仍つて同月愈々關東局令第七十九號を以て關東局保健所規程制定十日實施せられ、從來衛生課所屬の保健所は獨立し大使の管理に屬せしめられた。

獨立せる保健所は先づ所長、所員、書記、調劑員、技術員、事務員、保健婦を以て陣容を整備し、内科、小兒科、外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、齒科の各専門家の擔當する六部門及庶務部を設けて其の内容を

一新した。

既往の成績並に改構充實された内容を併せ観る時其の活動は向後刮目に價するものあり一般より保健所の誕生と成長に盡力せられたる人々の勞を多とせられてゐる。

五、滿洲結核豫防會とその施設

一 起原並に沿革

結核は人類社會を荼毒侵蝕すること深甚にしてその豫防は世界共通の大事業である。時恰も歐洲大戰亂直後世界の大局は一變して各國は均しく國民的活力充實の緊要なるを認め、結核の豫防策に全力を傾倒しつゝあつた。日本帝國政府も亦從來の施設に一步を進め新に結核豫防法令を制定し、各府縣も競ふて之が豫防に關する私設團體を創設して官民相扶けて時勢の要求に順應せんとする機運が濃厚となつた。爾つて當時我が滿洲に於ける結核病蔓延の程度は實に驚くべき状態で、之を放任する時は其の慘害停止する所なき勢なるにも拘らず、未だ本病の豫防に關し必須の施設を見ざるに鑑み、有志相謀りて大正九年十月滿洲結核豫防會を組織し、本部を關東廳衛生課内に置き、關東州内並に滿鐵附屬地の主要都市に支部を置き以て官民相扶けて結核豫防撲滅並に之に關する一般的知識の養成普及を圖ることとした。爾來逐年會員數は激増し、會の内容、事業共に充實進展を見つゝあつたが昭和九年十二月行政機構改革により新京關東局内に本部を移し、關東州内各支部を統括する爲め旅順關東州廳内に總支部を置き、本部總

支部及各支部の連絡統制を圓滑ならしむると共に三者相呼應して滿洲独自の保健、衛生知識並に實際的施設の普及徹底に努力しつゝ今日に至つたのである。

二 同會の組織

同會は會員組織にして、會員は正會員特別會員有功會員名譽會員の四種に分れて居る。昭和十二年二月十日現在に於ける會員は左の通りである

- 名譽會員 三一名 (學識名望あり本會評議員會の推薦せる者及一時金五百圓以上納付せる者)
- 有功會員 二九二名 (十箇年間毎年二十圓、一時金百圓納付せる者)
- 特別會員 九〇一名 (十箇年間毎年十圓、一時金五十圓納付せる者)
- 正會員 一四、七五三名 (十年間毎年二圓、一時金十圓納付せる者)

同會の役員には會頭、副會頭、顧問、理事長、理事、評議員、總支部長、總支部副長、支部長及支部副長があつて諮問機關たる顧問及評議員を除き他は凡て會務の執行機關である

現在主なる役員は左の諸氏である

- 會頭 武部 六藏 (關東局總長)
- 副會頭 東條 英機 (關東局警務部長)
- 同 御影池 辰雄 (關東州廳長官)
- 顧問 大村 卓一 (滿鐵副總裁)
- 理事長 小坂 隆雄 (關東局衛生課長)

會の議決機關には評議員會、定期總會及臨時總會がある

五、滿洲結核豫防會とその施設

評議員會は隨時開會し重要會務を審議し、總會定期總會及臨時總會は會則の變更及基金の支出に付き決議權を有する。従て會則の變更及基金の支出は總會の決議を経ることとなつてゐる。

三 事業並に成績

同會創立以來遂行せる主なる事業並に成績は次の如くである。

- (一) 結核に關する學術研究論文募集並にその授賞
大正十四年以降昭和八年迄毎年之を行ひ、各年約二百圓の賞金を授與せり
- (二) 患家の消毒
大正十三年以降患家の消毒班を各支部に設け、貧困者には無料を以て施行し居れり
無料施行件数は開始以來昭和十年度末迄三、一三〇件に及べり
- (三) 貧困患者依託治療
同會に於ては隨時治療班を組織し、貧困者の治療を爲す外旅順醫院、大連慈惠病院、日本赤十字社奉天病院、其他各地滿鐵醫院に收容して結核患者の治療を爲し、患者の治療を爲すと共に、病毒の傳播の防止を圖る
大正十三年度以來昭和十年度末迄治療延人員約四萬人に達す
- (四) 自動體重器の配置
結核早期發見の一助たらしむる目的を以て、浴場停車場其他公衆の集會場所に自動體重計

を配置す

- (五) 結核豫防知識並に保健思想普及宣傳
毎年結核豫防デー及隨時に左の事業を行ふ
 - (イ) 結核豫防及保健指導「パンフレット」「ポスター」の配布
 - (ロ) 講演會及會所有の結核豫防宣傳映畫公開
 - (ハ) 中等學校、小學校より結核豫防懸賞作文の募集
 - (ニ) 保健衛生展覽會の開催
殊に昭和十一年度よりは三千圓の經費を投じ、滿洲衛生の實狀に即したる巡回保健展覽會の標本模型を作製し、隨所に之を開催し、豫防知識の普及開發に努め多大の効果を收む
 - (ホ) 注意書記入硝子板の配布
大正十四年より昭和二年に至る間毎年約二千枚の注意書硝子板を配布し、不斷の注意喚起に努む
- (六) 結核病棟の建設
昭和二年度に於て基金二萬圓を支出し、關東廳旅順醫院構内に結核病棟二階建五十坪を建設し、此の種患者の收容に充つ
- (七) 住宅の改善
昭和六年度より昭和十年度末迄に本會基金十萬二千圓、借入金二十五萬五千圓を以て各地に

保健的住宅を建築し之を貸與す

(八) 保健所の開設

貧困施療患者依託事業が消極的にしてその經費に比し社會的效果の稀薄なるに鑑み、昭和十一年度に於ては、新京、大連、奉天の三箇所、公衆健康相談を目的とせる保健所を開設し、醫師及保健婦若干名を置き、無料にて健康相談に應ずる外、巡回看護婦をして積極的に各家庭を巡回せしめる等、保健相談及指導を爲さしめ、豫期以上の成績を收む

各所開設以來昭和十一年十二月末日迄の成績は次の如し

(イ) 大連保健所 (昭和十一年九月十八日開所)

來所者總數 三、六〇九名

(ロ) 奉天保健所 (昭和十一年四月八日開所)

來所者總數 三、五〇一名

(ハ) 新京健康相談所

來所者總數 五、二七三名

(九) 月刊雜誌「健康滿洲」の刊行

滿洲独自の保健衛生を各家庭に具體的に實踐せしむる目的を以て、昭和十二年二月より月刊公衆保健雜誌「健康滿洲」を發刊し、毎月發行部數一萬五千部に及び、其の效果多大なるものあり

六、關東局移民衛生調査會

滿洲の如き本邦に比して甚だしく風土を異にせる地方に於ける我が移民は甚だ困難である。而も内地の實狀並に日滿の特殊事情より本邦人が克く此の困難に打ち勝ち其の成功を收めることは絶體に必要である。これが爲には其の基礎的問題として衛生學上合理的なる自給自足生活の立案を急務とし、關東廳では昭和八年六月廳令第二十一號を以て移民衛生調査委員會を設置し、關東長官(現在は大使)の諮問に應じて移民衛生問題に關する事項を調査審議する機關とした。然し乍ら設置當初は豫算も地方費支辨で其の額も僅少であり、委員數の如きも極めて少數であつた爲め、昭和八、九の兩年は具體的な調査事業は固より遂行が出来なかつた。

然るに我が滿洲農業移民の重要性と滿洲の氣候風土とを併せ考へる時、會は荏苒時を移す事は許されず、而も移民衛生問題の調査研究と對策樹立は現地の實情に通じ、幾多利便と經驗を持つ現地官廳の活動に俟つを國家經濟上からも最も有利であるとの見地から、昭和十年度豫算編成に當り積極的活動を可能ならしめる爲め、地方費の外に國費を以て豫算を要求し、折衝を重ねて遂に容れられたのである。

茲に於て會は其の組織體系を根本的に確立し、住居問題、食料問題、衣服問題、飲料水問題、地方病及傳染病問題、凍傷問題、家畜問題等の各部門毎に斯道の權威者を委員に依頼し、尙有給の各専門家の囑託を設置して移民の保健衛生に必要な諸般問題につき實地に於て調査研究に着手し

たのである。

爾來委員の如きも漸次増加し調査研究の専門家のみにとゞまらず移民政策竝に其の事業に直接關係する在滿の有力なる官私諸機關からも之に参加し尙現在に於ては各移民現地の團長及團所屬醫師等をも會の囑託となし陣容も愈々整備するに到り會の活動も本格的舞臺に入つた。

會の昭和十年具體的の事業に着手以來の成績概況を擧ぐれば次の如くである。(一)住居問題 移民家屋の防寒、防暑、防濕、採光、換氣、暖房装置、屎尿處置等の諸問題につき委員及專任技術者をして調査研究せしめ、研究の結果は逐次實地に應用指導を爲さしめ、移民地に於ける住居問題の完きを期してゐる。(二)食料問題 二期野菜貯藏法の研究、滿洲産食料品の消化、吸收に關する事項及其の營養價、食料品の調理及加工方法、乳幼兒の營養問題等につき基礎的調査研究を行ひ、移民食の確立を期せしめ、研究の結果は既に實地に應用せしめてゐる。(三)飲料水問題 飲料水良否の健康に及ぼす影響の重大なる事は言ふまでもなく、地方病の原因等とも深い關係を持つものであるが、移民地中には水質極めて悪く飲料に適せざるものが多い。之が爲め適當なる水源の發見と淨化方法の研究施用は最緊要事である爲め試験井の掘鑿又は淨化方法の研究を爲さしめて本問題の解決を期してゐる。(四)地方病及傳染病問題 地方病に就いては、カシンベツク氏病及甲狀腺腫、マラリヤ、カラアザール、條蟲等の分布狀態、感染経路、治療法及之が豫防對策に就いて、又傳染病に關しては、ペスト、赤痢、アミイバー、赤痢、腸チフス、バラチフス、結核等の流行狀態及其

の豫防對策に就いて鋭意研究中であるが、既に相當の成績を擧げて居る。(五)衣服及び凍傷問題 衣服に關しては保温、防暑、乾燥等の問題につき、又凍傷に關しては、其の豫防治療につき調査研究を爲さしめ、研究の結果は實地指導に當らしめてゐる。(六)以上委員又は專任技術者の調査研究に成る事項は直ちに移民生活の中に實際應用せしめると共に印刷に附し各植民地は固より内地各府縣其の他關係主要團體に配付し、又は講演會を開催する等専ら滿洲農業移民の發展竝に海外移民思想の喚起に努めてゐる。

以上は本委員會成績の大綱であるが、調査研究の結果は何れも相當の成績を收め、成果が期待される域にまで到達し、會は將來に於ける移民地の撰定に關しても重大なる役割を演ずるものである。

滿洲移民が帝國國策の一つとして愈々實行期に入りたる今日現在に於ては日滿兩國を通じ此の種唯一の機關たる關東局移民衛生調査委員會の活動は齊しく世人の期待する處であると共に其の使命は誠に重しと謂はねばならぬ。

第八編 交通運輸

一、海運界の三大會社

大阪商船大連支店、日本郵船大連出張所、大連汽船會社

南滿洲鐵道は其の營業區域約千二百二十九軒、大連を起點に新京に至る本線約七百一軒及之より分岐する旅順、營口、煙臺、炭礦及撫順、埠頭、吾妻、入船、甘井子及渾樞の九支線並に安奉線を有し實に滿洲の動脈を成し、滿鐵鐵道收入の約七割九分は貨車收入の占むる所で、輸送貨物の主なるものは滿洲特産物たる大豆、豆粕、雜穀及撫順炭等大部分輸出品に屬し、又事變後の奥地開發に伴ひ輸入品たる綿糸、布、砂糖、石油、機械、金物類、建築用品等の輸送次第に増加を示して居る。

鐵道本線は新京にて北滿及京圖兩鐵道に結び、遠くシベリア歐洲に延び、又大連は吞吐港として日本内地及歐亞との交通、運輸極めて頻繁にして最も重要性を加へて居る。産業開發上交通運輸の便の缺くべからざるは言ふ迄もなく之れに與つて力ある滿鐵の業績は暫く措き海上に幾多の苦闘を辿り滿洲開發に貢獻せる汽船會社就中大阪商船、日本郵船、大連汽船各會社の功績の如きは特筆すべきものがある。

4 大阪商船株式會社大連支店

一、海運界の三大會社

日露戦争の勃發するや明治三十七年七月商船會社は社員末永一三氏を大連に派し、大連線開始に關する調査を行はしめ、三十八年一月旅順開城と共に滿蒙開發の先驅として大阪、大連間の航路を開設し、同月十四日舞鶴丸が神戸發就航したるを初めとし、爾後舞鶴丸、舞子丸の二隻を配船し、毎月四航海とした。其の後貨客の増加に伴れ、基隆丸、安平丸二隻を加へ、毎週二航海に増加したが間もなく商船、郵船兩社の協定に依り、大連航路は商船會社に於て専ら經營することとなり、三十九年四月一日より逕信省の命令航路に指定せらるゝと共に舞鶴丸、舞子丸を大義丸、大仁丸(千五百噸級)に代へ、次で基隆丸、安平丸、鐵嶺丸、開城丸を交々配航したが、戦後の發展に連れ一層往復頻繁となり、商船會社に於ても鋭意航路の改善に努力し、國有鐵道、滿鐵と協定し、貨客の連絡を圖り、同四十年以後嘉義丸、天草丸(二千五百噸)の優秀船を以て大義丸、大仁丸に代へ、同四十四年臺中丸、臺南丸を就航せしめ、鐵嶺丸、開城丸を撤退した。同四十三年四月一日日滿聯絡運輸、四十四年三月一日日滿聯絡運輸、大正二年六月一日歐亞聯絡運輸を夫々開始した結果、本航路は歐亞連絡線となり、國際交通上に重要な役割を持つに至つた。即ち日本と亞細亞大陸經由歐洲に到る鐵道を連絡する大幹線となつたので、更に五千噸級のばいかる丸、はるびん丸を配し、大正十三年八月より臺南丸、臺中丸の代りに亞米利加丸、香港丸の大型船を使用し、航路の充實を圖つた。昭和四年五月に至り新造船六千噸級のうらる丸を加へ、月九乃至十航海に改めた。昭和六年月九月滿洲事變勃發以來、本航路の重要性は彌が上にも増大し、滿洲國獨立直後は七年四月より新造船うすり丸を就航せしめ、使用船六隻として「スピードアップ」を圖り、毎月十五航海とした。

其の後日滿關係の愈々緊密なるに鑑み、まあとる丸、たこま丸を加へ八隻とし、九年には扶桑丸を増配して九隻となし、十年には又々新造船吉林丸、熱河丸を加へ航海數を増して充實を期し、尙定期船以外に東京、横濱と大連間に臨時船を多數配船し、日滿間の交通運輸に寄與して居る。明治四十一年以降に於ける貨客の狀況は次の如くで、貨物の主なるものは綿糸、布、豆類、豆粕、鉄鐵等である。

年	貨物	客
明治四一年	一七二、六五七	三〇、七五七
同 四二年	一九九、〇〇〇	三〇、七三七
同 四三年	二三五、九七七	三五、一一三
同 四四年	二七九、九二五	三六、五八四
大正元年	二九七、六〇四	三六、二三九
同 二年	三〇五、二四四	三五、六〇三
同 三年	二九五、九九三	三五、七九〇
同 四年	三一九、八三七	三六、九七六
同 五年	三八二、〇八五	四一、〇〇九
同 六年	四五七、〇五四	四九、六六三
同 七年	三一五、〇九五	五六、五一一
同 八年	二九八、〇七五	六七、〇九六
同 九年	二五七、七七七	七六、八二九

大正	一〇年	二五〇、一二九	六〇、六一八
同	九年	二七三、六三九	五七、七七六
同	八年	八二一、二九六	五六、九一六
同	七年	四〇八、〇三九	五七、〇九二
同	六年	四一五、二八三	六六、六三六
昭和	元年	四三〇、一三一	七〇、九三〇
同	二年	五〇六、八六一	七三、五八二
同	三年	五二六、九六二	七五、六一五
同	四年	四七〇、四一九	八七、七六六
同	五年	四二九、四〇五	九二、六九六
同	六年	四五一、八一六	八六、九四四
同	七年	六二〇、〇六二	一二二、七〇四
同	八年	八七八、二五九	一七五、七〇一
同	九年	一、〇〇五、四〇〇	一六一、七六〇
同	十年	九〇六、七〇〇	一七〇、三七〇

大阪大連間航路の貨客運送は全く大阪商船會社の独占的事業にして同社も其の使命の重大なるを痛感し、時に畔れ期に應じて改善を圖り運輸上の莫全を期して居る。同社大連支店歴代の支店長は次の通りである。

初代：前原巖太郎 二代：金島久四郎 三代：深尾隆太郎

四代：石崎豊二 五代：河野龜治 六代：伊藤 董
 七代：飯塚 祇吉 八代：高見 三吉 九代：渡部 重吉 (現任)

口 日本郵船株式會社大連出張所

明治三十七年、日露開戦當時郵船會社所有船の大部分は御用船として徴發せられ、或は通信艦として海軍の軍務に服し、或は輸送船として大連及旅順に出入すること頻繁にして軍當局との間に連絡を圖る必要上本社より林民雄、川村景敏の兩氏大連に出張し其の事務に當つて居た。後之を大連出張所とし一時林民雄氏が事務を擔任して居たが明治三十九年春川村景敏氏が所長に就任した。然るに平和克復後御用船の事務減少し特に出張所を置く必要なきに至り明治四十一年四月二十五日大連及旅順の業務を擧げて三井物産に委嘱し代理店制とし出張所を閉鎖した。

明治四十年以降滿鐵の鐵道敷設は産業の開發と海運の發達を促すに至つた然れども奥地物資の輸出は牛莊經由を便とし各海運業者は主力を牛莊に注ぎ大連港は沿岸航路を除けば概ね上海、牛莊等を根幹とする航路の支線に過ぎざる觀あり補助定期航路の外は概して不振であつた。明治四十三年郵船會社は横濱北清間の一線を殘し神戸、大連線を廢航し更に四十四年佐世保、旅順線をも廢航した。

歐洲大戰後大豆、豆油其の他農産品の歐米向輸出漸次旺盛となり、ローカル航路の業務も股販を來し當地の物資も大連に集中することとなつたので、大正十年十月小畔四郎氏を大連駐在員

とし直に各般の調査を遂げ、大正十一年六月一日再び大連に出張所を開設し、長崎、鹿兒島、大連間貨客連絡に當り、尙同社經營の根室—青島線、日本—リバプール線、日本—ハンブルグ線、横濱—天津線、臺灣—滿鮮線、航路は何れも大連に寄港して居る。而して大正十二年四月一日以降、日本郵船の近海部業務は分離獨立したので、右横濱—天津線、臺灣—滿鮮線は近海郵船株式會社の事業に移されたが、郵船會社は滿洲に最も深き關心を有し、常に其の交通發展に努めて居る。

ハ 大連汽船株式會社

明治四十四年六月、河邊勝、田中末雄、兩氏合同の下に北清輪船公司を組織し、大連、安東、芝罘、天津間の定期航路を開始したが、大正二年一月業務伸展に従ひ組織を變更し、大連汽船合名會社と改稱して資本金を十萬圓に増額した。然るに大正四年二月之を解散し、資本金五十萬圓の大連汽船株式會社を設立し、滿鐵の出資に依る傍系會社とし、大連を中心とする海運及倉庫業を營む事となり、滿鐵より田沼義三郎氏入りて社長に就任、大正五年四月更に資本金を二百萬圓とし、天津、安東航路を主とし、傍ら滿鐵の石炭輸送に従事しつゝ、あつたが歐洲大戰當時の海運界好況時代大々的に躍進し、大正十一年には滿道本社直營の大連、上海航路をも繼承するに至り、業務は愈々擴張し、同十二年二月三百萬圓、同十五年五月一千萬圓、拂込四百七十五萬圓に資本を増加し、一大會社となり、滿鐵より上海埠頭をも譲受け、天津、安東と共に上海に於ける倉庫事業を兼營し、所有船の總噸數七萬二千餘噸に達し、郵船、商船の大汽船會社に次ぐ有力なる汽船會社たらんとするに至つた。斯る社業の發展は滿鐵を背景とせるに依るも、田沼社長及之に代りて社長に就任し

た塚本貞次郎氏始め、其他直接事業に携りし重役、其他社員等努力の結果に外ならぬ。而して塚本社長は在任十餘年終始一貫社業飛躍時代の中心となり、同社大發展の礎を固め、殊に氏が青年社員の指導啓發に意を注がれたことは有名である。

塚本社長の後を承け、昭和三年七月七日前日本郵船會社專務取締役安田柁氏就任、同年資本金を二千五百萬圓に増資し、更に同六年九月滿洲船渠株式會社合併により七十萬圓を増資し、現在公稱資本金二千五百七十萬圓となつた。

同社現在の航路は

- | | |
|----------------|-----------------|
| 一、大連—青島—上海線 | 二、大連—天津—安東線 |
| 三、天津—芝罘—青島—上海線 | 四、大連—龍口線 |
| 五、營口—大連—阪神線 | 六、大連—名古屋—清水—横濱線 |
| 七、大連—新潟線 | 八、大連—臺灣線 |
| 九、其他 | |

にして昭和十年に於ける社船は四十八隻、總噸數十六萬五千九百八噸にして、外に備船六隻、總噸數一萬七千二百十五噸を使用し、同年一月より六月に至る半箇年の貨客は、船客十三萬一千七十四人、貨物百九十四萬一千六百六十噸に達して居る。

大正十一年九月一日、東京地方の大震災に對し、同社は九月七日逸早く第一東洋丸、長順丸、泰陽丸の三隻に關東廳及大連市の救授品「アンペラ」大豆、其他食料品を滿載し、同社代表島田庶務課

長は滿鐵慰問代表と共に長順丸に乗船し輸送指揮の任に當り大連を出帆、同十五日東京着直に震災慰問並に同胞愛に燃ゆる滿洲在留邦人の意向を傳へ救済品を市役所に納入して目的を果し、又昭和七年上海事變勃發に際し同社は危険を侵し上海、青島、大連の定期運搬を敢行し或時の如きはウーソン砲壘沖を通過する際同砲壘より猛烈なる砲撃を受け、我艦逐艦の掩護射撃の下に甲板に土囊を築き船長以下船員は戰闘員たる自覺の下に漸く航海を續けた、更に同航路船大連丸、青島丸の二隻は上海居留民避難のため上海―長崎線へ臨時配船として本國引揚げの輸送に努めた。

一方同社上海支店は事變勃發數日前より既に危険に類したるも閉店せず支店、埠頭間の連絡を圖り棧橋は陸軍運輸部に提供し倉庫は兵站部の使用に充て、支店員は全部現地に止まり、皇軍と協力し各々自己の任務に従事した。當時の同支店長たりし現事務取締役川村龍雄氏は事變勃發時より日本人俱樂部に入り、戰時後方勤務の機關に參畫して歸宅せず寢食を忘れて奮闘し、同支店員七田鹿之助氏は上海陸戰隊の通譯兼道案内として皇軍先導の途敵彈の爲め名譽の戦死を遂げた。

右等犠牲的の行爲は一般に多大なる感銘を與へ又美談として傳へられて居る。

二 大連海務協會の事業

近代式の設備と内容の充實

大連海務協會は同市寺内通に事務所を置き海員に對する慰藉救済の外海事に關する業務を行ひ最も重要な機關として其の存在を認められ、年と共に發展して居る。之が設立の動機は明治四十二年四月當時の關東都督府海務局長松尾小三郎氏が大連港に來往する船舶乗組員及大連に在住する海員に對し何等慰藉救済の施設なきを遺憾とし、同志六名の協力を得海員の慰安機關として小規模の大連海友會なるものを組織したるに始まる。松尾氏は海友會設立後間もなく同年十月其の任を去り、橋崎猪太郎氏海務局長に就任するや大連港の進運に伴ひ海友會業務の擴張を企圖し鋭意改善刷新を圖り、大正二年會の組織を公益社團法人とし同時に大連海務協會と改稱し橋崎氏は其の會長と爲つた。此の間事業は大に擴張せられ海員慰安の外海事に關する業務に携はり積極的に遂行した爲め著しく世間の信頼を高め又其の存在を認めらるゝに至つた。然るに大正七年九月橋崎氏病氣の爲め辭任し、滿鐵埠頭事務所長村井啓次郎氏會長と爲り、橋崎氏の意圖を繼ぎ最も熱心に會の機能發揮に努め愈々基礎を鞏固ならしめた。其の後埠頭事務所長の交迭に依り市川敷造氏事務所長に就任し、大正十三年四月海務協會會長に擧げられた。以來世界的貿易港たる大連港の發達に順應し協會として新規事業を畫策し、一面内容の充實に努めた結果現在の如く大規模の施設を完備し、貿易助長の實行機關とし重要な地

歩を占め存在を重視せらるゝに至つた。

現在同協會の行ひつゝある事業の主なるものは外國船舶の検査船舶屬具検査、重量噸検査、船口検査、積付及貨物検査、海損清算事務、仲裁鑑定事務等であつて、法令に基く取締機關と營業機關の中間に介在し、相互の不便と障礙を除くべき最も意義ある事務であつて、此等の事項を巧みに處理し始めて兩者の利便と圓滿なる事務の進捗を見るべきものであつて、商港の運用上必要缺ぐべからざる機關とし、開港貿易の増進に寄與する所尠からぬものがある。此等検査の執行に付ては關東廳の許可を得、上海、仁川、神戸、天津、營口、安東の要地に検査員を常置し又は派出して其の事務に當らしめて居る。又海員を慰安する爲め特に慰藉部を設け諸種の娛樂設備を爲し、簡易食堂、圖書室、自修室、大浴場、宿泊室を整へ、更に外國海員會館は亞米利加タイプを加味せる近世式設備を以て各國の新聞、雜誌、縱覽室、社交室、酒場、舞踏室、化粧室、浴場に至るまで頗る周到なる施設を爲し、昭和五年甘井子開港と共に同所にも海員俱樂部を新築して海員の休養に便し、其の他船舶移動文庫、人事相談所、海員養成所、海員紹介部、海事宣傳部及海員夜學校等を完備し其の活躍は實に目覺しきものがある。

又常に狹隘なる船内に起臥し荒天等の危険に暴され海上勞務に服する海員も唯一の慰安機關として之を利用し大に満足して居る。

上記の如く多種多様な事業を行ふ海事機關は從來日本には其の例尠く、従て一般人は海事協會は單なる海員集合所程度のものに過ぎずとし看過する傾向もあるも、一度び其の内容と執行

業務の性質を知るに於ては其の充實せる陣容と業務の重要性には首肯し得るものがある。同協會の組織は英國ロイド協會に倣ひ我國情に對應し取捨選擇を加へたものであつて將來日本内地に於ても此種事業の普及を見るに至るは想像し得らるゝ所である。

昭和四年二月十一日紀元節の佳辰に際し、長くも海務協會の事業獎勵の思召を以て金一封御下賜あり、爾來毎年宮内省より御下賜金の御沙汰を拜受するの光榮に浴し、協會は高遠なる聖旨に感泣し、將來益々斯業達成に獻身的努力を捧げ聖恩に酬い奉るべく事業を勵んで居る。

三、海運界の先覺

張本政氏の活動

大連港を中心とし滿洲國及支那沿海の海運に従事して居る政記輪船股份有限公司の總理は張本政氏である。氏は旅順管内黃泥川に生れ明治三十年山東省芝罘徳和洋行の支配人となり、明治三十五年に至り獨立して芝罘政記公司を創立し同時に大連に支店を設け、大正九年現在の商號に改め總理となつた。同公司は多數の汽船を有し海運界に活動して居るが船長、機關長等高級船員は概ね日本人を採用して居る。現在同公司の在職者は日本人百三十餘名、滿支人千五百餘名に達して居るが皆一律平等の待遇を與へ社員を満足せしめて居る。

同氏の徳を頌へる人々の發起で、昭和三年九月同氏の銅像が大連市外凌水河、張家祠庭園内に建設せられた。同年九月には日本皇室より勳五等瑞寶章授與の光榮に浴した。

第九編 農 業

一、滿洲の養蠶

娛樂的飼育より一躍生産千五百石に達す

滿洲には古來より柞蠶、樺蠶等野蠶の飼育行はれたるも産業として見るべきものがなかつた。清朝嘉慶道光年間より逐次盛となり、蓋平地方に柞蠶絲の取引が開始せられてより奉天、遼寧、安東省及關東州地方に於て遂かに放蠶せらるゝことゝ爲り、現今此等の地方は其の産地として最も著名である。滿洲野蠶繭の年産は二十數萬籠（一籠の容量四萬粒内外を通例とす）價格一十萬元と目せられ、其の多くは海外に輸出し、柞蠶絲は滿洲の特産物として一般に知らるゝに至つた。之に反し家蠶は從來極めて微々たるものの一の桑園もなく、唯地味の野桑に依り家庭の娛樂的に二三蛾程度の飼育を爲すに過ぎなかつたが、明治四十年關東都督府農事試験場に於て日本蠶種の飼育試験を行ひたる結果成績は良好であつた。依て一般に之を奨励したが、明治四十一年には旅順に於て林源一、西野福吉兩氏が飼育を試みた。之れ滿洲に於ける邦人の養蠶創始である。

林氏は養蠶地を以て知られたる長野縣の出にして蠶業には豫て趣味を有して居たが、試育の

結果旅順は養蠶に適し頗る有望なる自信を得たので、養蠶業を經營すべく翌四十二年田家屯に移住し桑園を拓き相當多量の掃立を爲し飼育したるに是亦豫期以上の成績を挙げた。以來年々之を擴張すると共に果樹園を開き果樹の栽培をも行ひ、一方山羊乳の搾取販賣を兼ね非常なる業績を示して居る。氏か養蠶及果樹園の經營に着手したる當初は到底想像も及ばざる苦辛を拂つたと謂はれて居るが、其の苦悶の放空しからず現在には八町歩餘の果樹園を經營し年々多額の収入を得先年立派なる邸宅を新築し一般より成功者として讃へられてゐる。

林氏か養蠶業に成功せし以來俄然各方面に養蠶熱勃興し、滿人も亦副業として盛に飼育し最盛期の昭和四五年頃には關東州及滿鐵附屬地の收蠶量は一箇年一千五百石に達した。然るに其の後絹絲の暴落に依り蠶業は著しく萎靡し産額は半減せらるゝに至つた。併し飼育の改善、生産費の節約等を圖り、經營の合理化を研究せば一概に悲觀するに足らず又難局打開に努むるに於ては再び勃興時代の出現を見るは想像に難からざる所である。

林氏の創業時代に於ける苦辛の談話は後進者の學ぶべき所尠からざるものあるを思ひ左に之を掲ぐ。

一、粒々辛苦二十年酒煙草を廢して家業に勵む

(林源一郎氏談)

私の郷里は養蠶の最も盛んな所で私も大に其の趣味を有して居りました。渡滿して間もな

く旅順郊外田家屯に在る露國時代の軍馬補充所の建物が多數空屋に爲つて居り、其の建物が養蠶用の建物に酷似して居ると、其の附近に多くの荒蕪地があるので不圖桑園を拓き空屋を蠶室に充て養蠶業を興してはと考へました。之が私の養蠶業を開始した動機であつて、當時農事試験場等では切りに養蠶を奨励して居り、又關東州は降雨少く空氣も乾燥して居るので必ず養蠶には適するものと思ひましたが私は都督府に奉職して居たので官舎裏の空地に桑を若干植付け官舎内で家蠶の飼育を試みました。夫れは明治四十一年の春でした蠶の發育が良好で最盛期に至り桑葉の不足を告げ公園の一隅に在る野桑等を貰ひ集め辛ふじて上簇を見ましたが上簇期も早く繭も極めて優良でした。此の時養蠶の有望である自信を得ましたが官舎内で養蠶をしたことを端なくも批難する聲が聞へたので飼育を躊躇して居つた折柄白民政長官に呼ばれたので養蠶のお小言を受くるものと思ひました所、同長官は滿洲の産業開發に關し非常に力を注がれて居たので、反て奨励せられ種々激勵のお言葉があつたので私も大に決意し、相當の規模を以て秩序ある養蠶を試みるべく田家屯の官有地貸下を受け桑苗を内地より取寄せ、一部は農事試験場より配布を受け之を植付け三反歩の桑園を拓き四十二年同所に居を移し應急的蠶室を設け飼育に着手しました。日本人にして滿洲で養蠶業を始めたのは私が嚆矢であつたと信じます。

貸下を受けたる官有地は廣範な面積で全部桑園とするは不可能であつた爲め傍ら果樹を栽培して収入を圖らんとしましたが果樹の結實を見る迄には少くも數年を要し夫れ迄に要する

栽培諸費、開墾費及養蠶器具費等多額の投資を必要とするも資本を有せぬ私としては非常な苦痛でありました。何事に依らず創業時代は困難で到底尋常の手段では成業し得ざることを覺悟し嗜む酒煙草を断然廢止し市内にては一切乗物を用ひず徒歩主義を採り、家族も擧つて勞働に従事し私は率先して朝は未明より夜に亘りて開拓や園の手入を爲し、養蠶時も成るべく苦力の傭入を減じ自ら働いて經費の節約に注意し、一家の生活も極度に切詰め随分不自由を致しました。

私は數年前迄奉職して居りましたが家業の爲め勤務を怠つては申譯がありませぬから出勤は時間に遅れたることなく退廳も同僚より先きにせぬことに心掛けました。開拓時代は給料の支給を受けて居つたので生活に不安がなかつたのと養蠶が相當の成績を収め、三反歩の桑園にて一箇年二千圓以上の収益を得たこともあり、之等を開拓其の他の諸費に投ずることが出来たので洵に僥倖でした。若し此の収入がなかつたなら今日の成果を得ることは出来なかつたと信じます。現今私の生活が稍々安定を得て居るので人は非常に好運である様言はれて居るが、私の今日まで嘗め來つた辛酸は一朝一夕でなく恐らく他人では想像し得ぬものがあります。創業時代を回顧せば洵に感慨無量です。苟くも事業に成功した人は好運でもあらうが其の反面には必ず努力が伴つて居る筈です。

果樹園の如きも今は適切なる種類が定まつて苹果なれば紅玉、國光と云ふことになつて居るが、當初は如何なる種類が適切であるが全然不明で折角結實期に至つても果樹の種類が不良である爲め伐除して植替を行ふことが幾度もありました。果樹園は七、八年で利益を得らるゝ様申しますが仲々左様なものではなく、私等は今日の結果を得る迄には約二十年を要しました。又近年絹絲の暴落に依り養蠶が全く不振に陥つたのと、無人の爲め飼育が出来兼ねるので昨年より養蠶を廢し桑園も果樹園に致しました。永年の事業を廢することは惜しい感があつて残念ですが之れも時勢に順應して進むより致方がないと思つて居ります。

滿洲は内地に比して非常に生産費が低廉である爲め繭價は下落しても農家の副業とし婦女子の餘剩勞力を以て少量の飼育を爲せば多少の収入も得らるゝことと思はれます。斯様な事業は全然放擲することなく成るべく繼續して普遍的に行ひたいものであると考へます。

三 關東州水田及果樹園の開祖と旅順の果樹園業

粗衣粗食に甘んじ自ら勞務に服して範を示す

近年滿洲に於ける水田及果樹園は著しき發達を遂げ、昭和八年南滿洲鐵道附屬地及關東州内に於ける稻作面積は水稻約一千町歩、陸稻五百町歩にして收穫糧量概數は一萬八千石、陸稻三千三百石、果樹の栽培五千六百町歩、生産果實二千萬斤を超へ尙着々開墾栽培が行はれ年と共に激増せんとする状態である。

日露戦前に於ては滿洲の水田及果樹園經營の如きは重きを置かれず、清國及露國官憲に於て

も全然顧念する所がなかつた様である。唯だ露國時代に於て局部的に果樹栽培を試みられた程度に過ぎなかつたが日本の統治に移つて後、關東都督府は産業開發に意を注ぎ農事試験場を開設し諸般の調査及試験を行ひ、之を奨励したる結果今日の發達を見るに至つたのであつて其の反面には民間實業家が經營上多大の犠牲を拂ひ苦辛を重ねて貢獻せられたことも看過することが出来ぬ。

I 水 稻 耕 作

滿洲の水稻耕作は古來より滿鮮接壤地たる通化縣上甸子、下甸子方面に朝鮮人に依り開墾せられて居たが成績も餘り良好でなかつた。又關東州内にも從來土民に依り自然の濕地を利用し點々水稻耕作が行はれて居たが殆んど收穫はなかつた。明治四十二年頃日本人が撫順に於て開田を試み又安東地方に於ても精米業影山常三郎氏が水稻の試作を行ひ土民を慫慂し宣傳に努めたが未だ試験時代であつて何れも大なる期待を持つべき程度には至らなかつた。

山來滿洲は寒氣激しきも作物生育期たる四月下旬より十月までの氣候は比較的高溫を示し、日照時間多く殊に稲作に最も大切なる出穂期の溫度は頗る中和を得、成熟期に至り空氣乾燥し養分の吸収を充分ならしめ、而も開花時暴風の惧なく、緯度の關係に於ても米産地として著明なる北海道旭川は滿洲吉林、新京と殆んど相同じく、此等諸點より考ふるも滿洲が米作に適せぬ理なく、關東州に於ける土民の水稻耕作の不成功は水利の便を缺き、灌溉が不充分であつたのと、種子の選定を誤つて居ることが其の主なる原因で耕作方法の拙劣であつたことも争はれぬ事實

であつた。關東都督府農事試験場の調査の結果に依るも稲作の有望なることは立派に證明せられて居た。此等の關係上從來顧みられなかつた水田事業も漸く邦人間に着目せんとする傾向が現はれた。偶々靜岡縣人たる明石平藏氏は同縣の關係上知合であつた元代議士加藤定吉氏より滿洲に於ける水稻耕作の有望なる事情を聞き之を動機とし關東州に於て水田事業を経営せんことを企圖し若干の資金を準備し、明治四十四年渡滿し加藤定吉氏(當時大連に居住す)等の盡力に依り旅順市外三里橋屯の官有荒蕪地の貸下を受け、先づ一町三反歩を開墾して水田とし翌四十五年春季之に播種した。之が關東州に於ける邦人水稻耕作の嚆矢であつたと謂はれて居る。明石氏は郷里にて農を專業とし諸種の耕作には經驗を有して居たが、氣候風土の異なる地域に於ては自ら作法を異にし施肥その他に付ても研究を要するものがあるので、全く試験的に耕作を始めた。果して目的を達し得るや否に付頗る懸念し又一般も氏が試作の結果を注視して居た。然るに其の試作は灌水の設備不完全なりし爲め豫期の收穫を見るに至らなかつたが産米は極めて良質のものであつて灌溉を充分にし作法を改善するに於ては確かに見込あることの自信を得た。依て其の翌年水利の施設を整へ耕作に力を用ひた結果其の年は降雨量も適度であつた爲でもあるが相當の收穫を得たので之に勢を得爾來年々面積を擴張し相當の成績を擧げ、關東州水田業の爲め萬丈の氣を吐いた。大正七年には更に其の北方二里を隔てたる三澗堡官有地の貸下を受けて開耕し現在三里橋屯に於て十二町歩餘、三澗堡に於て十八町歩を耕作して居る。明石氏が水稻耕作に成功したので地方の新聞紙も盛んに滿洲水田の有望

なることを報道した爲め、遂に水田事業熱擡頭し邦人の水田經營者が簇出し、現在の如く水田事業の發達を見るに至つたのである。

一方通化地方の水田も逐年發達して伊通河、渾河の沿岸は勿論奉天省、吉林省全體に涉り鮮人に依り盛に開耕せられ南滿洲鐵道沿線各地にも邦人の水田業者相亞くに至つた。更に大正七年頃より東部蒙古方面に於ても公濟號農場當時早間正志等の經營せるもの(の所有地たる白音大來(通遼)を距る三十五支里にして遼河末流の沿岸花火燒に在る濕地を鮮人に開墾せしめ、水田と爲したるを始めとし、以來清河及新河沿岸一帯に涉り廣範なる水田を開拓せらるゝ等現在全滿洲及東部蒙古全體に於ける水稻、陸稻の收量は相當多量に上り自給自足の時機も遠からざるを思はしむ、此の狀勢を以て進むに於ては將來日本に於ける食料不足に對し有望なる給源地たり得る所で滿洲産業上誇りとするに足るものがある。

關東州水田の開祖たる明石氏は水田開拓を以て畢生の事業とし、一意專念怠ることなく開墾及耕作共に自ら率先して勞働に従事し其の範を示して苦力を使役し粗衣粗食に甘じ、日夜孜々として倦むことを知らず又早魃其の他天候の爲め不作を見ること屢々にして幾度か經營難に逢着したるも克く之に耐へ苦闘を重ねたる不屈の精神と尊き經驗は其の成功を招くに至つたもので、氏の水田開發に寄與したる功績は頗る大なるものがある最近三里橋の水田は水利の關係上廢耕の狀態に在るも三洞堡水田を擴張し之に主力を注いで居る。同人は曾て其の自作米を宮内省に獻納したること二回に及び獻穀の耕作及收穫は一切苦力に手を觸れしめず自ら之

に當る等其の眞摯なる行爲は一般の絶讃措かざる所で稀に見る篤行者である。昭和四年三月水田事業功勞者として賞勳局總裁よりも表彰せられて居る其の表彰狀は次の如くである。

表彰狀

明石平藏

夙ニ渡滿シ率先荒蕪地ヲ開墾シ水田經營事業ヲ創始シ刻苦研鑽斯業ノ普及發達ニ竭力セル勞效勲カラス褒章條例ニ依リ銀杯一箇ヲ賜ヒ以テ之ヲ表彰ス

賞勳局總裁

2 果 樹 園

滿洲には古來より果樹極めて少く、關東州内と州外の或る一部には支部在來の梨、杏、山楂の類あり熊岳城附近は梨の産地として稍集團的のものもあるも、他は農家の邸内等に一、二本又は數本散植せられたる程度にて殆んど産業價値の認むるものなく林檎、桃、櫻桃に至りては絶無であつて従來は各季節に應じて芝罘、龍口方面より移入して果物の需要を滿して居たのであるが、日露戰役後邦人の移住と共に急激なる需要を増し著しく移入の増加を見、日本内地よりも出荷して供給せられて居た。遼東半島は氣候の關係上果樹の栽培には最も適好の地なるを認め關東都督府農事試験場は明治三十九年早くも場内に果樹園を設けて試験を行ふ傍ら諸種の苗木を栽培し接木を爲し之を無料にて配付し栽培を奨励した。併し當時は一般に果樹園の知識乏しく空地又は庭先等に少許栽植する程度で未だ果樹園經營の機運に向はなかつた時偶々靜岡縣人久保田貴登氏は其の實兄光岡富雄氏が關東都督府に奉職し殖産課に勤務して居た關係上、同人

より關東州が果樹の栽培に適する事情を聴き旅順に於て果樹園を經營すべく計畫を進めた。久保田氏は曾て瓜哇に渡り十年間同地に於て鳳梨、柑橘類を栽培し相當の經驗を有して居たので、明治四十年渡滿し旅順の近郊田家屯所在地一萬八千坪の貸下を受け、先づ其の一部を開拓し翌四十一年春季、農事試驗場苗圃より露西亞種葡萄苗木五百本其の他若干の配布を受け之を植付け、更に四十二年兵庫縣より苗木を取寄せ桃、梨、苹果、櫻桃等相當面積の栽植を行ふた。之が關東州に於ける果樹園經營の嚆矢であつた。爾來専ら其の育成と擴園に努めて居たが既に資本は開墾費用等に投じ盡して果樹結實期まで持續する餘力なきに至り非常なる窮境に陥つた。而も當時滿洲の果樹栽培は悲觀說多く到底成業の見込なしとし絶望の極、該事業を中途にて抛棄せんとしたることも一再に止まらなかつたが白仁民政長官は時々果樹園を視察し大に激勵する所あり、又知人よりも直接間接の援助を受けたので之に感奮し倒れて止むの決心を以て苦力同様の食事を爲し、冬季も暖爐を用ひず刻苦専心事業を繼續した。然るに幸にも第一次に栽植した葡萄の結實を見、其の品質最も優良であつた爲め之に依り若干の收入を得其の翌年よりは一層收穫を増し、經營費の一端に充つることが出来たので更に果樹園に草花、野菜類を間作して收入を圖る等辛うじて一定年月を経過し、大正二、三年頃より果樹の結實を見ることとなり始めて愁眉を開き、爾來順調なる業績を擧げ現在七町五反歩の果樹園を經營し果樹園業者中屈指の成功者と目せられて居る。氏が今日の成功は決して偶然にあらず全く忍苦と努力に依りて購ひ得た所である。

久保田氏に次て果樹園を開拓したのは林源一郎氏であつて、明治四十二年八月旅順市外北鴉鵲咀屯に果樹園を開墾し漸次擴張を圖り、現在久保田氏と相並びて果樹園業の成功者であることは右に述べた通である。

尙旅順には専門的知識に依り合理的に經營せる北浦果樹園がある、同園は市内厩町に在り大正九年支那人經營中のものを買取り在來の不良樹を抜除し優良品種に植替へ専ら施肥及土質の改良に力を注ぎたる結果優良園として其の産出せる果實は屢々品評會に入賞し一般より將來を囑目せられて居る。園主北浦幸三郎氏は東京農業大學農藝化學部の出身であつて、其の蘊蓄せる知識に基き果樹園の改良及機能發揮に努めて居る、果樹園業の傍ら養鶏を營み彼の優秀多産の稱ある白色「レグホーン」の如きは氏の飼育實驗の結果普及を圖りたるものであつて近時は滿人農家にまで之を飼育するに至り、養鶏業今日の盛況に達せしめたるは一大功績である。氏の夙に公共の精神に富み滿洲國輸入果實の關稅引下問題、滿洲産苹果内地輸入禁止の解除等にも奔走したることあり、現に旅順農會副會長、關東州果樹組合理事、滿洲果實輸出版賣組合理事等の公職を有して居る。

四、粟屋農園

成美園の名は山縣長官の命名

近年關東州の果樹園は長足の進歩を示し殊に林檎の如きは最も地味に適し其の風味に於て朝鮮及北海道産のものを遙に凌駕し年と共に聲價を高め輸出も漸次に増加を示して居る。各經營者も相競ふて其の改良と發達に腐心し相當の成果を收めたる業者も尠くないが其の成功者として又果樹園の廣大なるものを擧ぐれば先づ第一に大連西山屯の栗屋農園がある。同園は栗屋萬衛氏の經營に係り其の經營法は模範的なりと謂はれて居る。大正十一年時の山縣關東長官は親しく同園を視察し之を成美園と命名し爾來其の名を用ひて居る。栗屋氏は曾て渡米し二十有餘年間同地に於て體驗したる資本的組織の大農を主義とし之を實行すべく大正十年渡滿大連管内西山屯の官有地五萬坪の貸下を受け果樹を開き専ら病害蟲の驅除豫防果樹剪定努力の能率増進土地の改良等に付き研究を重ね漸次に事業を擴張し大豆蔬菜類を間作し何れも良好なる成績を擧げた。大正十二年には米國種陸地棉二町歩の試作を行ひ好結果を得たので更に五町歩に棉花の植付を爲し多大の收穫を得官の棉作指導獎勵に裨補する所大なるものがあつた。滿洲に於ける民間棉作は栗屋氏が嚆矢であつたと傳へられ居る。又氏は常に農具の改良を力説して自ら各種の農具を考案し大正十三年大連機械製作所の賛成を得大犁、小犁、鑿土器、馬糞、大鑿土機等を製作して改良農具の普及に努め其の助長發達に貢獻する所があつた。其の他農會、果樹組合、棉花栽培協會等凡ゆる農事關係の組合又は團體の役員として全力を農事に捧げ現に果樹園其の他六十町歩を經營し異數の業績を擧げて居る。

五、洋の東西三十六年

果樹園經營に就て (栗屋萬衛氏)

一 米國に於ける果樹園經營

私が果樹園を主としたる農業をやる様になりました動機から申しますと十五歳の時苦學して米國學士となる目的で明治三十三年五月單身渡米し六月加洲「フレズノ」と云ふ處で丁抹の歸化人「ジョンソン」と云ふ八町歩持ちの人の處に杏摘採の夫と成て働いた。

當時(今を去る三十六年以前)在米四萬五、六千の同胞に獨立農業者のなかつたことで外人から侮辱を受けたのに憤慨し茲に渡米の目的を變更し吾れ將來必ずや獨立農業者に成つて見せると決心致しまして一生懸命各種の農事作業經營方等を研究して二十歳の明治三十七年「フレズノ郡クロービス」に於て土地三十三英町を年賦拂ひの方法で購入し茲に獨立日本人農業者と成つた者で在米同胞中第七人目でありました。然るに薄資の事とて土地の開墾其の他農業の準備が整はず非常な辛酸を嘗めて果樹を栽培するに至つたが大洪水に出遇つて窮境に陥り死を決したこともある。幸に私の努力振りに同情する外人が現はれ其の人の農場に働き大奮闘の結果一箇年後の二十一歳の春には融通資金も出來一般社會からも認められ前年死境に陥入りし三十三英町も完全に全部を果樹園にすることが出來一方同胞青年に果樹園經營の要訣を教へ

つゝ將來の同胞獨立農業者養成に努めつゝ次から次へと好成績を挙げ、二十四歳の時には既に百二十英町の果樹園所有者となり、故郷よりは次から次ぎと成長する三人の弟を呼寄せ、兄弟協力一致して奮勵怠らざし結果二十八歳の時には二百三十五英町半の果樹園所有者となり、一面多くの同胞獨立農業者を作り出し、日本人在外發展に萬丈の氣焰を擧げんとする一千九百十三年四月加洲知事ジョンソン氏は遂に同州議會を通過せる排日法案に時の副大統領ブライアン氏の注意忠告をも排して署名し、愈々同年八月十日より同法案の實施を見る事になつた。

排日法案の要點は日本人には不動産を持たさぬ、日本人には三箇年以上の借地は許さぬ、日本人現在所有の土地は死亡後之を日本人に譲渡することを禁ずる等の意味のものでありました。夫て在米同胞は上に下に大動搖を來した、私等は法を講じて難局を打開し小康を保つことが出來た。

然るに(大正九年一千九百二十年)加洲は大正二年前述の排日土地法に甘ぜず根本より排日土地法案を議會に依らず人民の一般投票に依て決定即時から實施されたので、如何に忍びても皮下血ある日本人として彼地に居住するを潔とせず、斷然米國を思切る決心をして、二十一年振りに單身故郷に兩親を見舞ひ、直に鮮滿農事視察に來ること前後二回、時の關東長官山縣伊三郎閣下に面談數回、長官曰く「滿洲に於ける日本人農家は一向に進展せず、日本人は支那人とは農業に於ては競争にならぬ、滿洲に於ける日本人農業は駄目である」と云ふ論者が多數で残念乍らどうも見當がつかぬ、汝來りて日本人でも充分やれる事實を立證することが出來れば之れ御國に對

する忠の第一位である」と涙と共に語らるゝ長官閣下の至誠盡忠には心身共に感服鳴謝致しまして、大に誓ふ處あり直に再渡米致しました。

二 渡滿後の果樹園經營

大正九年十一月六箇月間の旅行を終へまして加洲(クルビス)に安着、尙關東州農耕に適する農機具、種々の苗木等を集め、着々渡滿の準備に取掛りました。處が親類や友人が渡滿を賛成するもの無く、無謀である渡滿後三年生きて居つたら上等であらうと批評する者もありました。

愈々妻子を連れて彼地を出發する大正十年五月、思へば二十餘年第二の故郷として血のじむ様な奮闘を續けて作り上げた果樹園之と別れる日が來た。愛育した各種の家畜とも、無二の友人とも、東と西に別れるのである。血涙が湧いて止め度も無かつたのであります。

太平洋の航海も無事に再び故郷廣島市外長束村の父母の家に入りまして、單身渡滿の準備に掛りました。之は又米國より以上親類や先輩が毎日やつて來て、永らく米國に居つてやつと歸つた而も長男の君が恐しい寒い馬賊の國に、出來もせぬ農業をやりに移住するなど丸で馬鹿の骨頂である。渡滿大反對、強て押し切つて行けば三年の内に無一物となり、妻子は乞食に成るのが關の山である云々、如何に説明しても聞き入れぬ、吾等は日露戰役に出征し二箇年具さに實情は知て居る、二回や三回の旅行で様子が解るものか、渡滿はどうしても大反對、後には口もろくろく利かぬ、村中では馬鹿も此位になると手におへぬと馬鹿の大將にされてしまつた。歸郷後間もなき大正十年六月十八日大連に上陸致しました。磯田信之助氏、朽内壬五郎氏の兩先生が出

迎へ下さいまして遼東ホテルに止宿したのであります。西でも東でも馬鹿百姓呼ばはりなされた私は兩先生に依り多くの指導と援助を受けたのであります。

貸下地西山屯に来て土地の退耕料や二十四戸の家屋、九十九個の墓、其の他の代金を支拂ひ、諸建築、井戸掘鑿、石礫四萬餘噸の取除け、二百九十餘の小畑林地、宅地等の整理に着手致しましたが知人もなく無論友人も無し自身が話す言葉も英語が交るので人々に克く通ぜず、ましてや支那人には一向に通ぜぬ又々渡米當時の二の舞に出喰はしたのであります。それに識者間でもこの二十町歩近い土地を整理して果樹園にするには、餘程の努力で先づ五箇年を要するであらうと云はれて居りました。無理もありません。所要の各種苗木を集める丈けに、滿洲内地、米國と三箇國に涉つてやつと集めた様な次第加ふるに代金は受取り承諾はして居つても平然として居住支那人は移轉せぬ、ましてや墓など個人で九十も百も取除けた者は無いとの事でありましたが、どうしても片付けねば果樹園にはならぬ弗の光は米國人も支那人も同じことと丸で親子無しの民族性ではあるが時間を守らぬ、約束の日が來ても知らぬ顔式のやり方には一番閉口しました。併し兎に角毎日居住支那人に手まね足まねで交渉も盛にやつてやつと取除けをやらした。

一方米國より持ち歸つた二十四噸の各種農機具は自分で夫れ夫れ組立てねば何人を頼んでも助手にも成らぬ、こんな物は初めて見る何にするのかどうするのかの不審を連發され、邪魔にこそなれ手傳は出來ぬこれも晝夜兼行で自分で組立て、新たに求めた四頭の驛馬に夫れ夫れ新

農機を付けて働かすにも第一馬が一向知らぬ、知らぬ管人でも知らぬ新機夫れで自から馬を仕込み、苦力を仕込みやつと一つの物が動き出すと次の物を動かす様に仕込まねばならぬ。畑の整地方も丸で異つて居るので誰を頼んでも駄目、何れも自から陣頭に立つてやらねばならぬ、然も一向言葉が通ぜぬ實に困難の頂上、一々やつて見せねば有効で無い。

支那人が早起と云ふが夫れ以上に早起き、夜はランプを點して農機の組立てやら修理毎日二十時間近くも労働を續け、渡滿後八箇月目の大正十一年四月貯藏が出來る國光、紅玉を主とし、祝旭、其の他の早中熟の苹果、六月より出荷せらるゝ櫻桃の各種、桃、葡萄、梨等年中通じて出荷し得らるゝ様に考案して適地に適物を、合計六千六百餘本を完全に整地植付を完成し、米國の長所を探り入れた農法を當州に初めて實行致しました。

時の關東長官山縣公親しく來園下さいまして、非常によろこんで成美國と命名し、多大の激勵を與へて下さいました。公の御揮毫に成る成美國の額面は、如何なる場合にも私及一族の大きな指導者であり慰安者であります。

間作としまして大豆、粟等の普通作以外に六町歩の蔬菜各種を栽培致しましたが、稍大面積の蔬菜栽培は州内初めてあるとの世評を受けました。

爾來十箇年間七、八町歩に各種蔬菜を果樹の間作として栽培し、經營上相當有利に立廻つて居りましたが、果樹の成長と共に間作不可能となり一時蔬菜栽培は止めて居りましたが、昨年旅順管内三洞堡會に於きまして十町餘り種々の蔬菜を作ることゝし、在米二十七年の實弟を呼

寄せまして弟を主任として栽培を初めて居ります。

大正十二年米國種陸地棉二町歩を作りました。之が民間に於ける陸地棉栽培の初めであり
ます。

當時棉は當州では出来ぬとされて居りました。僅かに關東廳農事試驗場に一二反歩試作され
て居た丈で播付けにうねを作り、高い處に溝を作つて、之に播種し、水を與へて發芽さす方法でや
つて居られました。之では經濟的には栽培不可能、そこで私は犁て平地に溝を作り低い處に播種
し、水は掛けぬ式で立派に發芽好成绩を挙げましたので此の式が一般に廣がり今日に及んで居
ります。

大正十三年渡滿當時から考へて居りました大犁(ライジプラオ)、小犁(シングルプラオ)、馬鞭(ロー
トリハロー)、鑿土機(シングルカルチ)、大鑿土機(スプリングカルチベーター)の五種之丈があれば
先づ畜力に依つての耕耘は有益に經濟的にやつて行けるので此の五種の改良農具を、大連機械
製作所森川莊吉氏の絶大の賛成を得まして、同工場で製作完成致し改良農具の一式が外國に依
らず國産で然も州内で出来る様になり現在各有力な農園では之れを用ひて大に能率を擧げて
居ります。

大正十四年地下水を動力で引上げ園内に灌漑する施設を完成致し果樹蔬菜に灌水致しまし
て好成绩を擧げました。之が州内果樹蔬菜園等に灌水設備の初めでありました。現在有数の
農園は盛に此の式を實行して成績を擧げて居られます。

大正十五年單式馬鞭(シングルハロー)及スプリング附荷馬車等の考案を完成致しまして現在
各農園で用ひて能率を擧げて居ります。

此の外養鶏、養豚、牛、馬等の副業的のものも開園以來續けて來て居ります。斯くして初めて有
利に果樹園經營が續けらるゝものと信じて居ります。

反當八圓か十圓しか年收穫無かりし土地も上手にやれば反當四、五百圓の收入を見る實績が
上り、然も當關東州に於ける果樹園經營は尤も意義ある事とせられ、續々有志の士が開園せらる
る様に成り、十五年の昔僅かに五六百町歩の果樹園地帯も今や六千町歩に及ぶの盛況に達し、滿
洲リンゴ、滿洲果物として世に認められる様に成つたのであります。實に今昔の感に堪へぬ次
第であります。

苗木すら完全に求むることが出来ぬ、ましてや病害蟲に對する各種藥品など求めんとすれど
も無かりし地、植付け剪定各種の耕耘運搬等々實に幼稚千萬の場所、種家畜を骨を折つて取寄す
れば其の夜に狼に食はれやつと遠距離より取寄せ植付けた木は其の夜に盜難に遭ふ、日が暮る
ると警戒せねば馬賊が見舞ふ、折角生産した品物も道路が悪くて市場に出す途中でめちやめち
や、日本人ではとても關東州の農業は駄目であるとの世評を受けし地、等々の實情にあつた當關
東州も歴代御當局の熱烈なる御指導と御善政に依り、先づ山縣公の世の悪評を物ともせず有史
以來未曾有とも稱すべき旅大道路の建設を初とし、金大、普蘭店、北旅大、街道等々の新設各支道の
完成、滿洲棉花栽培協會、關東州果樹組合、各管内農會、滿洲果實輸出販賣組合、滿洲農事協會、大連農

事株式会社等々何れも過去十五箇年間に創設せられ、曾ては大連や旅順の都市を一步出づれば文明の差約五百年と評せられし農村も近代文明に近か付けられつゝある次第で其の發達實に驚くべきものがあります。此の速力で進みなば、近き將來に於て世界有数の優良果實生産地として重きを成すの日あることを信するものであります。(昭和十年七月十四日)

六、臭水子泡子涯の整地と柳本氏

大連市外今の周水子停車場所在地は元臭水子會と稱して居たが最近之を周水子會と改められた。北西部は丘陵に富むも他は低地であつて一圓耕地と爲り、地味は極めて良好である。南部一帯は沼澤で旱天時は乾燥して畑地と成る降雨あれば忽ち水を湛へ耕作不能に陥る。古來同所を北泡子涯と呼んだのは故なきことではない。明治四十一年柳本尙次郎氏は松方川崎氏等の出資に依り金五萬圓を投じて溝渠を築設し、水を許家屯の海に放流し、整地して完全なる畑地とし之を滿人に貸付け年額約四千圓の借地料を徴し、所有名義は四元某に屬し柳本氏が生前之を管理して居た。又柳本氏は大正二年周水子驛附屬地約四萬坪の貸下を受け自ら果樹園を開設し、更に大正四年吉井清成、谷村正友氏等と共に滿洲野蠶公司を組織し、銳意之が飼育に従事し蠶業發達に努め、其他鐵道附屬地の所々に牧草を播種し家畜飼料を造成する等常に産業開發に力を注ぎ、滿洲農業界の先覺者として重きを爲し其の功勞大なるものがあつた。

七、福昌農園の光榮

相生由太郎氏は生前福昌公司の一事業として農事經營を企圖し、明治四十三年十月金州南山麓に七萬四千二百四十坪の農耕地を買収し農園とし、苹果、櫻桃、桃等の果樹を植え大豆、支那大根、其他各種の蔬菜類をも栽培し、更に大正七年六月大連市郊外西山屯に五萬七千四百六十五坪を選び之を農園に改耕し、苹果、梨、桃、櫻桃等の果樹の外に粟、大豆、支那大根、其他の蔬菜類を耕作し、今日に至つて居るが、氏が金州、西山屯兩農園に投資した總額は約十六萬圓と稱せられて居る。氏が斯かる資を投じ農園を經營することに爲つたのは大連市が將來發展し大連たるべきを豫期し、市民の要求する蔬菜類が從來殆んど支那人農家に依り左右せられて居ることに考慮を拂ひ所謂青物市場の市價調節に之を資し市民の福祉を圖らんとする遠大なる計畫に基けるものであつた。

昭和三年四月時の關東長官木下謙次郎氏より相生由太郎氏に對し同年十一月舉行せられた今上陛下御即位御大禮に方り、其の大嘗祭庭積机代物として精粟五合を献上し奉るべき旨を田中大連民政署長を経て通達があつた。此の外に大嘗祭の儀、庭積机代物として大豆一升五合御買上げの光榮に浴したので、獻穀すべき精粟と共に之を關東廳の手を経て宮内省に上納し大任を果した。

福昌農園が斯る光榮を擔つたのは邦人の模範農場として最も秩序ある經營振りであつたの

と、其の經營主が相生由太郎氏であつた爲めで氏の面目は實に躍如たるものがある。

八、果樹普通作、山林の經營に就て (高橋鶴藏氏)

私は過去二十數年間實驗した農業經營方法を略述し併せて之等果樹普通作、山林の經營上に於ける關係及希望條項を述べて見たいと思ひます、聊かにても皆様の參考にてもなれば幸甚と思ひます。

明治四十五年關東廳より現在の大連市外周水屯會子山麓十萬餘坪の地を借り受けました當時は全くの荒蕪地で俗に云ふ秃山其の儘の姿でありました。最初苦力二十人位を備ひ入れ馬三頭を買ひ荒地を開墾し開墾の出來たものは順次普通作を栽培したが、何分瘠地の上に肥料無き爲め結果芳しからず不成績に終つたので、種々研究し大連より肥料を取り寄せ其の後普通作は好成績を收むるに至つたのである。

關東廳より大正六年迄に全土地を開墾せよとの事であつた、何分の荒蕪地にて石多く容易に進捗せず六年迄には略々半分の五萬坪を改良したのみであつた。故に苦力を増加し労働時間を多くして能率の増進に努めた結果大正九年には殆んど全部の開墾を終了したのである。

當時の普通作の品種としては高粱、玉蜀黍、粟、大根等であつた、何分最初の事として最も安全な容易な品種を選んだのである。

果樹の栽培は大正三年が最初で日本より購入せし苹果、桃で當時亦關東廳よりも苗の配布を

受けた。桐も山林の經營として同年數本植えた但し之は他の在來の山林よりも肥料を多く必要とする故に放置して置く譯には行かなかつた。此の様に開墾すれば直に果樹を定植し逐年その數を増し亦品種も多くして現在に至つたのである。葡萄、梨、李等も毎年數十乃至數百本づつ増し現在では左記に示す如き本數になつたのである。

大略 苹果二千本、桃千本、梨和洋梨共に二千本、葡萄三千本、李百本、櫻桃、日本梅等數百本
最初に收穫出來たものは桃であつて大正六年、次いで苹果、葡萄、梨が大正十年であつた。市場に出し初めたのは大正八年頃で主として桃であつた。

之等果樹の栽培の旁ら山林の經營を思ひ立ち隣接地約八萬坪の地を關東廳より借り受け、約五箇年間に互り全部に松を定植したのである。昭和二、三年に至り松の枝打ちによりて得たる枝を販賣に供するに至つた。

猶普通作の際空地又は石の多い所には「アカシヤ」の植林をした之等も現在に於ては三、四十尺に達するものも少くない。

又家畜の飼養を思ひ立つた馬及驢馬は開墾の爲め是非とも必要なる故最初より七、八頭飼育した。

其の他豚、鶏等で豚は大正四年二十四頭買ひ現在は總數三十數頭に至つた、豚の飼料等は最も不良なる果樹普通作によつても代用する事が出來るので安價で飼養することが出來る、生育すれば相當の値段に賣れ豚の糞便は最重要なる肥料となつた。

鶏も大正三、四年頃より飼育したが鶏卵の安値なる時は收支償はないので減少し、高値の時は百五、六十羽を飼育して居た。現在では百羽餘であるが可成値が良くなつて來たので數を増しつゝある。

以上が大體私の過去の經營法である、何等農業に經驗の無かつた私が今日迄の栽培成績を得る迄に至つたのは關東廳の鞭撻督勵による所が大であつたのは言を俟たないのである。次に之等果樹普通作山林の經營に就ての私の意見及希望を述べたいと思ふ。

一 果樹普通作山林の關係

果樹普通山林の經營に於ては農業の要素である、適度の天候、肥沃なる土地、販賣の地の利等に依る所が大である事は周知の事實である。

州内に於て果樹普通作或は山林の經營の中一つを單獨に經營すると言ふ事は不經濟で又到底收支償はないものと思ふ、例へば果樹のみを主業とし副業に普通作、山林等を行はない場合に於ては自分の食物又は傭人(苦力)の食物燃料等に至る迄購入して行かなければならない、又普通作のみを主業とする場合に於ては支那の如く大家族制度にて一團の群をなして生活する場合は傭人等も不要で又生活程度も低いので生活して行く事が出来るのであるが、我等日本人の場合には到底此の様な廉價なる普通作のみに依つて生活自營の途を立てる事は困難である。

山林のみを主業とする場合は數年間その成長を待たなければならぬので勿論不可能なる事は言を俟たないのである。然らば何を主業とし何を副業として行けば適當であるかと言へ

ば、私としては州内に於ては稍々高價に收穫の出来る果樹を主業とし普通作、山林を副業とするのが可であらう、又飼畜を副業とするもよいのであらう、今之等の個々に就いて略述すれば、

イ 果 樹

州内に於ては苹果は有名であり且亦果樹を經營してゐる人は誰しも栽培して居るものである。單に苹果のみを栽培することは私は甚だ危険であると思ふ、殊に一兩年前の如く値段の下落したる場合に於て然りである。

故に出來得るならば多角形的に成る可く多くの品種を栽培する事が可であらう。私の現在栽培して居る果樹は苹果、桃、梨(和洋)、杏、葡萄、梅等で何れも良好なる成績を示して居る。

ロ 普 通 作

之は主として自家及傭人等の食物として最も重要なものであるが大體に於ては販賣に供するよりも寧ろ自家の生活出來る位に作るのが可であらう。但し餘裕ある場合に於ては賣出す事も結構であらう、殊に西瓜、南瓜、トマト、胡瓜、茄子、大根等は相當の收穫を得る事が出来るのである。

ハ 山 林

山林は數年間或は數十年を要する故に成る可く不便な稍々荒地の様を所を可とし、果樹普通作の栽培地の様な良好な地は不經濟であり且好ましくない、州内に於ては松を最も主要なるものとして居るが、私の考へとしては害蟲多く又十五、六年位迄は可成大きくなるがそれ以上は目

に見えない位しか成長しない故に支那特有の「アカシア」を推奨したい。「アカシア」は松に比し害蟲少く成長も早く枯死することなく十五、六年を経過したるものは幹の周り二尺に達するものは少くないのである。冬の農閑期に於て之等「アカシア」の技を打ち毎年二、三百俵の炭を作るこゝが出来るのである。

又桐を現在數本植へて居るが之は肥料を多く必要とする故に山林としては不經濟であり且多くの手入の時期を要することは前に述べた通りである。以上で大體三つの説明を終つたのであります尙栽培方法手入等は何れも其の道の本に出て居る様なもので別に變つた方法も致して居りませんので省略しました。

九、普蘭店落花生同業組合

關東州の落花生は我租借前にも多少栽培せられて居たが、品種不良で地方消費の一部を充すに過ぎなかつた。明治四十二年以來關東都督府農事試験場で優良種の普及に努めたので漸次作付反別も増加し多量の優良品を生産し得るに至り、歐洲、南支、日本等にも輸出することが出来る事となつた。昭和九年の作付反別は二萬三千餘町歩、其の産額は年三百餘萬圓に達し、農家一戸當り二百圓となつた。

此の重要生産物の取引が有利確實に行はるゝと否とは管内經濟の消長にも關するので、昭和四年六月當時の普蘭店民政署長本莊宗三氏は生産者並に販賣業者に諮り普蘭店落花生同業組

合を組織し、品質の向上信用の保持に力むる所があつた。又同時に輸出落花生の検査をも施行せしめたので、輸出先の信用も加はり早くより落花生を出して居る。青島産に比し却て高値に取引せらるゝことゝなつたが、此の點は普蘭店落花生同業組合の働きの結果と謂ふことが出来る。然るに昭和十年八月關東局の統制検査が施行せらるゝことゝなつたので従來の同業組合は之を廢止することゝなつた。

關東州内殊に普蘭店管内で落花生栽培を奨励した結果は、廣く農家に普及して農家を潤し、且落花生の栽培が砂土質の粗鬆なる畑地に適する爲め従來の三等地は地力の上から却て上等地に位する有様となり、地價も上昇し地方發展上裨益する所が尠くない。此の情勢は籠子窩並に州外の復州地方にも擴大し直接間接寄與する所があつた。

十、棉の新品種「關農一號」の育成に就て (中富貞夫氏)

滿洲に於ける棉花の栽培は南は關東州より北は世界に於ても棉作地帯の北限と思はれる北緯四十三度餘にも及んで居るので、栽培せらるゝ種類も其の氣候風土の關係で南部と北部とに大別する事が出来る。即ち南部は遼陽以南の地帯で氣温も相當高く無霜期間も長いので生産能力の低い在來棉東洋棉よりは陸地棉早熟種の方が收量も多く有利に栽培出来るのである。之に反して遼陽以北の北部地帯は南部地帯に比較すると氣温も低く無霜期間も短かく、所謂生育期間が短かいので陸地棉の栽培よりは寧ろ生産能力は低い東洋棉早熟の方が有利に栽培

せられるのである。

斯様に滿洲に於ては南部と北部とに依つて栽培せらるゝ種類が異なるので將來滿洲棉花の増産を計らうとするにはどうしても南部は陸地棉の改良、北部は東洋棉の改良を行つて其の氣候風土に適應した優良品種の育成を行ひ、之が増産獎勵を行ふ事が最も肝要である。即ち北部の東洋棉に於ては滿洲在來棉の一大缺點たる低率な繰綿歩合を著しく高めた早熟種を育成し、南部陸地棉地帯に於ては在來の陸地棉より更に早熟且多産なる優良種を育成する事が當面の最も重要な問題で、斯る新品種の出現こそ一般待望の的となつて居たのである。「關農一號種」は實に此の希望に副ふべく關東農事試験場に於て育成せられた。陸地棉新品種であつてよく南部地帯の氣候風土に好適する早熟豊産種である。目下關東州は素より滿洲國に於ても陸地棉地帯に於ける獎勵品種として選び、原種圃或は採種圃に於て増殖中であるから變て廣大なる栽培面積を占むるに至るであらう。

「關農一號種」は前記の様な事情の下に於て育成せられた新品種であるが之が育成中に於ける感想や育成の方式或は其の特性等に就て聊か御紹介する事にしよう。

最近滿洲に於ける棉作問題は随分一般にも喧傳せられ非常な興味と期待とを以て迎へられ、今日に於ては既に栽培獎勵の方針も確立し着々進捗するの氣運に向つて居る事は寔に慶賀に堪へない次第である。然るに翻つて之を滿洲國建設以前即ち未だ「關農一號種」が育成の途上にあつた昭和七年以前に遡つて棉花栽培獎勵の實狀を見ると寔に寥々たるものであつた。即ち

關東州内に於てこそ棉花栽培の獎勵が積極的に行はれてゐたが、州外に於ては何等の方針もなく唯遼陽其の他一部の地方に於て昔日の栽培を其の儘踏襲してゐるといふ寔に微々たる状態であつた。殊に滿洲に於ける陸地棉の栽培といふ事に就ては不可能論を稱へる者も多く、甚しきは州内に於てすら適しないと一笑に附する者さへあつた。然し斯様な時代にあつて關東廳に於ては早くも滿洲に於て棉花栽培が有望である事を看破し大正十四年には先づ州内に陸地棉の栽培を積極的に獎勵する事となり、次いで大正十五年には關東農事試験場に於て本格的に品種改良事業を興し、茲に廣く滿洲を背景とした棉花の品種改良に當る事となつたのである。而して其の當時州内に栽培されてゐた陸地棉は全部朝鮮に於て長らく栽培されてゐた「キングス・イムブルード」種であつて種子を朝鮮より取寄せ之を農民に配布して獎勵して居たのであるが、滿洲の氣候は朝鮮南部の氣候に比し冷涼なため常に熟期が遅れて有利に栽培する事が困難であつた。殊に大正十五年の如きは生育期間中の天候も不良であつたが初霜が特に早かつたため其の被害も殊の外大きく爲に大凶作を來したのである。其の結果は棉作獎勵の當初ではあり獎勵上種々の點に於て支障を來したのであつたが又一面この凶作こそは識者間に品種改良の必要を愈々痛感せしめた動因ともなつた。即ち滿洲の氣候風土に適合せる早熟優良な新品種を育成する事が棉作獎勵上先決問題である事が深く認識せられたのである。然るに一方關東農事試験場に於ては早くもこの年には早熟豊産種を發見すべく、朝鮮産「キングス・イムブルード」種を原種として八百系統の栽培を行つて居たのであつた。即ち系統栽培第一年目に

相當して居たのであつて稀に見るこの年の不良天候は幸に峻烈厳正なる自然淘汰を行つた事となり、其の結果は優良系統と不良系統との區別を明かに展示して我々の目的とする早熟優良な系統を發見するに都合よく又となく得難い天祐であつた。而して「關農一號」種は斯様な氣候の下に於ても尙よく開絮した早熟豊産の個體から選抜育成された新品種であつて其の後十箇年の今日迄此の年程棉作に不良な天候を見ないのは其の將來を心強く考へてゐる次第である。次に「關農一號」種を育成した目的及方式に就て概説して見ると目的は早熟豊産育種の方式は系統分離によつたのである。勿論作物の品種改良に當つては系統分離による場合人工交配に基く場合或は突然變異の利用を以て行ふ場合もあるが、陸地棉の早熟豊産種育成に當つては三者中系統分離の方法が最も効果的であるといふ自信を得この方法を採用したのである。尤も棉の形質中繰綿歩合とが纖維長等の形質を改良する場合には人工交配による事が得策の場合が多く、目下此方法によつて改良の途上にあるものも持合せて居るのである。僅「關農一號」種を育成するに當つての具體的方針としては熟期の改良に於ては開花盛の時期を原種より十日以上促進せしめ又生産量に於ては原種より二割以上増收せしめたいといふ目標の下に育成事業を進めたのであつた。然るに此早熟性と豊産性とを併用せしめる事は作物の品種改良の場合に於ては常に著しき困難を相伴ふのである。

其の理由は此の兩形質間には相關關係を有する場合が多く一般に早熟種は生産力が低下するといふのが常道である。然し此事柄は決して絶對的のものではなく稀には此支配より免れ

た早熟豊産個體の成立も亦可能である。「關農一號」種育成に當つては實に此少數の機會を捉へて育成の實績を挙げねばならない性質のものであつた所に困難を感じ又苦心も伴つたのである。次に育成中に於ける系統處理に就て述べて見ると品種改良に着手したのが大正十四年である。其の年には朝鮮より移入した「ギングス、イムプート」種を約一町歩に亘つて栽培し、開花始の早い而も開絮歩合の多い優良個體八百個體を選抜し翌年個體別に系統栽培を行ひ更に系統別に其の優劣純不純等に就て精査すると共に又其の年の不良氣候の下に於ても優良なる成績を示した個體を選抜し見込なしと思はるゝ系統及個體は悉く之を放棄して優良系統の固定に努めたのである。斯様な方法によつて大正十五年以降は順次系統栽培を行ひ逐次嚴正な淘汰を加へた結果昭和三年に至りて優良と認めらるゝ三十九族六十八系統より假收量比較試験の結果六族十五系統を選抜し更に是等の系統に就て二箇年に亘り生産力比較試験の結果最も早熟にして收量の多い一系統を得たのである。此系統が即ち「關農一號」種であるが今育成期間中に於て處理した系統數を表示して見ると次の様である。

年	次	栽培	系統	數
一	年	目	(大正十四年)	一〇〇、〇〇〇個體
二	年	目	(大正十五年)	八〇〇系統
三	年	目	(昭和二年)	一八六族一五二二系統
四	年	目	(昭和三年)	三九族一六八系統

十、棉の新品種「關農一號」の育成に就て

五	年	目	(昭和四年)
六	年	目	(昭和五年)
備	考	考	考
昭和五年秋關農一號種を選抜す			
		六族一五	系統
		六族一五	系統

前記の様に關農一號種決定迄には六箇年を費し、初年度の栽培系統八〇〇系に比すれば僅かに〇・一二五%に過ぎない少ない機會のものである。

次に斯様にして選抜育成せられた關農一號が原種に比して熟期の點に於て又收量の點に於て改良せられた程度を紹介する事にしよう。先づ熟期の早晩を開花最盛期日の早晩によつて比較して見ると次表の通りである。

平均開花最盛期日比較表

年次	種類	開花日												平均開花日	促進される日數	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
昭和三年	關農一號	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	原種	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
昭和四年	關農一號	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	原種	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
昭和五年	關農一號	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	原種	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三箇年平均	關農一號	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	原種	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

開花最盛期日と云ふのは一定の個體數に就て開花の初期より開花の終期迄毎日開花數を調査し、其の平均日を算出したもので丁度五〇%の開花を行へる時期をいふのである。而して斯る場合植物體上に於ける開花の狀況は略ぼ個體の中心に開花し、一日の開花數最も多き時期に該當するのである。上表は關農一號種及原種共二百個體に就て日々開花數を調査した結果であるが、實數其の儘では促進狀況の比較に不便なため特に%にて示したのである。

表によつて關農一號種が原種に比して促進せられた程度を擧ぐれば、昭和三年には約一四日、昭和四年には一二日、昭和五年には一六日に及び三箇年の平均にて一四日間餘を促進せしめてゐる。次に生産力に就て原種及滿洲に古くより栽培されてゐる滿洲在來棉黑種と比較對照して見ると次表に示す通りである。

反當收量表

年次	種類	關農一號種			原種(キングスイムアルブド)			滿洲在來棉黑種		
		實棉量	繰綿量	原種に對する比率	實棉量	繰綿量	繰綿量比率	實棉量	繰綿量	原種に對する比率
昭和三年	關農一號	三五〇斤	九〇斤	一三三	二九二斤	六〇斤	一〇〇	二九〇斤	四九斤	一六七
昭和四年	關農一號	二七九斤	一〇〇斤	一三三	二〇〇斤	六〇斤	一〇〇	二二〇斤	五八斤	一七五
昭和五年	關農一號	二八〇斤	八八斤	一三三	二六九斤	六〇斤	一〇〇	二〇〇斤	五五斤	一六五
三箇年平均	關農一號	二八七斤	九二斤	一三三	二〇七斤	六〇斤	一〇〇	二二〇斤	五八斤	一七三

右表によつて反當收量を繰綿收量に就て比較して見ると昭和三年には原種に比し三割三分

十、棉の新品種關農一號の育成に就て

を昭和二年には二割三分、昭和五年には五割八分を何れも増加し、三箇年平均は實に三割六分の増収になつて居る。尙之を滿洲在來棉黑種と比較して見ると三箇年平均に於て六割六分の増収を示す事になり著しく収量が多い。更に實棉収量に就て比較して見ると三箇年平均に於て原種に比し二割九分、滿洲在來棉黑種に比し三割四分の増収となつてゐるのである以上は關農一號種の改良せられた最も重要な形質で改良の目的である。早熟豊産性に就ては所期以上の品種を選び得た次第である。尙此の外改良せられた形質中主なるものを擧げて見ると繰綿歩合が三六%になり原種に比して二%高い事や植物體の節間距離が短縮せられ又結果枝上の着莖密度が高くなつてゐる事、或は莖の開花より開絮する迄に要する日数が原種に比し短縮され而も纖維長其の他纖維の品質に就ては優るとも劣らない諸點である。

以上述べ來つた處によつて關農一號種育成の概要を紹介する事を得たのであるが、更に本種成立以來の増殖普及状況に就て簡単に述べ本稿を終る事とした。

關農一號種が愈々新品種として公表されたのは昭和六年であつたが關東州に於ては直に關東農事試験場に原種圃を設け獎勵品種の原種として増殖する事になつたのである。次て昭和七年よりは州内諸所に採種圃を設けて専ら増殖に努めた結果昭和十年度に於ける總栽培面積は約三〇〇町歩に擴張され、近く州内の棉は關農一號種を以て置換へられる筈である。一方滿洲國に於ては建國早々即ち昭和七年に至り積極的に棉花栽培を獎勵する事となり關農一號種は茲に南部地帯の獎勵品種として愈々採用せられたのである。そして早くも昭和八年には本

種の種子分譲を受け滿洲棉花協會の事業として海城に原種圃を設置すると共に蓋平其の他の諸縣にも採種圃を設け爾來銳意其の増殖に努めてゐるのであるが、昭和十年には之又栽培面積三〇〇町歩に達したのである。斯様に關農一號種は南部地帯の陸地棉獎勵品種として盛んに増殖を企圖せられてゐるので現在未だ南部地帯に栽培せられてゐる在來棉は漸次本種によつて置換へられ、茲に品種の統制が行はるゝと共に總て其の栽培面積は著しく擴張せらるゝに至るであらう。

十一、金州澤庵の元祖

福島都督濱方を指導、今は地方の名産として聲價を博す

金州には安永、岩崎の二漬物製造所があつて有名となつて居る、之が開祖は安永乙吉氏であるが、岩崎商店は製造高に於て安永を凌いで居るが其の營業は六、七年を経過して居るに過ぎない、近年在滿邦人が増加し、殊に軍隊の需要が激増した爲め本事業は益々有望となつた今日右兩製造所の年額製造能力は安永七千樽、大樽一樽約十六貫七圓七十錢位、岩崎一萬樽見當である。

安永氏に就て本事業の起源を聴き得た要領を左に掲記する。

話は同氏の經歷から始まる。同氏は福岡縣の人、壯時東京に出で東邦協會の露語科を卒業す。當時前田正名氏が五二會を組織し、日本茶業の發展を圖り海外輸出を企てゝ居た。而して前田

氏が紅茶輸出の用命を帯び露國に向ふ旨の報を開き、安永氏は露語を修得して居るので露國行を希望し前田氏に同伴を願ひ出た。然るに前田氏は安永氏に茶業の心得なき爲め露國行を尙早となし切に製茶の修業を勧めた。依て安永氏は熊本に赴き阿部野利恭氏等の經營してゐる紅茶製造講習會に入り、之を修業し好成績を以て卒業した。前田氏は之を聞き大に喜び安永氏を神戸の某商館に紹介し大に爲すあらんとした。然るに時恰も日清戦争に遭遇し海外貿易停頓の姿となり、安永氏の渡露計畫も挫折するの外はなかつた。同氏は福岡に歸り或る炭坑の支配人となつた。事業は頗る有望であつたが、仕事の性質上屢々死傷者を出すので、惻愷の情に堪へず、遂に此の職を擲ち農業に専念するに至つた。

其の後明治四十年十月舊知相生由太郎氏が大連埠頭事務所長となり、次で同四十二年十月職を辭し石材、土砂の採掘及苦力供給の事業を起すや、安永氏を招いて老龍頭採石場、柳樹屯附近に在り現在尙作業中の監督となした。氏は居ること久しからず其の宿志たる農業を思ひ立ち金州驛附近に居をトし、官有地を借入れ農業に従事するに至つた。最初は果樹を栽培し石材採掘を兼ねて居たが、果樹業は栽培後十年を待たざれば收益を擧ぐることも難く、薄責者には不適當なりとし、内地種大根栽培を試みたが豫期以上の收穫を擧ぐる事が出来た。然し生の儘販賣しては利益尠く之を澤庵漬にせんことを考案したが當時氏は漬物に就ては全く素人であつて決行の自信を缺いてゐた偶々大連から一邦人(勝野友吉氏)が硫酸、過燐酸等の肥料を行商に來たのに出遇つた。安永氏は大根は作つて居るが漬物の方法を知らず困つて居る旨を語つた處早速

漬方を教へて呉れたので澤庵漬を四百樽作つたが製品は直ちに擱けて仕舞ふ好成绩であつた。之に力を得て明治四十四年以來澤庵漬を續け本業となすに至つた。

大正元年時の關東都督福島安正氏が管内巡視の際金州安永氏方に立ち寄り漬物場を見、澤庵漬に就て種々有益なる示教と激勵とを與へた。福島都督の澤庵漬に精通して居らるゝには安永氏等も一驚を吃した。

福島都督は東京練馬附近に在住したこともあり、漬物には興味を有し漬方を會得して居られた様子であつて都督は關東州の邦人は現地澤庵を製造し、自足自給で内地輸入を防止すべきであると、安永氏等の事業を推奨指導せられたることであつた。

安永氏が金州澤庵を始めてから本年で二十六年になる。此の間事業に消長はあつたが、比較的順調に發達を遂げ目下(昭和十年八月)は製造場を増築中である。

本製造場で使用する原料大根は約四町歩の畑で自作する物の外、其の十數倍の原料は金州管内の滿人農家から購入することゝなつてゐる。又毎年内地より約一石五斗位の大根種子を取寄せ之を農家に配布し、且過燐酸及硫酸肥料を供給し、大根の買入價格も全部金計算を用ひ、春の内に契約を締結し置く例となつてゐる。此の事業の今後も有望と思はれる。

現在の澤庵漬込高は年々五六千樽であるが、昭和九年には關東軍の指定工場となり一萬樽以上を納入した。其の他滿鐵消費組合、大連醫院奉天病院及奉天、新京、ハルビン等の大商店に依託販賣を爲してゐる。

安永氏は澤庵の製造に就て創業の苦みを嘗めて居る。澤庵の生命は其の原料大根の良質なることにあり、當初之に關して相談する人もなく試みに練馬大根の種を播いて見たが根ざしが深くて之を抜き取るに困難であり、且頭部が堅くて苦情が多かつた。それで年々種を取換へて見たが適當の種子が無く、苦心の結果改良中長の種を得て初めて成功した。此の種は滿洲の地に適し、頭部は堅からず、抜くにも骨が折れない。元來滿洲の大根は抜くのではなく、掘るのである。大根の兩側を深く掘り力を込めて抜けば十中の二は必ず折れる。折れては賣物にならない。思案の結果、鋏を根深く打入れてはね返すと見事に取れた。こんな時の嬉しさは経験者でなくては分らない。

二、三千樽位を製造して居た頃迄は全部自作自製であつたが、當時の根数は四、五十萬本に達し一々其の葉を揃へ繩で結び之を櫛に掛けて居た。が之では多額の工費が入り繩だけでも大變である。窮すれば通ずで二本の大根を一組とし櫛に掛くれば葉を整ふる手間もなく繩で結ぶ要もない。

元來滿洲で澤庵製造の困難なのは十月初めは暖日多く華氏の七十度に昇れば漬込んだ澤庵は全部酸味を帯びてくる。又寒氣の定まるのを待てば生大根が凍結する恐れがある。此の爲め大懸りの漬込は困難である。併し大根を一週間位乾かし一度鹽だけで漬込み十日位経つてから本漬にすれば決して酸味の出ることはない。

水點下十八度から三十度にも降れば樽漬の澤庵は全部凍結するから、初めは水槽に漬けて置

き需用に應じて樽に移すことにすれば其の憂から免るゝことが出来る。

餘談であるが二十幾年前安永氏に澤庵の漬方を教へた前記勝野某は、萬事に器用で種々新工夫を凝すことが得意であつた。今では鶏雛の人工孵化は盛に普及して居るが、二十幾年前當地では何人も斯かることは考へて居なかつた。然るに右勝野氏は温突で雛の孵化を工夫し種々苦辛して居たが成績を擧ぐるに至らなかつた。或日安永氏が勝野氏の孵卵場を訪ひ其の情況を尋ねた勝野氏の答は、雛は鳴かずに勝野が泣いて居ますであつた。

十一、野田斧吉氏の農牧業

三十里堡 苹果の開祖

普蘭店管内の三十里堡驛附近苹果の産地として聲價を博して居るが此の苹果の開祖は野田斧吉氏である。

氏は三重縣の人明治三十八年三月野戰鐵道提理部附として大連に上陸し、其の後滿鐵會社の鐵道業務に従事してゐた。明治四十五年四月三十里堡驛長勤務中、驛前の鐵道附屬地九町七反歩を借受け、率先して當時獎勵の初期時代であつた苹果、其の他の果樹を植付け、經營をなすと同時に地方民にも果樹栽培を慫慂した。大正十三年更に附近の民有地六町二反歩を購入し、果樹園を擴張し、總面積十五町九反歩となり、年産額二萬貫に達し、最も優良な果樹園となつた。

大正十四年一月同業者と謀り三十里堡果樹組合を組織し、推されて其の組合長となり、果樹栽培の指導獎勵の任に當り、病害蟲驅除、生産物の販賣等に努力してゐる。目下組合員五十一名、其の果樹園面積約二百町歩に達してゐる。又大正十四年四月には關東州果樹組合の設立を發企し、同組合設立後は常任理事として組合事業に參畫し、又同組合普蘭店支部の評議員となつてゐる。

野田氏は果樹園經營の傍水田開耕を思ひ立ち、大正八年四月、三十里堡會馬園屯に於て官有荒蕪地十七町歩を借受け之を開墾し、最近では三百五十石内外の糧を生産してゐる。昭和二年更に右の土地に接続せる八萬餘坪の貸下を受け、開墾して水田及畑地となす爲に井を鑿ち、電動機二臺を据付け灌漑水の準備を爲した。

又大正十四年には三十里堡馬園屯に在る滿洲銀行所有水田其他三百町歩の管理委囑を受け、二百餘人の小作人を督勵し、灌漑、排水、施肥、良品種の普及、耕作指導等に當つてゐる。其の成績は良好で附近農民との關係も融和してゐる。滿洲銀行の水田へも「モーター」を据付け灌漑の模範を示してゐる。

尙大正十五年三月から乳牛を飼育し、現在母牛七頭、犢四頭を有し、搾乳量月十五石内外で三十里堡、普蘭店、瓦房店、金州大連等に供給して居る。同氏は滿洲の牛乳の高値なるを遺憾とし、率先して價格の引下を試み同業者の反感あるも意に介せず安價牛乳普及に努めてゐる。

又大正八年から果樹園内に蜜蜂の飼育を始め之を一般に獎勵し、現在四十箱を有してゐる。

三十里堡會内の飼育總數は百二十箱である。

野田氏は日本人の移植に關しても留意する所あり、數年前より堅實なる青年を招致して實際的人物の養成に努め、將來は自己の事業を割きて經營せしむる考である。

氏は性質溫良、家庭は圓滿であつて家族、使用人共々和氣霽々の裡に事業に精勵し、滿人側の信望も教く邦人州内農業者の第一人者である。

從來各地の共進會、品評會で其の生産品は屢々褒賞せられ、農事功勞者として大正十五年の關東廳始政二十周年記念式及滿鐵二十周年記念式に於て各銀盃を授けられ、昭和三年四月大日本農會會頭からも表彰せられた。

十二、農業發達に盡せる旅順農會

1 沿革

旅順農會は明治四十四年九月旅順民政署管内に於ける農事の改良發達を企圖すると共に一面同業者の共濟、親睦機關として設立された農談會に起源するのである。其の後大正四年五月旅順農會と改稱し、肥料資金の融通、生産販路調査の爲め會員の出張、品評會の開催及果實共同販賣等の事業に力を致した。時勢の推移に伴ひ汎く日支同業者を糾合して官の指導を抑ぎ、益々斯界の改良發達を期せむが爲め大正七年三月二十一日學臺俱樂部に於て民政署長の指名による代表者を以て創立總會を開催し、現旅順農會の創立を見るに至つた。

同會は管内産業の助成機關として重要な役割をなし之が改善發達に貢献してゐる。

2 事業

(イ) 糞尿の配給

農家肥料の給源が不充分なるに鑑み、大正七年營城子、龍頭の二箇所に貯糞池を新設し、大連市より人糞尿の拂下を受け、之が配給に努めて來たが、需用は年と共に増加し、昭和六年更に長嶺子に糞池一箇所を増設し、地方農家肥料の給源として年額二十五萬擔餘の糞尿を配給してゐる。

(ロ) 種畜場の設置

大正八年水師營に種畜場を設置し、優良種豚の普及を圖る爲め、牡種豚の地方派遣、牝豚の貸付等をなした。尙牛、馬、驢に就ても優良種の交配を奨励して之が改善に努め、更に鶏に就ても優良種雛、種卵の配付をなす等管内畜産に關し年額五千餘圓を投じてゐる。

(ハ) 記念林の設置

造林思想の普及を圖る目的を以て、大正十三年御成婚記念林面積百町歩を管内王家店會に設け、更に昭和三年大連管内小平島會に御大典記念林面積四十一町歩を造林し、會民に對し造林管理の範を示した。

(ニ) 農業倉庫の設置

農産物販賣上の機關として昭和二年建築費一萬餘圓を投じて旅順市扶桑町に農業倉庫を設立し、果樹、鶏卵其の他一般農産物の貯藏、共同出荷等に利用し成績を擧げてゐる。

(ホ) 家畜市場の開設

家畜の増加に伴ふ賣買取引の圓滑を圖る爲め、大正十年旅順、水師營、營城子三箇所に家畜市場を設け、逐年良好なる成績を擧げてゐる。

(ヘ) 會報の發行

大正十三年月刊旅順農會報を發行し、現實の指導、獎勵と相俟て一般産業に關する實驗、成績其の他専門的意見を掲載し、農業者の啓發に努め今日に至てゐる。

第十編 林業

一、關東州の造林

福島都督の植樹計畫、涙を吞んで苦心の植林を
伐除す

(一) 清朝及露治時代

清朝末葉の關東州は他の滿洲各地と同じく植樹造林に就て何等施設する所なく、到る處濫伐に任せ全山荒廢に歸してゐたと言はれてゐる。

然るに露國は租借以來造林の必要を感じ、旅順、大連、金州に苗圃を設け植林事業に着手した。旅順市外田家屯の苗圃は明治三十三年露國が創設したものであつて、當初四萬五千留、其の後年々一萬二千留を支出してゐた。苗圃の面積は凡そ二十四町歩で、從事職員は技師、助手、數名の外支那人勞働者、園丁合計三十五、六名を常置し、日本軍の占領に至る迄各地より集めたる種子を培養し、其の種類は二百種以上に達してゐた。今の後樂園に植付けてあるのも此の苗圃から移植したものであらう。「アラビヤゴム樹」「アカシヤ」「二十種以上柏、杉、松、楊、トイボリ、檜、其の他で果樹類は比較的少く、花卉培養は公園の溫室内で行はれた。

(二) 軍政時代

明治三十八年五月二十四日齋藤旅順軍政委員から神尾軍政長官宛露治時代より現存せる樹種別苗木数を調査報告せる所に依れば四十二種、七十二萬三千五百七十五本に達してゐる。其の内一萬本以上の樹種はアカシヤ、榎、シンヂュ、皂莢、槭、樺、鹽地、薔薇、葡萄、榎、赤松、五葉松である。金州及大連に於ける露治時代より現存せる樹種別本数の調査報告は軍政史に記載なきも、相當數量に達してゐたものと思料せらる。

我占領後神尾軍政長官は三十八年四月中旬に造林事業に着手せしめた。苗木の一部は露治時代の培養に係るもの、一部は内地輸入のものである。

同年四月十六日金州軍政署が植栽用苗木として受領したのは黒松、赤松、山檜、樺、檜、扁柏、栗、落葉松合計百五十萬一千本、二千四百二十一棚であつた。尙黒松六十萬五千本の内五十萬本、赤松五十五萬五千本の内四十萬本、扁柏五萬本全部は柳樹屯荷揚のものである。

大連軍政署でも金州同様苗木の交付を受けて植樹をなした。其の栽培地には西公園(中央公園)を選び造林地としては山地を第一、第二に區劃した。又西公園と苗圃とに接近せる山麓にも公園の風致を添へしむる爲め特に樹木を選び造林し、之が爲め在大連諸部隊から植林に經驗ある者(騎兵曹長佐藤儀七郎、元營林主事其の他)を選抜し指揮監督に當らしめた。植栽したのは松、槐、山檜、皂莢、檜、楓、栗、杏子等である。

又旅順軍政署で交付を受けた苗木は黒松、赤松、扁柏、栗、落葉松等合計七十萬二千五百本、千二百

六十五棚である。

右の外水源地には水源涵養上造林を爲したが、其の豫算は次の如く記されてゐる。

面積三十町歩、苗數二十二萬五千本、人夫二千八百十三人、經費總額千四百六圓五十錢。

旅順戦跡に於ける造林は二龍山、松樹山の間、椅子山、案子山の間、金家溝に至る道路の左右等に松、アカシヤを植へ、要塞司令部、司臺の一部分にアカシヤ、イタチ萩、楊、實生の花木等を植へた。

内地より輸入した苗木は農林省の造林計畫が日露戦争の爲め事業に齟齬を來し、多數の苗木は剩餘し民間にも需要なく持て餘して居たのを軍部で貰ひ受け關東州の植林に充てたのである。日本各地より取集め、宇品より御用船に積み搬入したが、船貨の荷揚げ、其の他連絡關係が圓滑に行かず、途中苗木の損傷が多く、殊に松苗が主であつて、栽植後の成績甚だ不良で、活着したのは一割に過ぎなかつた。

從軍中の造林技術者は前記の外に萬年信吉、林學士堀與所吉、乙科出身の諸氏が居た。關東州民政署時代には軍政署の事業を承け造林を續けた。

(三) 關東都督府時代以降

1 總說

明治三十九年九月關東都督府となつてから高木總夫技師が農林省から都督府に來任し一年有餘、造林に當つた。然し水師營其の他に植林したものは活着少く成績は思はしくなかつた。四十一年春季の作業を終へて高木技師は都督府を去ることとなり、同年十月磯田信之助氏が、

林業の専門技師として着任した。

同氏が就任後軍政時代以來の造林及育苗の経過を調べて見ると前任者の慘憺たる苦心努力があつたに拘はらず其の成績が良くないので林業係員の士氣が甚だ沮喪して居た。光岡穂積兩技手以下栗原見田扇畑等の雇員は辭職して内地に歸りたいと言つて居たので磯田氏は此等の人々に對し元氣を出し自分と共に邦家の爲め關東州造林の事業に従ふやう激勵した。

又氏が着任匆々氣付いたのは此の地は春季に入り急激に氣温が上昇するので植付好適期間が短いから秋季にも植樹を爲す必要があると云ふことであつた。早速十一月に入つてから試験植樹を始めたが之には從來の係員一同聲を揃へて不賛成であつた。過去數年間の経験から考へて春でさへ活着不良であるのに秋の植樹等は思ひも寄らず尙更不結果に終るであらうと云ふのであつた。尤もなことであるが磯田氏は考ふる所があつて群議を排し試験植樹を取行した。斯くて四十一年、四十二年の兩年共秋の試験植樹を實施した。其の結果掘取其他苗木の取扱方及植付方に周到なる注意を拂へば秋の植付けでも好成績に活着することが證明されたので四十三年以來春秋二季に植樹作業を爲す方針か定つた。此の試験植樹の一事でさへ其の成績如何に對し職を賭してやつたのであつた。

植樹は適當な人夫が思ふ様に得られ且監督者の手が充分にあれば春の植樹の方が安全であることは勿論であるが少數の係員を以て仕事に不熟練な人夫を一時に多數使役せねばならぬ場合には一年中の植付の出来る期間を少しでも長くして充分監督者の注意が行き届くやうに

する必要がある。此の事情は今に於ても變りなく植樹作業は春秋兩期共に行はれて居る。これは州内に於ける特殊事情が然らしむるものである。

2 苗圃の設置

從來の造林の成績に鑑み又今後の造林計畫上管内各地に相當數の苗圃を設置する必要があるに至り、明治四十二年九月民政部に於て苗圃建設の義を決し管内各民政署及支署に實施方を通達した。

露治時代の設備を繼承した旅順、大連、金州の三官營苗圃以外は地方苗圃と命名し、四十三年中に左記七箇所地方苗圃が設置せられた。

(旅)	順	水	師	營
(大)	連	南	沙	河
(金)	州	劉	家	店
(普)	蘭	蘇	家	屯
(貔)	子	崔	家	屯

地方苗圃は民間植林の獎勵を爲す趣旨に出で、自發的開設の形式を採り面積も區々であつた。官からは補助金を與へず只作業方法及管理の指導のみを爲すこととした。苗圃は造林苗木の養成が主要目的ではあるが、多少の収益を擧げしむる爲め副業として蔬菜果樹も同時に栽培せしめた。一切の經費は關係各會の負擔であつた。

次で旅順管内の羊頭窪、大連管内の柳樹屯、臭水屯、金州管内の西馬橋子、大魏家屯等に地方苗圃を増設して、民間造林事業の促進を計りつゝある内に明治四十五年四月福島都督蒞任せられ、州内道路の建設と共に造林急施の方針を採り、着任後屢々州内を隈なく騎馬視察を爲し、至る所道路と造林の必要を訓示せられたので造林の機運が促進せられた。

大正元年十月に至り造林上の新計畫が立てられた。それは州内に三十箇所の地方苗圃を設置し之に相當の補助金を交付し、又各民政署に専任技術員を置いて育苗、植栽等の作業指導に當らしむること等であつた。

同年十二月金州に於て磯田技師講師となり、會屯駐在の巡查に對し一週間林業講習を行ひ、造林上の一般知識を與へ、又測圖測量法等を授け、其の他苗圃豫定地の選定等の準備に着手し、大正二年度より各民政署、支署を通じて技術員六名を配置し、先づ大正二年、三年兩年度に亘りて從來の小規模の苗圃を廢止して新に旅順管内に六箇所、大連管内に二箇所、金州管内に十八箇所、計二十六箇所の地方苗圃の設置を見た。苗圃用地は警察官をして監督せしむる關係上、警官派出所に近き地點を選ぶ例で、又地主が良地を手離すことを喜ばなかつた爲め、地味良好の土地を得ることは比較的困難であつた。

斯くて會公私有林、植林促進の爲め地方苗圃網が完成し、爾來造林事業の進展に伴ひ、地方に依り多少の異動はあつたが、大體當時の陣容を持續して今日に及んで居る。

3 旅順戦跡其の他防禦用地の植樹

明治四十一年、二年旅順要塞司令官であつた税所篤文少將は都督府民政部に口頭で旅順背面の防禦用地及司令官々舎、將校官舎等の構内に植樹して貰ひたき旨熱心に要求せられた其の爲め磯田氏は幾度か司令部又は司令官々舎に至り其の相談に與つた。

併し正式に築城本部と交渉して居ては急の間に合ひ兼ねるから口頭約束で取急ぎ實行することゝなつた。當時は民政部も要塞司令部と同じく都督の管下に在つたので萬事手輕に運び四十一年度の秋の試験植樹として案子山に松一萬本を植付け、其の他クヌギ十三石五斗、栗七石五斗を播付けた。翌四十二年の春には舊市街背面では松樹山、二龍山の北面及白玉山に、又新市街方面では太陽溝一帶に植樹を爲し、同年秋には案子山、太陽溝に松、落葉松、赤松、(ハンノキ)柞、アカシヤ、ヌルデを、其の他の地に杏、梨、庭櫻、桃、萩等を植樹した。其の後引續き椅子山二〇三高地其の他各防禦用地に植樹を行ふたのである。

植樹は右のやうに進んだが一方文書取極めの方はずつと後れて大正元年十二月十九日「要塞防禦用地内に於ける造林處分に關する取極」と云ふのが最初の往復公文であつた。

4 旅順戦跡植樹の伐採

前記の如き経過を以て實行せられた旅順戦跡の植樹も約二十年を経過して相當の成績を現はした。然るに昭和四、五年の頃厚東中將の要塞司令官時代に至り、戦跡見學上樹木が繁茂して居ては攻圍戦當時の慘憺たる情景を想起するに不便なりとの理由で、主要戦跡の背面一帶の立木は此の際之を伐採したしとの議が要塞司令部より起り、軍司令部の幕僚間にも同意見者多く

遂に關東廳に對して伐採實施の要望があつた。關東廳では多年苦心經營の結果漸く林相の見
るべきものあるに至つた今日殊に當初要塞司令官の懇望に依り特別の便宜を計つて植樹を爲
した因縁もあり、且立木を存するも地形に異動なく、見學上格別支障あるべしと思はれずとて
伐採には反對であつた。然るに軍部の要求は頗る強硬であり、一兩年延引してゐる内に遂に關
東廳側が讓歩して伐採を行ふに至つた。伐採に際しては要塞側と關東廳側と立會ひ踏査を爲
し伐採地域を協定して之を行ふた。伐採した部分は戰跡北側の比較的樹木の生長した部分で
あるから造林上惜まれたのも當然であつた。當時戰跡地帯内官有林の伐採せられたのは、昭和
五年二〇三高地背面二十一町五反歩、昭和六年東鷄冠山砲臺、同北堡壘、一戸堡壘、盤龍山東堡壘一
帶三十五町歩、昭和七年盤龍山、二龍山、松樹山堡壘六十町歩、昭和八年金州南山表忠塔附近松約四
千本であつた。

5 造林と支那人

都督府が造林に力を入れて地方苗圃を作り一般に獎勵した頃には種々の障礙があつた其の
内でも支那人側の反對が相當にあつた。

關東州居住の支那人は其の祖先の多くが山東方面から農業目的で移住したものである。此
の祖先の來住した百年、二百年以前には關東州にも樹木が繁茂して居り之を伐採開墾して今日
の農耕地を作り上げたのであるから農耕作に適する限り山間谿谷の小地積でも之を利用して
穀菽を作る慣習であつて、造林の觀念には頗る缺乏して居た。其の上造林を嫌ふ習慣が馴致せ

られてゐた。それは樹を植ふれば害蟲か發生し、狼や匪賊が出没し、作物の爲にも治安の上にも
有害であると云ふ考へ方であつた。殊に會營造林の場合には夫役を課せらるゝので之に對す
る不平が多かつた。

或は今日樹を植へても果して他日自分等の利用し得る時期が来るや否や、官は人民に植樹せ
しめて他日之を沒收するであらう、山林は無税であるが植樹後は税金を課するであらう、又官で
は山の南面にも植樹せしめるが支那人は南側は火の山と稱し成長不良のものとしてある等種
々の苦情があつた。

殊に造林の進行と共に反則者の處罰も行はれ、時には山火事も起るので造林事業は住民側に
不人氣となるのも已むを得なかつた。會屯長等には機會ある毎に造林獎勵の趣旨を説明して
造林思想の布及に骨を折つた。

福島都督は管内巡視の都度至る所に修路と共に造林の必要を力説し、苗圃を見て其の成績を
聽いた。白民政長官も農林業に對し深き理解を有し、日曜休日には屢旅順苗圃を訪ね半日位
滞在する時もあり直接間接係員を激勵した。又庶務課長大内丑之助氏も休日には保養旁苗圃
を訪ねた。

都督府では大正六、七年頃農林省より林業の活動寫眞を借り受け、磯田技師説明役となり各民
政署管内を巡回し造林思想を鼓吹したこともあつた。

6 道路並木

大連及旅順市街道路の築造と共に道路並木は當初庶務課林業係て之を栽植してゐた。現在の並木の大半は其の手に成つたものであるが、林業係では春季造林の仕事が一時に輻輳し、道路工事の進行と平行し難い場合もあつて、作業の現場で土木課員と林業係員との間に苦情の種が盡きない有様となり、之が對策を講ずる必要を生じた。之は各其の立場上止むを得ない事で、林業係としては豫算も尠く土木事業の進行と歩調を合する事が出来ない場合も多かつたので、道路並木は寧ろ土木課の管掌に移す方が却て雙方都合宜しからんとの意見が松室技師土木課長時代に起り、長官庶務課長等は最初反對であつたが結局大正六年から松室技師の意見通り土木課に移管することゝなつた。其の際磯田技師は土木課兼務となつて植樹人夫の人選等にも關與し、並木の栽植に助力することゝなつた。

其の頃の道路並木はアカシヤ、ヤナギ、白楊及シンジュ(臭椿)が主であつた。今日一部道路には櫻を植へ春季の景觀を添へて居る所もあるが、一般的にはアカシヤとシンジュの並木が成績最も佳良であつた。櫻は活着、成育も悪しく施肥、除蟲等に手数も掛り、其の上樹形が横に擴がり通路を妨げ、道路並木としては不適當なりとは磯田技師の意見である。

今日旅順の大正公園は櫻の名所となつてゐるが、之は主として松室技師と磯田技師との計畫に成つたものである。

7 造林事業と其の功勞者

都督府に於て植林を獎勵した頃、其の趣旨に共鳴し、軍部及民間の人々が直接間接之を幫助し

た功勞は少からぬものがある。旅順鎮守府、要港部及要塞司令部、歴代の長官及幹部は今日に於ても同様であるが、概ね植林の熱心家であつた。

民間では白仁民政長官時代に滿洲日日新聞の旅順支局長であつた鬼頭玉汝氏、白仁長官と同窓の法學士(の如きは)大なる熱を以て常に滿日紙上に健筆を揮ひ、都督府の植林事業の振興に應援した。時の旅順驛長久保田金平氏の如きも、白玉山の植樹、其の他植林の爲には各地に遊説して宣傳に努めた。

關東州水産組合長大谷高寛氏は明治四十二年四月老虎灘漁村裏山六十二町歩の貸下を受け、アカシヤ、松、柞類の苗木を栽植した。

又柳樹屯の公醫で同地の居留民有志であつた加藤泰氏外二十二名は四十二年三月柳樹屯半島の突端に七十一町歩の貸下を受けてアカシヤ、松、柞類の植付を爲した。此の植林地は其の後幾部分は大連無線電信所の敷地となつて官に引上げられたが、其の他の部分は今は大連相生氏の名義となつてゐる。

大連の永井淑氏は柳樹屯南關嶺間の鐵道用地にアカシヤ、イタチ萩等を植ゑ、乾丑太郎氏は金州管内小蓮花泡、普蘭店管内西潭瓢等の自家農園にアカシヤ、柳類を植樹し、鹿島清三郎氏は大連市外傳家庄の裏山、營城子海岸の干瀉地等の貸下を受け、アカシヤ造林を計畫した。此の人はアカシヤの研究家でアカシヤ香水を造り大連に賣出したこともあるが、宣傳の割合には事業が進展しなかつた。營城子海岸の如きも貸下を受けたのみで造林には手を付けなかつた。

其の他牛乳業者等にして家畜飼養上廣面積の林野貸下を出願する者もあつた。關東州造林の先覺者とも言ふべきは普蘭店の劉雨田氏であるが同氏の造林事業に就ては第二篇に記述する通りである。

二、鴨綠江採木公司

年産百萬石の出材可能

鴨綠江森林は清朝以來嚴正なる制度の下に保有せられてゐたが時代の推移は此の豊富なる利源を其の儘放置するを許さず、咸豐年間(今を去る約八十五年前)移民を獎勵し開墾の傍ら採伐を行はしめたる。然るに勤勉にして蓄財心に富める清國人は年を経るに従ひ着々生活の基礎を築き資力に餘裕を生ずるに至り遂に今日の林業經營の端を開き物貨として木材市場に提供するに至つた。茲に於て清國政府は此の農林併立の有利なるを覺り光緒八年(明治十五年)更に古來封禁の靈境としたる長白山脈一帯の地及黑龍江省の地を開放したので益々市場の股賑を極むることゝ爲つた。光緒二十五年(明治三十二年)には鴨綠江口大東溝に木稅局を設置し木稅を徵收することゝ爲り、同地を以て北清一帯に於ける木材市場の地位を獨占せしめた。

亞いで露國の勢力東漸するや茲に鴨綠江林業を中心として日鮮清露相角逐し紛紜衝突相踵いて起り、明治三十七年日露兩國干戈を交ふるに至りたるは此等紛争も一の遠因であつた。其

の緒戦たる鴨綠江の戦鬪は日本軍の勝利に歸し同三十八年十一月日本軍用木材廠を安東縣に設置し、鴨綠江木材業務の全部を管掌することゝ爲つた。更に同四十一年ポーツマス條約の滿洲に關する日清條約に基き日清兩國政府合同の木材會社鴨綠江採木公司(資本金北洋銀三百萬元)を設立し、鴨綠江右岸に於ける木材の專賣權を獲得し、本流頭道溝(帽兒山)より二十四道溝(上流源を白頭山に發す)に至る間江面を距る六十清里の地域を專採區域として操業を開始した。滿洲國建設後は日滿兩國政府合辦(資本金國幣二百八十萬圓)に改め現在に及んで居る。

爾來理事長の更迭日側七人(清國)並に滿側八名下に列記に及び、今日に至る迄幾多業績に消長ありしも概ね順調なる營業を持続し、既に兩國政府出資に對し二倍以上の利益配當をなしたる外、年々鮮滿兩岸地方の開発並に公益の爲め投じたる費額は決して少なからぬものがある。又一面政府合辦の組織なるが故、國境河川出水時に於ける漂流木の整理又は不正賣買の取締に對しては特殊の權威を具へ圓滑なる作業の實行を期し得らるゝ利便を有して居る。斯くして安東都市を初め二百里に亘る滿鮮兩岸一帯の地に牢固たる經濟力を扶植し、木材界唯一の重要機關として活躍して居る其の營業科目は次の如くである。

一、木材の採伐及買收

- 一、採伐資金の貸付
- 一、漂流木の整理及不正材の取締
- 一、造林及保護
- 一、木材の販賣
- 一、木材の寄託保管

鴨綠江森林に於ける主要なる樹種は紅松(テウセンマツ)杉松(樅)唐檜(白檜)の類、黄花松(落葉松)等の針葉樹と胡桃楸(クルミ)柞木(ナラ)榿木(シナ)水曲柳(シオジ)等の闊葉樹にして、毎年出材量の針葉樹八割、闊葉樹二割を占めてゐる。就中紅松、杉松は鴨綠江材の代表的木材にして、一般の建築材殊に紅松は建築化粧材として賞揚せられ杉松は一般建築用材の外製紙原料として主要の地位を占め、又落葉松は電柱、枕木、枕木材料として内地に聲價を高め、胡桃楸は銃床、其の他器具材に、柞木及水曲柳は車輪、家具材として廣く使用せられて居る。

鴨綠江材が北滿材又は米材等に比し特に品質の優良なるは既に定評ある處であるが、由來鴨綠江材は冬季伐木せられてより安東に着する迄には數箇月乃至數年を自然水中に侵され、材中の所謂「あく」がなくなる爲め使用後割裂少く、且紅松は一種の光澤ありて一見檜にも類似し工作を施し易きに依る結果である。

而して鴨綠江林業は原始林業であつて技術的に進歩の跡無く、従て自然力に支配せらるゝこと多く、其の年次の降雪量、寒氣、水量、牛疫並に匪賊の多少等に依り其の產出量に著しき差異がある。公司創立以來の出材量は次の如き統計を示してゐる。

鴨綠江着安材數調

年次	着安材積 (尺)			合 計
	直營材積	料棧材積	漂流木拾集	
探明木公司創立二一年	107,111	17,923	1	125,035

年次	着安材積 (尺)	料棧材積 (尺)	漂流木拾集 (尺)	合 計 (尺)
探木公司創立二年	23,623	5,473	1	29,100
同 三年	120,000	40,000	700	160,700
同 四年	31,111	7,000	1,800	39,911
同 五年	7,000	4,500	300	11,800
同 六年	29,000	15,000	1	44,001
同 七年	8,000	6,000	1	14,001
同 八年	19,200	11,000	1	30,201
同 九年	28,000	13,000	1	41,001
同 一〇年	35,000	17,000	1	52,001
同 一一年	35,000	17,000	1	52,001
同 一二年	35,000	17,000	1	52,001
同 一三年	35,000	17,000	1	52,001
同 一四年	35,000	17,000	1	52,001
同 一五年	35,000	17,000	1	52,001
同 一六年	35,000	17,000	1	52,001
同 一七年	35,000	17,000	1	52,001
昭和探木公司創立元年	35,000	17,000	1	52,001
同 一八年	35,000	17,000	1	52,001
同 一九年	35,000	17,000	1	52,001
同 二〇年	35,000	17,000	1	52,001
同 二一年	35,000	17,000	1	52,001
同 二二年	35,000	17,000	1	52,001

昭和六年、創立二十年	昭和七年、創立二十年	昭和七年、創立二十年	昭和七年、創立二十年	昭和九年、創立二十年	昭和九年、創立二十年	昭和九年、創立二十年
探木公司	探木公司	探木公司	探木公司	探木公司	探木公司	探木公司
三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇
六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇	六〇〇〇〇
八〇〇〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇	八〇〇〇〇
一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇

着伐市場たる安東及新義州は陸に歐亞大陸交通の中軸たる南滿鐵道と朝鮮鐵道との連絡を有し且海に近く、海陸任意の輸送機關を有するのみならず鴨綠江探木公司及南滿鐵道會社の貯水場等完備に近きものあり、又更に近來製材工場の勃興著しく鴨綠江製材無限公司を初め、大小二十五箇所の製材工場と一製紙會社あり、一箇年の原木消費能力百五十萬石に達する一方、山東、天津方面の原木需要も亦著しきものがある。

材價は年により或は季節により金銀相場の変動に原因し高低は免れざるも最近の價格は

紅杉	一石に付	金七圓
杉松	同	金五圓七十錢
黃花松	同	金六圓
柞木	同	金七圓二十錢
水曲柳	同	金七圓四十錢
胡桃楸	同	金七圓
紅松丸	同	金五圓二十錢

杉松丸 同 金四圓四十錢

であるが尙先高の傾向を示してゐる。従前公司の事業は利用方面にのみ主力を注いで居たが今後は之と共に造林保護其の他林業上にも貢献せんことを期してゐる。

將來に於ける伐木量は市場に於ける木材の需要と資源林の關係を考慮して豫定すべきものであつて、今直に之が豫断は困難であるが、既往の實行狀況に顧み運材施設の開發に努むるに於ては直營材五十萬石、料棧材五十萬石の確實なる年産量を保持することは決して困難ではないと見られて居る。

以上の如く顯著なる業績を示して居るが、尙今後漂流木の整理、不正材の取締を嚴にし、個人採伐者に對する事業資金の融通を計り、立木代金及木税等に就ても公司に於て代行すること、せば鴨綠江林業の統制は完全に實行せられ業者の享くる便益も亦多大なるを以て、一層業務の伸張を見るべしと謂はれて居る。

探木公司歴代の理事長

理事長	就任年月日	解任年月日	在職年數
橋口正美	光緒三十四年九月二十五日	民國元年一月二十四日	四年一箇月
村田重治	民國元年一月二十四日	民國元年六月十五日	四年六箇月
永田正吉	民國元年六月十五日	民國元年十一月十五日	六年一箇月

韓	于	喬	李	佟	錢	程	胡	八	橋	高	内
夢	國		友	兆		道	宗	木	本	尾	藤
琦	翰	雲	蘭	元	鏗	元	瀛	元	久(心得)	亨	確
大昭	民昭	民大	民大	民大	宣明	宣明	光明	民昭	民昭	民昭	民大
同和	國和	國正	國正	國正	統治	統治	緒治	國和	國和	國和	國正
二八	一七	一三	八	六	三四	元二	四一	〇六	〇六	八四	一一
四	一	一	〇	一	六六	九	〇	五	三	四	五
一	一	三	〇	二	二六	一八	三六	二	二	三	九
大昭	民昭	民大	民大	民大	宣明	宣明	民昭	民昭	民昭	民昭	民昭
同和	國和	國正	國正	國正	統治	統治	國和	國和	國和	國和	國和
二八	一七	一三	八	六	三四	元二	四一	〇六	〇六	八四	一一
四	一	一	〇	一	六六	九	〇	五	三	四	五
一	一	三	〇	二	二六	一八	三六	二	二	三	九
四年	四年	四年	四年	四年	六年	一年	九年	一年	一年	五年	五年
六年	十一月	十一月	十一月	十一月	五月	七月	箇月	箇月	十一月	十一月	十一月
箇月	箇月	年	箇月	箇月	箇月	箇月	月	月	月	月	月

鴨綠江採木会社の設立に付ては種々なる紛擾を來し、幾度か難關に逢着し漸くにして成立を見るに至つた之に關し次の如き挿話がある。

日露戰役中に設立された軍用木材廠を撤廢し、北京條約第十條に據りて日支合辦の鴨綠江採木公司を設立すべく明治四十一年頃日支兩國政府は委員を設け其の章程協商に着手した。日

本側委員は時の安東領事岡部三郎氏軍用木材廠長小島好間少將支那側は初め張錫鏞次に袁世凱及趙爾巽の諸氏で會見數次に及んだが議纏らず遂に決裂した。

小島少將は一日主なる木材關係の邦人二十餘名を木材廠に招致し合辦事業交渉決裂の顛末を述べ、支那側は官民一致軍用木材廠を窮地に陥るべく天津、安東の支那側木商團結し、木材廠に對し不買同盟を結んで居る(其の當時軍用木材廠は流下材全部に對し四分の一の強制買収を敢行して居た故に本廠の買収材全部を諸君に於て引受け相當の犠牲を拂ふも國家威信の爲め天津、安東木商人に對抗し自制を促し合辦事業成立の爲め奮發せられたしと懇談する所があつた。之に對し邦人木商側は協議の結果損失豫備金として各々現金二萬圓宛を支出することを申し合はせて會合した。當日の出席者は三井物産の大庭敏太郎、大倉組の式村茂、中和公司代表和田祝次郎、三省洋行代表中村初太郎、日清公司代表久山順平、志岐組代表田中角平、秋田商會代表山下五郎の七氏であつた。

種々打合せの結果差當り五萬圓を出資し直に作業に着手することとし、三井物産は會計、式村和田、山下の三氏は現場作業と販賣を各擔當し、二千噸級の汽船一艘を備船し木材を續々天津に直輸し、破格の安値を以て天津市場に小賣を開始したるに天津、安東の支那側木商連大に狼狽し歩調亂れて不買契約は脆くも破れた。支那側委員の威嚇政策も水泡に歸し合辦事業の協商は再び開始せられ章程協商順調に進捗し遂に鴨綠江採木会社の成立を見るに至り、邦人木商團體も格別の損害を蒙ることなく解散した。是れ實に機宜を得た措置の結果であつた。

第十一編 畜 産

一、牛豚改良の苦心(浦江八百頭氏談)

飼育者の無關心、改良發達を鈍らす

私は大正七年關東都督府の畜産獸醫事務囑託、金州民政支署本署大連民政署勤務として着任致しました。當時本府(旅順)及各民政署關係には農業、林業、蠶業、水産等何れも多數の技術者が勤務せられ其の事業も着々として進歩して居りました。畜産係員は本府殖産課に農業の一員として一名居られたのであります。(現在宮崎高等農林學校畜産部長宮脇勝一教授)而して各民政署の畜産事務は警務獸醫が兼務して居りました。従て畜産本務としての技術者は本府以外には私一人でありました。然し金州には反對に他の管内と異なり警察獸醫の配置がない爲に兼務し一人で畜産行政も種畜の蕃殖育成も亦警察獸醫として獸疫豫防及屠獸検査も行ふと云ふ状態でありまして、今日の整備せる機構と比較しますれば實に隔世の感があるのであります。

斯様な譯で行政機構も不備な計りでなく文化の進歩に伴はざる爲め交通機關も整備せず管内の指導出張の如き徒歩旅行にて會より會と警察官派出所に宿泊し少許の出來事にて數日

間を要すると云ふ不便さでありました。當時金州には停車場と城内を連絡する鐵輪の馬車七臺のみにて勿論現今の如き「アスファルト」の道路などではなく凹凸不平道にて一度強き降雨でもあれば忽ち河川と化し交通杜絶すると云ふ状態でありまして田舎出張に現在の様に自動車、馬車、自轉車等を利用するものはなく只年一、二回署長が乘馬にて巡視せらるゝ位であります。加之農民は未だ何等訓練せられず農業の改良、家畜の改良などと申しましても平然として眞に呼應するものなどはなく、數百年來祖先より傳來せる弊習は最善のものなりと云ふ信念の下に頼るなどと云ふものは實に僅少であつて當時は要するに強制獎勵とでも云ふべきものだと史料せらるゝのであります。従て牛豚改良事業に伴ふて種々なる苦心奇談はありましたが當時の臚げなる記憶を辿り少し許り次に申し上げます

1 狼 群 出 現

農事試験場金州分場として種豚舎が城内の東門内に建設せられてありましたが、畜牛の改良事業開始せられて金州種畜場と改名して現在の東門外に移轉致しました。大正七年に起工して翌八年五月終了し全部移轉したのであります。當時東門外には現在の如き農事試験場も種馬所も無く、南西方一丁餘に火葬場と北方支那人墓地を隔て、數丁、金州苗圃の宿舎がありました。日本人としては私と牧夫の二名で周囲は全部高粱包米畑で實に淋しい場所でありました。大正八年東門外に移轉して始めての夏の事です、夜間諸所に狼が出現して農民の咬傷を受けて早朝城内の公醫に治療を乞ふものなど時々見たのでありましたが、或夜午後十一時頃突然牛

も豚も一齊に物凄く咆吼するので、瞬間に狼だなど常に用意して居りました護身用「ステッキ」型の鎌を手に無我夢中で豚舎に馳け着きました。其の時は既に遅く種豚三頭は狼群に捕はれたか蔭も形もなく、數日後數丁餘の高梁畑中に屍體を見せり、點燈して此處、彼處と調べると運動場側には狼の腹毛が附着し、咬傷を受けた種豚の流血は暗き地上に點々と滴下して高梁畑の方に線状をなして消へて居るのであります。他の豚は何れも尙不安恐怖の狀を呈して居りました。夫れで其の翌日から毎夜の様に九時過ぎ頃から十數頭よりなる狼群の襲來を蒙り改良とか飼養管理の改善とかでなく毎日防狼事業であります。日夜になれば豚舎内に藁葉を高く積み上げて隠れ場所とし右手に鐵砲を持つて左手は蚊群を拂ふと云ふ有様で一方滿人牧夫は手に手に青龍刀、槍を持つて要所々々を警戒すると云ふ恰も匪賊討伐隊の様でありました。又之が御蔭で電燈が東門外に點せられたのであります。御承知の通り狼群は火を恐れると云ふので場内各所に點燈したのですが、金州は電氣事業が開始せられた許りで未だ東門外は其の配線區域外でありましたが特別に詮議せられて「アカシヤ」樹の電柱を以て配線し、東門外にも始めて文明の燈火の光を見るに至つたのであります

2 種豚種付の苦心

種豚の種付或は種豚の配付は何れも無償でありましたが滿人は種豚「パークシヤ」種を嫌忌すること甚しく良成績を収めることは頗る困難であつたのであります。従て臺帳を調べても當時は種豚は殆ど大連方面の日本人農園經營者に配付せられたのですが、何れも斃死すると云ふ

様なことで種付とか蕃殖とかは頗る不良なる結果でありました。滿人の種豚「パークシャー」種を嫌ふ理由は餘りに體格が大にして飼料を攝取すること多く、不經濟なるのみならず肉質肉味は不良だらうと云ふ想像と、且四肢端、鼻尾端の白斑は縁起か悪く普通農家に飼養せぬと云ふのであります(支那の不幸ありたる際の服装に類似)。夫れで技術者としては實際に就て懇切に其の然らざる理由を説明し或は出張先に於て講演會を開催して極力之が了解に努めたけれども其の効果は實に薄く、反對に署長よりは澤山の經費を消費して餘り効果はないと御叱りを受け様な譯でありました。夫れで方法を變へて少し知り合ひとなりたる農民個人々々に對し種付を強要し、之を經驗せしめて其の實際の在來豚に比し有利なる點を味はせたのであります。其の結果は次から次と喧傳せられて忽ち日本豚に限ると云ふ様な状態となり、種付數も年次増加を見る状況となりました。然し管内遠隔の農民まで喧傳せられざる状態でありました爲め大正九年畜産組合設立と同時に牛豚、鶏改良之急務と題する印刷物を各農家に配布し、喧傳を圓つたのであります。が現今の如く牛豚は殆んど其の在來種の跡を絶ち、農民の知識の向上せる今日より見る時は餘りに幼稚なりし時代を可笑しく感ぜらるゝ次第であります。

3 種豚無償配布の失敗

獎勵の初めなるが故を以て種畜場に於て生産したる仔豚は出願したる何人にも無償にて配布したのであります。が昭和時代に入りて始めて有償拂下とせられたのであります。最も獎勵の初期時代は前述した状況で、有償拂下を行ふとしても勿論希望者は殆んど無かつたでせう。然し

ながら無償の出願者にしても養豚改良事業に供用すると云ふ眞の意志ある人は甚だ稀れであつて無償で貰へるからと云ふので多くは日本人の農業者が出願した様でありました。従て其の成績などは無論良好なる筈はなく、配布して一二年経過しても何の報告もありません。から調査に行つて見ると豚は大變大きく成育しましたが誰も種付の希望者はありませんのみならず飼料費が多額を要するので正月屠殺して食用に供したと平氣で回答して居ります。又或る場所に行つて配付者不在だつたため其の家の人に配付豚の状況を聴取するに、役所より豚など貰ひたる覺へがないと云ふ其の後種々調査すると、配布を受けて自家までの輸送途中に於て買受希望者があつたので途中にて賣却して自家では飼養したことがないと云ふ状況であります。斯様な譯で當時州内の農業經營者にて眞面目に豚を改良飼育したる人は殆んどなく、只大連老虎灘嶺前屯方面に營業的に肥育豚を百數十頭位飼養して居られた人がありました。今日の如く農園經營者は殆んど副業的又肥料生産用に豚を飼養せざるものはないと云ふ状況ばかりでなく各所に養豚組合を設立して競争的に優秀高價なる種豚の購入を行ふ現況に比較するならば無償配布時代の不振を不思議に感ぜらるゝ次第であります。

4 種豚の全滅

大正十年頃と記憶して居ります改良豚の肉付良く早熟性で經濟的良豚であると云ふことが一般から認められ、會屯に於ける種豚の繁養頭數も増加し、其の種付は日一日と希望者を増して數年間の苦心獎勵に酬いらるゝ効果を收めんとする時、關東州全部に亘り非常に猛烈な勢を以

て「豚コレラ」が蔓延して此處彼處より斃死豚の報告があり、今日は東に明日は西にと云ふ様に調査豫防に従事したのであります。今日が會屯繋養の配付種豚の斃死計りでなく、遂に不幸種畜場の蕃殖種豚群にも発生を見るに至り、毎日何頭かの斃死或は病豚の発生を見ると云ふ状況となつたのであります。責任を以て其の飼養管理に當る技術者及牧夫の心痛は一通りではありませぬ種豚擔任の最も熟練せる滿人牧夫の如きは餘り斃豚多數なる爲め其の責任感念から辭職を申出でると云ふ状態で技術者の私としても其の進退に迷つた次第であります。勿論本廳よりも技術者の應援があつて消毒、隔離、交通遮斷、豫防注射と極力防遏に努めたけれども全群に蔓延して殆んど全滅の状態にて僅かに數頭を残して終熄したのであります。今日の如く滿洲には獸疫の豫防液或は血清類の製造所はなく當時は東京西ヶ原の農林省獸疫調査所に照會購入するので血清類の到着して使用する迄には十數日間を要する譯であります。従て其の血清類の入手せる時は既に病畜は斃死し、或は蔓延の區域擴大して豫防措置に非常なる困難を招來した状態でありました。現在の如く家畜傳染病の発生を見ても直に終熄して大なる流行を見ないのは技術員の増加に因るは勿論であるけれども特に奉天獸疫研究所が設立せられて迅速に血清類を入手して使用し得る點にあると思ふのであります。私は大正時代に於ける獸疫流行の悲惨時を顧みる時奉天獸疫研究所の設立は滿蒙に於ける畜産改良事業に直接間接最も偉大な成績を現はしつゝあるものと常に感謝して居る次第であります。

5 種付牝牛検査

現在は種付牝馬の検査を行つて居りますが種付牝牛の検査は行つていません然し大正時代迄は種牛取扱内規則紙に依て嚴重なる牝牛検査を實施して合格牝牛に對しては現在行つて居る馬の検査の様に合格證を付與し、其の合格證を携帯せしものゝみに種付を行つたのであります。當時の畜牛の體格は實に矮小で牝牛の體高が三尺五寸以下のものなど珍しくない程でありました。大正十三年の検査に依る九三二頭の在來牝牛平均體高を調査しても三尺五寸八分強であつて如何に改良著手當時の貧弱であつたかは想像出來ると思ふのであります。夫れで牝牛と種牝牛と體格の差が餘り甚しく異なる爲に、種付の困難或は難産を來たすと云ふ懸念が生じ、一層嚴格なる検査を實行して不合格牝牛は速かに之を處分せしめて優良なる牝牛の飼養を奨励したのであります。夫れで此の牝牛検査日を利用して畜牛改良に關する講話及繪畫模型類を携行して検査場毎に展覽會を開催したのであります。従て前述した様に交通機關が不備である關係で徒歩旅行の爲め金州管内のみの検査に二十數日間の日數を要したと云ふ状況でありました。現今は三尺五寸位の牝牛は探しても飼育せられて居ないまでに改良せられ、又交通機關が整備して短い日數を以て容易に牝馬検査を實施して居る状況と苦勞多くして効果の少なかりし當時の検査状況とを比較しますれば實に感慨無量であります。

6 乾草調製の獎勵

關東州に於ける畜牛は體格矮小な計りでなく、營養も不良であつて實に貧弱な姿でありました。之は全く飼料の不足に原因したもので殊に冬期は甚しかつたのであります。牝牛検査の

際でも骨格は良いが營養關係が不良で良犢を生産せしむる體力を缺くと認むる様なものも可成り多數見受けたのであります。斯様な状態では如何に優良な種牛を使用しても之に伴ふ飼料が不十分では折角優良なる素質を以て生産せらるゝ犢でも天性の能力を發揮せしむる體型を望むことは不可能でありました。而して畜牛の飼料として最も適する野草は飼料に給與することなく晩秋枯死期に至り燃料として刈取る習慣で殆んど温突の燃料であつて、乾草を調製して家畜の飼料とするものなどは絶無でありました。又燃料も現在の様に林業が發達せず不足の關係もありました。夫れで牛の検査日或は品評會又は講話會に極力乾草の調製貯藏の必要を説明し、更に印刷物を配布して獎勵に努めたけれども其の効果は少く、或る時は調製數量を報告せしめ後實地調査を行つて見ると眞に牛の飼料としてはなく餘り獎勵せらるゝ爲め申譯的に少量調製して居るが又は牛の飼料として給與せず、燃料に使用して居る状態でありました。然し現在では試験場又は種馬所に於て大量の優良なる乾草を容易に購入し得る状態となり、又牛馬の營養状態の昔に比し遙かに良好なる状況より察すれば確かに苦心して乾草を獎勵した其の効果は現はれつゝあると思ふのでありまして實に愉快に堪へない次第であります。

種牛取扱内規

- 一、州内畜牛改良試験ニ資スル爲メ金州種畜場ニ牝牡ノ種牛ヲ置ク
- 二、種牡牛ハ州内ニ於ケル在來牝牛ノ種付用ニ供シ牝牛ハ純粹種畜殖用ニ供スルモノトス

三、種付期間ハ五月中旬ヨリ九月下旬迄トシ種付牝牛一頭ニ付一日三回以上種付期間ヲ通シテ六十回以上之ヲ行ハサルモノトス

四、種付ヲ受クヘキ牝牛ハ種メ體格ヲ検査シ左ノ各號ニ適合スルモノニ限ル

- (イ) 年齢滿二歳以上ノモノ
- (ロ) 體尺三尺五寸以上ノモノ
- (ハ) 體格強健ニシテ對稱好キモノ
- (ニ) 疾病遺傳性畸形及惡癖ナキモノ
- (ホ) 生殖器完備シ且其ノ機能完全ナルモノ
- (ヘ) 異性雙子ノ牝牛ナラサルモノ
- (ト) 後驅ノ發達セルモノ

體格検査ニ合格シタル牝牛ニ對シテハ合格證ヲ付與シ種付ノ際之ヲ携帯セシメ更ニ體格ヲ検査シ其ノ健康ナルコトヲ確ムルヲ要ス

五、種付ハ當分ノ内金州種畜場内ニ於テ之ヲ行フモノトス
但シ合格牝牛五十頭以上ヲ有スル部落ニハ毎年五月ヨリ九月迄ノ期間ニ於テ種牛ヲ派シテ種付ヲ行フコトヲ得

六、種畜場ニ種付臺帳ヲ備ヘ左ノ事項ヲ記入スルモノトス

種類、毛色、年齢、體尺、特徴、種付月日、産犢月日及牝牡ノ別、畜主住所氏名

七、種付料ハ當分ノ内之ヲ免除ス但シ種牛ヲ派シテ巡回種付ヲ行フ場合ニ於テハ之ヲ徵收スルコトヲ得

一、牛脈改良の苦心

- 八、種畜場飼養ノ牝牛ヨリ種中牡ニシテ優良ナルモノハ種牡牛トシ劣悪ナルモノハ去勢ヲ行ヒ牝ニシテ優良ナルモノハ繁殖用ニ充ツルモノトス
- 九、種付ヲ受ケタル牝牛ニシテ左記ノ場合ニ於テハ其ノ飼養者ヲシテ種畜場又ハ警察官吏派出所ニ口頭届出テシメ警察官吏派出所ニ於テ其届出ヲ受ケタル都度之ヲ種畜場ニ通報スルモノトス
- (イ) 受胎シタルコト分明トナリタルトキ
- (ロ) 産額アリタルトキ(牝牡ノ別)
- 十、金州民政支署長ニ於テ(都督)ニ報告スヘキ事項左ノ如シ
- (イ) 體格検査及種付ノ成績、合格シタル牝牛數並合格ノ割合、種付實行數及受胎數ヲ各會村ニ區分シ種付期間末ニ於テ報告スルコト
- (ハ)(ロ) 産額數、每牛箇年度會計年度毎ニ取纏メ各會村ニ區分シ報告ノコト
- 種牛ノ増減、産額、死亡其他ノ事由ニ依リ種畜場ノ飼養頭數ニ増減アリタル都度報告ノコト
- 十一、種牛ノ處分其ノ他重要ナル事項ハ其ノ都度指揮ヲ受クヘシ

一、畜産と勝俣喜十郎氏の苦心

日露戦役の直後關東州には未だ牛乳搾取所の設なく、生乳供給は全然不可能で住民は非常なる不便を感じて居た。戦役當時より英國人の通譯として軍隊慰問を兼ね大連、營口、鐵嶺の間基督教傳導に従事して居た勝俣喜十郎氏は、曾て米國に渡り七年間牧場經營に従事し經驗を有し

て居た關係上大連に搾乳所を創設し、市民の需用を満し一面衛生保健に資せんことを計畫し、當時未開の南山麓に搾乳所を開設し、明治四十年三月より牛乳販賣を開始した。爾來春風秋雨三十年或は都市計畫の爲め牧場移轉を餘儀なくせられ、或は牛疫に襲はれ六十五頭の乳牛を失ふ等幾多の艱難と蹉跌に逢着せしも不撓不屈の意氣を以て克く之に堪へ、常に新業の改良發達に努め今日の盛業を見るに至り今や滿洲に於ける畜産界の功勞者とし又先覺者として重きを爲すと共に、大連基督教會の長老として宗教界にも多大の貢獻ある人格者である。現在氏の經營に係る滿洲牧場に於ける事業は牧畜の外、造林、果樹園等を併せ行ひ百七十町歩の土地と乳牛三百八十頭、種牡牛十五頭を有し、毎月三百五十石以上の牛乳を販賣し、自己の牧場に於て育成せる改良乳牛を毎年五十頭以上北支及滿洲各地に供給し大に業績を示して居る。氏の今日に至る經營上の経緯として其の語れる苦心談の一節に次の如きものがある。

三、乳牛の全滅、再興に家財を賣盡す

大連内地間の航路を僅か千噸位の汽船が通つて居た戦役直後の頃、乳牛を日本から輸送の途中大暴風に逢ひ、乳牛諸共海底の藻屑になるのではなからうかと思ふことも度々ありました。又滿洲でホルスタインの改良乳牛増殖を試みやつと十年苦心の結果六十五頭迄になつた時牛疫に襲はれ僅か一週間に六十五頭全部斃れてしまつた時は流石の私も男泣きに泣きました。そして再興の爲には子供の貯金は固より郷里の家も畑も總てを抵當にして金融のつく限りは

あらゆる工作を致しまして漸く日本から六頭の乳牛を買入れることが出来之からと思つた時に又しても乳牛全部が罹病發熱した時は實に落膽の極に達し忙然として爲す所を知らぬ程でした幸な事には其の時最後の望みである血清注射に依つて漸く助けることが出来ました。其の後一年間の苦心は形容の言葉もい位慘憺たるものがありました。

大正七年六月に入り牛舎も完備し、病毒に對する不安も一掃し、爾來乳牛買入の勇氣も出て來て奮闘に次ぐ努力の年を送ること十有八箇年、此の間の苦しみは今日に至つて漸く酬いられました。又其の間に關東廳或は大連民政署、警察署等から非常なる御助力を與へられて今日に及んで居ります。

四、大連競馬俱樂部

一、大連競馬俱樂部の創設

社團法人大連競馬俱樂部は、大正十二年四月法律第四十七號を以て發布せられ同年八月一日より實施せられた競馬法に基き、大正十二年七月勅令第三百四十號(關東州ニ於ケル競馬ニ關シテハ競馬法ニ依ル、但シ同法中主務大臣トアルハ關東長官トス、前項ノ規定ニ依ル競馬ヲ行フ法人ハ一ニ限ル)に依り、關東州内一箇所の公認競馬は大連競馬俱樂部の出願に依りて許可せられた。而して關東州に於ける競馬に關しては、同年八月二十日關東廳令第三十八號を以て關東州に於ける競馬に關する勅令施行規則を發布せられ、社團法人大連競馬俱樂部の創設もこの施行

規則に基きて認可申請をなし、大正十二年十月十八日附を以て設立認可を得たのである。從來競馬に關しては種々なる問題を惹起し其の經緯に付ても相當複雑なものがあつた。日本内地に於ける競馬會が一時非常なる盛況を示したる結果、遂に善良なる風俗を惡化するのみでなく馬券の發賣を以て一種の富彙行爲なりと見做し、之を一律に禁止するに至つたので、さしもに盛況を呈した競馬界は頓に沈衰し、從て馬匹の改良事業は茲に停頓を來たした。め全國産馬界には再び競馬事業の復活を計畫する事となつた。それが即ち競馬法發布運動であつて、多年に亘りて猛烈にその運動が連続された。一方滿蒙産馬の改良と云ふことは夙に關東軍の間に研究されてゐたが、その改良實現の方法として競馬會を實施せしむるまでの結論には到達しなかつたやうであつた。それは當時の滿洲の事情が現在とは甚だ事態を異にし、滿蒙産馬を改良増殖するなどの計畫が容易に實現し得べからざる環境であつたとも云はねばならぬ。この時に於て上海に於ける萬國體育會主催の競馬會なるものが、内地競馬界の不振に反して最も盛大なりしたため、その影響は滿洲にも波及し、大連にも興味本位の上海式競馬會が催さるゝに至つた。之れ素より競馬に關する法規に依るものでなく、警察方面の興行物取締規則に準據したのであつた。所謂周水子競馬會なるものが即ちそれである。この結果關東廳側にも始めて競馬法制定の研究に着手された。關東廳は滿蒙産馬の改良増殖に關して独自の立場から、關東州及鐵道附屬地の主要地に競馬會設置の計畫を樹て遂に内地競馬法に準據し、關東州内に一箇所の公認競馬會を認むることゝ爲つた即ち我國海外唯一の公認競馬會を大連に設置することゝ

なつたことは、大連競馬倶楽部の最も大なる誇りとする所であつたが、其の後滿洲建國に依りて各種の事態一變し、滿洲國賽馬法の實施、鐵道附屬地の行政權を滿洲國に委讓調整等のために關東州に於ける競馬會なるものは獨特の立場を有することとなり、新たなる更正途上に置かれてゐる。

二、競馬事業發達の經過

大連競馬倶楽部創設の當時は、出場馬匹其の他の取締が極めて嚴重なりし爲め、凡てに不便を感じ、従て競馬事業經營も容易に發展の見込みがなかつた。殊に配當制限低率であつて、在住支那人等の射伴心を惹くが如きことは全然不可能で、在住邦人とても所謂競馬に趣味を有する一定の人々のみが入場する有様であつた爲め、俱樂部當局者としては本事業を發達せしむるには非常なる苦心を費した。幸に發達の第一機會は、競馬場を周水子より星ヶ浦に移轉したること、出場馬匹に或る期間騙馬を出走せしむるを得ること等であつた。この競馬場移轉問題は、俱樂部の設置認可に直面した問題で、周水子を主張するものと、星ヶ浦を適當とするものとの二派があつた。併し當時の關東局當事者は、星ヶ浦を以て最も適當なりと認め、命令的に星ヶ浦を競馬場に決定せしめ、當初一箇年間は周水子に於て開催することとしたのである。競馬を星ヶ浦にて開催するや、大連市中と近距離なる關係から俄然入場者増加し、又競走馬は當分騙馬の出走を認められたので、馬主も好んで馬匹を出場せしむるに至つた。斯うした關係から、大連俱樂部の事業は漸次に好轉を示したが、入場者は比較的少なく、従て勝馬投票券の販賣寡少の爲め、勝馬賞

金も意の如く支給し得ず、馬主たる會員の負擔を増すのみであつた。俱樂部としても施設各般に經費を要し、非常の窮境に陥つたが、俱樂部當事者の不斷の努力に依る馬事思想の普及宣傳と、競馬が産馬改良及増殖に偉大なる功績あることを一般に認識せしめたるがために、大正十五年頃より稍盛況を迎へ、昭和二年頃には大連在住の外國領事館員等の家族並に支那人上流者等の入場を見るに至り、競馬會も春秋二期及臨時の三回なりしを臨時特別開催として更に一回を増し、改良馬の出走も激増し、競馬事業發達を促進した。恰も關東廳施政二十年記念式の舉行に際し、閑院宮載仁親王殿下の御臺臨あり、豪覽競馬會開催の光榮に浴したることが、非常に會員其他を感激せしむると共に、愈々競馬事業の國家的事業なるを思はしむるに至つた。斯くて福券附入場券の發賣、十年記念特別競馬會など深く各方面の賞讃を博して、大連競馬俱樂部は大連市に於ける唯一の公共的且興味的存在として認めらるゝに至つた。

三、競馬俱樂部の業績

競馬俱樂部の目的は、滿蒙産馬の改良、増殖と馬事思想の普及である。俱樂部創設以來の業績を見るに、先づ滿蒙産馬の改良、増殖に關しては、抽籤馬の優良牝馬に種牡馬を交配して改良馬を生産し、競馬に出場して能力試験を終りたる馬匹は、或は警察機關の乘馬に、或は陸軍に於ける徵募に、若は農耕、挽馬に夫々使用せられて目的達成の一端に供し、又俱樂部競馬以外に於て馬匹の改良増殖と、馬事思想の普及に對する施設としては、乘馬部の經營と保養牧場の開設とであつて、この乘馬部は從來大連乘馬會の經營に屬したのを、競馬俱樂部に於て繼承し、爾來場内の整備事

務所の新設、會員の増加、乗馬の奨励に意を用い、全滿乘馬大會に對しても援助を爲す等一般馬事思想普及に關し少なからぬ努力を費し、逐年良好なる成績を擧げてゐる。更に柳樹屯に於ける保養牧場の經營の如きは、内地の各公認競馬俱樂部と雖も未だ手を染めざる事業にして、之を率先して行へるは同俱樂部の最も誇りとするに足るものがある。保養牧場は競馬會に於て能力試験済の優良牝馬を保養せしめ、仔馬の育成を圖るを目的とし、交配及分娩等に對し設備を整へ漸次に其の目的を達し、昭和十年、十一年度に保養場に於て産したるものは、二十餘頭に及んでゐる。

四、公共事業に對する貢獻

大連競馬俱樂部の組織は社團法人であつて非營利會社なるが爲め競馬開催に依る俱樂部の收得金は滿蒙産馬の改良、増殖及馬事思想普及の爲に投じ、更に社會公共事業に對しても貢獻してゐる。

五、競馬關係の功勞者

1 競馬俱樂部理事長若月太郎氏

大正十二年大連競馬俱樂部創設以來現在に至る約十四箇年の久しきに互り理事として擔任す當初は常務理事として馬場取締の任に當ること二期、其の他の十餘年は理事長として俱樂部の發達と競馬事業の進歩に殆んど其の全力を傾注し、更に南滿競馬協會の組織さるゝに際しても推されて理事長の任に就き、全滿洲の競馬界を通じて第一人者たることを許さるゝ經驗と實

績とを有し、傍ら優良馬匹をも飼育して産馬改良と増殖とに努力し、且大連市會副議長たるの公職を有して一般馬事思想の普及にも各方面に宣傳弘布するの便を有し、同俱樂部創設後數年間、事業甚だ不振なりし時代に於ても自から多大の犠牲を拂ひて其の發達に鋭意努力し、現在の基礎を作つたのである。

2 前理事長故石本鐵太郎氏

大連公認競馬俱樂部の創設以前、遼東競馬俱樂部を組織して周水子に競馬會を開催し、次て大連競馬俱樂部の設立さるゝや第一次の理事長に就任し、其の愛馬心と競馬に關する異常なる趣味とは、俱樂部の發達と競馬事業の進歩に寄與せること少なからず、殆んど競馬狂とも云ふべき熱心家にて競馬界の功勞者として屈指すべきものであつた。

第十二編 通貨金融

一、滿洲の金融機關と其の業績

1 正金銀行支店

日本の金融機關が滿洲に於て業務を開始せしは、明治三十三年一月横濱正金銀行が牛莊に支店を開始したるに始まる。三十七年八月には大連に同行出張所を開設し、當時我軍の到る處に従ひ金庫事務を取扱つてゐた。翌三十八年六月には大連を滿洲總支店格とし、奉天、鐵嶺、遼陽、長春、安東、旅順の各地に支店又は出張所を開設し、金庫事務を管掌すると共に一般銀行業務をも開始した。

戦時、我軍の發行した軍用手票の回收は政府の命に依り正金銀行が其の任に當り、牛莊支店は三十八年十二月三十日より一覽拂手形鈔票又は銀券と呼ぶ手形を發行し、銳意軍票の回收に努むる所があつた。三十九年九月政府は勅令を以て關東州及清國に於ける正金銀行券發行の件を發布したので、正金の銀行券は頗る信用厚く、毎年滿洲特産の出廻りに際しては其の流通額七八百萬圓に上り、支那側銀行券を壓するの勢を呈した。

明治四十三年五月日本政府は一般の要望に基き産業開發を促進せしめんが爲め特に銀三百萬圓の低利資金を融通し、長期の興業資金を供給することとなり、政府より此の特種貸出を命ぜら

れ正金銀行は之に當り、同年七月一日より一般貸出を開始した。當時は過渡時代であつて民間の資本は家屋建築等に固定し、大連のみにても家屋建築に投じたる資本は三百四十萬圓の多きに上り、流動資金は極度に缺乏し、大連市中の如きは金利一箇月三分五厘乃至四分を唱へた。此の時に當り正金は比較的長期且低利なる右資金の貸出を行ひ、滿洲財界に裨益する所が多であつた。従て三百萬圓にては資金の不足を感ずるに至り、大正二年七月更に銀二百萬圓を増額した。然し其の内五十萬圓は滿洲以外支那各地支店に於ける。特種資金に流用すべく政府の命令があつたので、滿洲に對する放資能力は四百五十萬圓であつた。

正金銀行券は滿洲唯一の信憑すべき銀本位通貨として信用を高めたが、邦人の間に於ては金券を用ふる趨勢が濃厚となつたので、財政關係上收支の標準を金に依るに至當とすることになつた。依て大正二年七月正金銀行は五箇年を限り金券を發行すべき認許を得た。然るに其の後滿洲經濟界の進歩發展に伴ひ通貨統一の必要、上大正六年十一月限り金券發行を朝鮮銀行に統一し、國庫事務をも同行に移し、前述の特殊貸出事務は同年滿洲に進出したる東洋拓殖株式會社をして之に當らしむることとなり、正金銀行は専ら本來の業務たる爲替銀行として活躍し、朝鮮銀行、東洋拓殖株式會社と相鼎立し其の業務を分つて居る。正金は現に滿洲に於て大連、新京、營口、奉天、哈爾濱の五箇所に支店を置き、滿洲草分の銀行として財界に寄與せる所多大なるものがある。

同行の業績を見るに在滿支店五箇所に於ける昭和九年末預金は金勘定二千三百二十五萬九

千八百九十五圓、銀勘定一千八百七十六萬三千七百七十八圓、國幣二百二十一萬三千六圓にして貸出は金勘定四千四百三十七萬九千二百七十一圓、銀勘定六百十九萬九千五百五十五圓、幣勘定五百三十六萬四千六百三十三圓を示して居る。

正金銀行が滿洲に進出して大連に出張所を設けたる時は兵馬倥傯の際であつて種々なる困難の伴ふたことは想像し得らるゝ所で、其の時に於て金庫事務の取扱に當つた苦心の點も憶はるゝものがある。當時の文獻や關係のあつた人々より聞知する所を綜合せば次の如きものがある。當時の状況を回顧し其の業績の一端を窺ふ資料ともなるべく之を掲ぐることにした。

イ、大連に出張所を設けたのは明治三十七年八月二十二日、當時は青泥窪出張所と稱し、大連乃木町の民屋に開業し、三十八年二月二十日大連出張所と改稱、同年十二月十日監部通元露清銀行(現在の東萊銀行)を改築して移轉し、三十九年三月大連支店に昇格した。而して四十二年八月一日現在の營業所新築落成と共に移轉したのである。大連に於ける歴代の支配人は次の通りであつた。

就任年月	氏名
明治三十七年	平田恒太郎
同三十九年	小貫慶治
同四十年	長 鋒 郎
同 同	成 川 二 郎
同四十二年	井 上 一 男

一、滿洲の金融機關と其の業績

大正	七年	五月	水津	淵吉
同	十年	十二月	小津	和介
同	十二年	三月	乙竹	茂郎
昭	和	二年	渡邊	勉禮
同	三年	八月	西山	一勉
同	五年	七月	尾山	一勉
同	六年	四月	西尾	一勉

ロ、開店當時の主要事務は日本銀行代理店とし主として金庫事務を取扱ひ旁ら圓形銀塊を以て軍用手票の交換事務を取扱つて居たが漸次小口預金の申込あり又吳佐世保方面からの送金爲替の支拂を行ふ一方同地金の送金も行ふこととなり此の頃より他店との取引契約をなすことになつた。

ハ、軍票及圓形銀塊の現送を受けたのは明治三十七年十一月が始めであつて。

中央金庫仁川派出所より軍票 四七五、六〇〇圓

同 圓形銀塊 五四、二〇〇圓

同 鎮南浦派出所より軍票 二五三、一〇〇圓

更に十二月に 一八〇〇、〇〇〇圓

中央金庫より軍票 一八〇〇、〇〇〇圓

同 圓形銀塊 七〇〇〇、〇〇〇圓

ハの同送を受けた。

當時同店には完全なる金庫又は倉庫なく之等の軍票交換差金や兵站部からの預り金の保管には非常に困難したが時の遼東守備軍參謀長神尾少將、經理部長遠藤少將、山田兵站部司令長官等の取計ひで同店營業所の傍らに軍部に於て倉庫を建造することに計畫したが、時恰も十一月の極寒に直面せる時であつたので煉瓦の建築は不可能であつた爲め一時の間に合せに鐵板等で粗造なるものを造つて軍部が保管することになつた。併しながら之が出来上らぬ内に中央金庫から前記の現送が到着したので大混雜を來し結局同店の附近にあつた氷室を一時金庫に代用して之に軍部から歩哨を立て日夜警戒して保管した。元來其の部屋は露治時代の氷貯藏室であつた爲め窓一つなく室内は眞暗で床は總て板張で而かも其の床下は深い水溜(約九尺位)となつて居たので床板が腐朽して居る上に重い銀を積んだ爲め床板が陥落し圓形銀塊の箱は水溜に落込み苦力を使用して引揚げんとしたるも折柄の極寒殊に蠟燭や「カンテラ」の光りを頼りに民政署より借受けた一臺の「ポンプ」で水を汲出したので全部を引揚るには四五晝夜兼行であつたと言ふ。

ニ、明治四十二年十月十九日伊藤博文公が突然大連支店へ來臨せられ、二階會議室で少憩された時、御茶を出さんとしたが銀行には格好の湯呑茶碗もなく結局當時銀行裏側の建物に起居せる行員岩瀬伴之助氏より美事な茶碗を借受け之を使用した。伊藤公は數日ならずして哈爾濱驛頭の凶變に遭遇されたのである。右の茶碗は今尚岩瀬氏は大切に保存して居る。

2 朝鮮銀行支店

朝鮮銀行は第一銀行が設置したる安東縣出張所の引繼を受け之を朝鮮銀行出張所とし、一般銀行業務を営んだのが滿洲進出の第一歩であつた。其の後我國の滿蒙經營は漸次其の歩を進め、日滿の經濟交通關係次第に密接となり、從て朝鮮の對滿貿易も異常の發展を示し、我國勢の伸張と商權の擴大とは滿洲に於ける金融上施設緊急を懸ふるものがあつた。依て大正二年奉天、大連、長春(新京)に支店を設けた。時恰も邦人の對滿投資漸く盛んならんとし、關東州並に南滿地方に進出を試むる者續出し、且日露兩國の發行する金本位の銀行券は各鐵道線の南北より流入し、漸次流通區域の擴大を見んとするの傾向あり、日本銀行券は勿論鮮銀券も亦夙に沿線地方の通貨として各種の取引に使用せられ、金資金の需要増加と相俟つて金券の普及益々有望となつた。

斯くて同行は右大勢に順應し更に業務の擴張を企圖し、政治經濟上の中心地方乃至特産物の集散市場に營業所の開設をなし、滿洲の對内地輸出爲替を買い取り朝鮮貿易の移入超過決済に備へた。之が爲め隣接兩地の貿易金融は極めて圓滑となり、我が商權の扶植に資したる所が尠くなかつた。大正六年十一月日本政府は滿蒙に對する特殊金融機關の機能を一し、根本的に我經濟の基礎を樹立する目的を以て先づ東洋拓殖株式會社をして滿蒙方面の起業資金供給の任に當らしめ、同時に横濱正金銀行は主として其の本來の職能たる爲替取引及貿易金融の調節に努むる事とし、他面鮮銀に對しては一般商業金融の中心機關として専ら金建取引の需要に應ぜしむるの方針を採り、(一)滿洲に於ける國庫金取扱事務は大正七年一月一日以後鮮銀に於て之

を取扱ふこと(二)鮮銀券には關東州並に滿鐵附屬地に於て強制通用力を附與し、同行は將來金建取引の大勢に應じ貨幣市場整備の責に任ずること(三)正金の發行する銀券は依然之を發行し、強制通用力を附與せざるも正金の信用に依り通用せしめ當時に於ける取引の實際上の不備に備ふることとし、將來彼我貿易の伸張を計り、我國經濟の發展を期することとした。仍て鮮銀は正金との間に協定を遂げ、同行の既發銀行券引換の義務は爾來鮮銀に於て之を負擔することとなつた。

滿洲に於ける預金業務は大正二年に於ける支店増設後逐年非常の勢を以て増進し、大正八年末には四千四百五十餘萬圓に上つた。然し其の後財界の不振を反映し、増減不定の裡に推移し來つたが、尙三千萬圓内外を維持し、大正十四年後は四千萬圓となり、殊に滿洲事變に於ては新國家の經濟建設と新規事業の勃興に伴ふ流入資金の増加に依り預金も急増し、昭和八年には一億千餘萬圓に躍進し、昭和九年末には金一億千三百九十五萬八千七百七十圓、銀三百十七萬六千九百六十九圓、國幣千三十萬一千七百五十四圓と云ふ驚異的數字を示してゐる。

又貸出の推移を見るに明治四十年末に於ける貸出金殘高は僅かに十二萬七千餘圓に過ぎなかつたが、大正三年末には三百三十餘萬圓に上り、爾來貸出は滿洲財界の發展に伴ひ急増し、大正八年末に於ては一億千餘萬圓の巨額を算するに至つた。翌九年以後は不規則なる變動を續け、昭和六年末四千四百二十餘萬圓となつたが以後増加に轉じ、昭和九年末には九千六百七十五萬二千五百二十九圓に上つて居る。

而して現在奉天、小西關、大連、新京、開原、營口、哈爾濱、吉林、旅順、遼陽、鐵嶺、鄭家屯、四平街、安東、傅家甸、錦州、承德、赤峰、齊齊哈爾、海拉爾の各地に支店又は派出所を設けて活躍し、名實共に隆々たる業績を示して居る。

3 正 隆 銀 行

正隆銀行は明治三十九年七月軍政署の許可を受けて設立し、先づ營口に開店した。同行は日支共同の出資を以て彼我經濟上に於ける商取引の關係を密接ならしめ、以て滿洲經濟界を啓發せんとする使命を帯び、資本金は當初僅かに銀十六萬圓の小額に過ぎなかつたが其の抱負たるや頗る遠大なるものあり、資金の小額に反し業務は至つて順調に發展し、幾許ならずして増資の必要に迫られ銀二十四萬圓とした。其の後時勢の進運と經濟界の進歩は單に軍政署の許可のみにては信用上商取引に種々支障あるを慮り、明治四十一年一月十四日銀行條令に則り在牛莊日本領事館に於て登記を受け日支合辦組織となし、完全に一般銀行の業務を營む事となつた。其の後營口の商勢は漸次大連に遷りつゝあるに鑑み、明治四十三年三月本店を大連に移し安田家の後援に依て金資七十萬圓、銀資三十萬圓に増加し、一般銀行業務の外貯蓄預金部を置き、當時の關東都督府の公金取扱を兼ねるに至り大いに信用を加へ滿洲各地に支店を開設した。正金銀行が爲替銀行として特産物の貿易及錢鈔取引等に資金を融通するに對し専ら在滿邦人の商業資金融通の機關となり、業務逐年進展し増資に次々に増資を以てし青島、芝罘、天津等にも支店を開設し、滿洲及北支那地方に活動し、財界の緊縮時代に入るや破綻に頻せる龍口銀行を救済す

べく之を合併し、一時資本金二千五百萬圓の大銀行となつたが、不況以來の創痍は他の銀行、會社と同じく、堅實を誇れる安田氏の事業も遂に整理の已むなきに至り、大正十五年七月を以て資本金を減し千二百萬圓とした。

右の如く正隆の活躍は一に安田保善社より巨額の資金を流通せしに由るものにして之に依て滿洲の財界を救済せし功績は尠からぬものがある。同行は滿洲に於ける邦人經營普通銀行の嚆矢であつて、其の資本金の如きも屢次に變動し大正十四年迄の躍進は實に驚異に價するものがある。資本金の異動に依りても其の業績の一端を知るに足るものがあるので左に之を掲ぐることにする。

年 月 日	資 本 金	拂 込 高	摘 要
明治四十一年一月十五日	銀 二〇〇,〇〇〇	銀 二〇〇,〇〇〇	創 立
同 四十四年五月三十一日	銀 一五〇,〇〇〇	銀 一五〇,〇〇〇	減 資
同 同	銀 三〇〇,〇〇〇	銀 三〇〇,〇〇〇	増 資
同 同 六月十四日	銀 一,〇〇〇,〇〇〇	銀 一,〇〇〇,〇〇〇	同
同 同 八月十二日	金銀 一,〇〇〇,〇〇〇	金銀 一,〇〇〇,〇〇〇	第一回 拂込一株に付二十五圓
大正二年十月一日	金銀 一,〇〇〇,〇〇〇	金銀 一,〇〇〇,〇〇〇	第二回 同前
同 四年九月二十五日	金銀 三,〇〇〇,〇〇〇	金銀 三,〇〇〇,〇〇〇	増 資

一、滿洲の金融機關と其の業績

大正	十一月七日	金銀	三,000,000	第一回 拂込一株に付十二圓五十錢
同	五年六月七日	金	三,000,000	
同	六年十二月二十日	金	三,000,000	第二回 拂込一株に付十二圓五十錢
同	七年五月三日	金	三,000,000	第三回 同 前
同	十二月九日	金	三,000,000	第四回 同 前
同	八年四月五日	金	三,000,000	増資
同	六月三十日	金	三,000,000	第一回 拂込一株に付十二圓五十錢
同	十二月四日	金	三,000,000	第二回 同 前
同	九年二月二十二日	金	三,000,000	増資
同	三月十七日	金	三,000,000	第三回 拂込一株に付二十五圓
同	六月三十日	金	三,000,000	第四回 拂込一株に付十二圓五十錢
同	十四年十一月十九日	金	三,000,000	龍口銀行合併
同	十五年七月五日	金	三,000,000	二分の一減資及買入銷却

而して同行は現在在滿支店十一青島天津を除く出張所四派出所三を有し昭和九年末預金高金勘定七千六百二十四萬六千九百四十七圓銀勘定三百十三萬一千八百七十七圓國幣勘定二百十七萬五百八十七圓を示し貸出高は金勘定七千七百八十八萬五千三十九圓銀勘定二百九十四萬

一千九百九十圓國幣勘定九百八十五萬七千七百三十二圓を示してゐる。

4 滿洲銀行

滿洲銀行は大連銀行遼東銀行奉天銀行及滿洲商業銀行の合同に依り成立當時の資本金三萬圓内八百七十二萬圓拂込大正十二年八月一日より營業を開始した。同行の創立は歐洲大戰後の反動的財界不況時に際會し加ふるに内地經濟界は關東大震災に依り異常なる衝動を受け、滿洲經濟界も之が影響を受けたるのみならず龍口銀行の破綻滿洲の重要通貨たる奉天票の慘落銀暴落の續出等により同行も其の經營容易ならざるものがあつたが現頭取村井啓太郎氏就任以來銳意業務の改善に努め大正十五年二月には資本金を三分の一に減少し減資利得金にて滯貨其の他の銷却を斷行したので爾來經營は順調なる發展を遂げ殊に最近は滿洲國樹立により新國家建設諸事業の伸展著しきものあり所謂滿洲景氣の出現を見るに至り同行の前途も好望視せらるゝに至つた。創立後の預金貸出高を示せば左の如くである。

大正十二年下半期	預金	一六〇,二〇〇	貸出	三九,八三一
同 十三年上半期		一五六,六〇〇		四一,二七〇
同 十三年下半期		一二六,一八		四三,一三一
同 十四年上半期		一三,四八九		四二,〇八九
同 十四年下半期		一四,一七八		四三,六二二
同 十五年上半期		一五,八〇三		三七,七九三

一、滿洲の金融機關と其の業績

昭和元年下半年期	一七、六二四	三九、二九二
同 二年上半年期	一八、七七〇	三六、四三〇
同 二年下半年期	一九、七一五	三八、三四一
同 三年上半年期	二二、二七九	三八、九六一
同 三年下半年期	二四、九九三	四三、〇七九
同 四年上半年期	二一、八八七	四一、七四八
同 四年下半年期	二五、〇二九	四二、九四七
同 五年上半年期	二三、四一六	三八、五二三
同 五年下半年期	二二、四七一	三七、〇九三
同 六年上半年期	二〇、七三四	三四、五九二
同 六年下半年期	二二、四九四	三六、四四八
同 七年上半年期	二三、六七三	三六、七二六
同 七年下半年期	二九、五二九	三九、一二八
同 八年上半年期	三〇、四二四	三七、〇〇八
同 八年下半年期	三五、四九三	三八、五五八
同 九年上半年期	三五、三九四	四一、四五八
同 九年下半年期	四三、一一七	四七、四八〇

即ち預金の逐年増加に比し貸出は減資直後の三千七百萬圓に對し昭和八年上半年期も略々同額にして一見増加なきが如きも同行は大正十五年二月の減資銷却を始めとし、昭和八年上半年期

迄に六百八十萬圓の滞貸銷却をなし且舊貸整理に依り所有不動産は創立當時の五十萬圓に比し二百四十萬圓の増加を見たるを以て右の銷却高と合し九百二十萬圓の不良貸を整理せられ健全なる貸出に代つたので數字は同額なるも内容に於ては異なる所がある。減資後無配當を續けたるも昭和五年上半年期より三分、同八年上半年期には四分、以來四分配當を行つてゐる。現在支店十八箇所、駐在員所在地一箇所あり、全滿に涉り金融網を張り事業發展に努め斯業に盡せる所が尠くない。

5 東洋拓殖株式會社支店

東洋拓殖株式會社の滿洲進出は所謂滿鮮經濟界の統一を實現せんとするの目的に出でたるものであつて、朝鮮銀行の滿洲に於ける活動開始と殆んど其の事情を同じくして居る。當時滿洲に於ける不動産金融機關としては正金銀行が政府より特別低利資金の融通を得、之を滿洲各地邦人に對し長期貸付に従事せる所謂特貸のみであつたが、駭々として發展の機運に際せし當時の滿洲には之を以て満足を與ふること能はず、東拓の進出を見るに至つた。同社は大正六年奉天、哈爾濱及大連に支店を設置したが不動産金融を申込む者一時に殺到するの狀態を示した。大連、奉天に於ける市街地の膨脹に伴ひ大厦巨屋の堂々として新築さるゝに至りしは、全く東拓會社投資の結果であると謂はれて居る。

大正九年の財界パニックは大連財界に影響する所大にして不況は益々深刻となり不動産の低落倒産、事業中止、銀行の警戒等金融極度の梗塞を告げた時、鮮銀と共に救済に乗り出し五百萬

國の融通をなし、又大正十一年低利資金融通の聲起り同年十二月之が救済貸出を爲した。其の後幾許もなく大正十二年七月滿洲疏通資金として大藏省預金部の四百萬圓と自己資金千二百萬圓計千六百萬圓の貸出しを爲さんとしたか。貸出條件比較的嚴に過ぎ之に合格するは容易でなく、又其の他種々の事由に依り資金の消化は充分でなかつた。殊に貸出高の約七割は舊債の肩替りて新規貸出は極めて少額であつた爲め救済の効果は薄弱の感があつたと謂はれて居るが兎も角事業界救済に努力した功績は大に認むべきものがある。斯くの如く不動産金融に投資すると共に、關東州内に於ける農事資金として産業の開発に裨補すべく、或は果樹園經營棉花栽培或は畜産事業、水田起墾等に投資し、事業の助長を圖り、更に關東州内の鹽田を開拓し製鹽事業に着手せる等其の活動も又注視すべく、斯業に貢獻せる所は決して尠くない。

昭和九年六月現在に於ける大連奉天、哈爾濱各支店の貸出金は合計二千四百七十四萬八千餘圓に上つて居る。

6 金融組合

關東廳は庶民金融の梗塞を緩和する爲め朝鮮に於ける金融組合の制度に倣ひ、大正十三年以降三箇年間に關東州内に五箇(大連、旅順、金州、普蘭店、貔子窩)の村落金融組合を設立せしめ、各組合に對し地方費を以て基本金一萬圓宛を補助したる外、設立後數年間組合の經費一切を補助した。其の成績は甚だ良好にして農村經濟の發達に寄與する所尠からざるに鑑み、此の種施設を州内及鐵道附屬地の各都市に及ぼし、邦人中小商工業者の金融緩和を圖るべく、昭和三年度國費豫算

に貸下資金百萬圓を計上し一方組合法規を立案し、昭和三年五月勅令第八十九號を以て金融組合令の發布を見、十月一日より施行せられ、既設村落組合も新令に依る法人格を得るに至つた。

然るに組合資金の豫算は議會の解散に依り不成立となり、金融組合施設の上に一頓挫を來したが、當時小口金融の梗塞甚だしく在滿邦人の窮狀は傍觀を許さぬものがあつたので、關東廳は國費豫算成立迄の過渡期辦法として、昭和三年十一月關東州地方費豫算より組合資金二十六萬圓を貸下げ、又組合經費の一部二萬圓を補助し、大連、沙河、旅順、奉天の四箇所に都市金融組合を設立せしめた。翌四年第五十六帝國議會に於て金融組合貸下金百萬圓の豫算は協賛を得たが、偶々内閣の更迭に依り實行豫算編成に當り之を七十五萬圓に減ぜられたので不足額二十五萬圓は關東州地方費より支出し、既定方針遂行に支障なからしめた。

依て直に豫定計畫に基き同年七月及八月に互り瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、鐵嶺、開原及四平街の八組合の設立を許可し、更に五年一月撫順、公主嶺及長春(新京)の三組合の設置を見、昭和七年十月に至り新京金融組合は哈爾濱に支所を設け之を事實上の獨立組合とし、同九年三月には安東にも設立せられ現在都市組合は十七箇所に及んで居る。又組合の統制、資金の調節及業務指導の機關として昭和四年九月滿洲金融組合聯合會の設立を許可し、國庫及地方費の貸下金全部を一旦聯合會に貸下げ、關東廳は各組合に對する割當額を指定し、十箇年無利子の條件を以て聯合會より貸付の形式を採ることとなり、前年大連外三組合に貸下げたる二十六萬圓は總て之を振替へて回收した。

金融組合は何れも順調に發達し、村落組合の全部及都市組合の中大連沙河口、旅順大石橋營口、鞍山、奉天、撫順、四平街、新京は既に組合經費の補助を受けず、財政的獨立自營の域に達し、其の他四五の組合も近く自營の業態を示し、極めて良好なる業績を挙げ、庶民の金融に貢献せる所頗る大なるものあり、金融組合の施設は一般から謳歌せられて居る。

各組合員の組合に對する出資金は都市組合一口五十圓、村落組合一口小洋十元で、組合より組合員に對する貸付限度は都市組合は信用貸付金二千圓、擔保ある場合は金五千圓とし、村落組合は信用貸付銀五百圓、擔保ある場合は銀三千圓であつた。然るに昭和十一年四月一日より小洋の通用を禁止せられ、總て金取引と爲つたので、村落組合の出資金及貸付限度の銀と同額の金に改められた。而して貸付金回收の順調なるに鑑み、貸付限度を擴張せんとする議も起つて居る。

金融組合は創立當初より「堅實に漸進する」と言ふ經營指導精神を以て、一步一步堅實なる歩調の下に發展の一路を辿つて居るので、組合員も漸次に増加し、昭和八年七月から預金部、低利資金貸下の恩恵に浴せるを機會に組合制度を改正し、出資口數の低減と貸付金利息の引下等を行ひ、一面長期月賦返済方法を講じて組合の門戸を開放し、組合員の増容に努め、業務の伸張を圖つて居る。

昭和三年當時朝鮮銀行大連支店の副支配人で關東廳の懇請に依り、鮮銀を辭し、都市金融組合創立準備委員として活躍し、現在迄其の業務に携り、金融組合生みの親とも言はるゝ現大連金融

組合理事天滿善次郎氏の苦心談の一節を左に掲ぐ。

一、信用と人格を擔保に資金の融通を圖る

(天滿善次郎氏談)

丁度其の頃私は當地の朝鮮銀行支店に居りました。昭和三年三月二十一日の朝でした。當時の關東廳財務課長阪谷希一氏の訪問を受け、庶民金融機關設立に關し、一つ船長に爲つて遣つて呉れぬかとのことでした。私も當時約十八年間も銀行に御世話になつて居る事ではあるし、充分考へましたが、私は銀行に於て金融資本運用の事務に従事して居たので、資本金融の今後向ふべき方途に就てかなり疑問を持つて居りました。それは銀行が貸付する場合擔保の所有者でなければならぬので、中小商人は大部分右の條件を備へて居らず、銀行の顧客たり得ない譯で、限られた人のみが銀行の顧客とされて居る。それよりは大衆を相手にすれば資本運用に於て利用率もよく、遣り方が宜しければ危険もそれ程多くない、兎に角開放的でなければならぬことを常に痛感して居りましたが、借實際如何なる方法にすればよいか夫れは相當疑問の點もあるので、いざ船長をしてくれとの御話にもどう御返辭してよいか分らず、其の擔保留として關東廳鮮銀の直接交渉となり私の身受けも決つた譯です。然し當時として庶民金融が果してどの程度迄巧く行くか見當も付きませんでした。又中には私の轉職を止めて呉れる友人もありましたが、亞米利加の「ナショナルバンク」が小口金融を行ひ好成绩を収めた事などを考へ一層

私の決心を強めたのです。同三年八月一日から愈々創立事務に専任することになり漸く十一月十五日設立認可を得た次第です。當時此の設立に就ては大連商工會議所佐藤會頭、高田副會頭も委員として随分盡力されました。

斯くして大連金融組合は愈々業務を開始しましたが、先づ一番先に考へたのは經營方法であつて、種々考慮の結果次の様な方法を探ることに致しました。

(一) 世の中には、あの人は人物と言ひ、手腕と言ひ又仕事の性質から言つても充分見込のある人だがどうも資金が乏しいので困つて居る、かなり纏つた資金の繰廻しがつきさへすれば立派にやつて行けるのだが惜しい人だといふ種類の人は随分澤山見受けれます。今迄は金融機關も缺けて居り已むを得ず高利貸等から高歩の金を借り、それ等債務の爲め折角出かゝつた牙を折り、實に氣毒な境遇に在る人が少くないさう言ふ人に資金を低利にて長期融通をして遣りたい。併し乍ら中流以下の小産者に融通するにも矢張り一定の定職あり、小なりと雖も一定の店舗等を有し、恒久性のある事業又は仕事を持つて居ると言ふことが必要で、金融組合は慈善事業でないから誰にも彼にも融通するのではないことは申す迄ありません。

(二) 右の如く少なく、共信用形態を備へて居て、積極的活動資金もなく又擔保もない者に信用と人格を擔保で即ち無擔保融通をする建前を進みたい。古來金融には鐵則があります。即ち擔保主義、擔保に依り金融の安全性を保つといふのですが、大衆金融は少くとも此の鐵則を打破することが必要で、人格の資本化、信用の資本化と言ふことを考へました。

總て組織や規則は根本であつて之を無視することは出来ぬが、運用の妙は其の人にあるので、經營の運用に就ては特殊の考慮を持つた人でなければならぬことを確く信じて居ります。又危険の點に付ては、最近大阪商工會議所の調査によれば二分乃至二分五厘見當ですが、私の方は保證人等が助け合つて居ますので二分見當が正當だと思ひますが實際は二分にも達せぬかと思ひます。由來大衆金融には温情で進むことが必要で、其の中に又一片の固い處がなければならぬので非常に難しい所です。

斯うしてどうやら現在に至りましたが、中には随分同情すべき人もあり、又組合の爲に更生した人も澤山あります。

以上の一例として他より聞知したる更生挿話は次の如きものがあつた。三河町の「カフェー」は金融組合より三百圓程融通を受けてゐたが、折柄の不況で没落の悲運に陥り、愈々店を譲らねばならぬことゝなつた。店も譲るばかりになつてゐた所同店の女給(十八歳)が突然服毒自殺し、葬式を出さねばならぬので、お神さんは組合を訪れ五十圓の借用を申込んだ。無論前の三百圓は少しも返して居なかつたが、お神さんの態度が如何にも誠心誠意より出たことが能く分つたので、天満理事は自己の責任を以て五十圓を貸し、然かも知らない死者に對し二圓の香奠を包んで渡すやお神さんはわつと聲を出して泣き出した。理事は「あなたも組合員の一人だし、さうするのは人間の道だから」と言はれたさうであるが、それ以來暫く月日も過ぎだ頃突然カフェーの主人(青山某)が組合に赴き、他にも返さねばならぬ金があるが、あなたの方だけはどうしても御

返ししなければならぬので、今日まで貯めだ金が二百圓位ありますから、之だけ御返しします」と言ひ乍ら二百圓餘りの金を返し、其の後全部返済した。然かも市内の電氣遊園あたりで水屋等をやつて貯金した金であつた。如何に青山氏が天満理事の温情に感じて居たかを誰にも想像が出来ぬ。其の後青山氏は夫婦揃つて新京に行き店を開いて居ると聞くが、天満理事の温情あつてこそ斯くも美しき責任感を生じたのである。

第十三編 取引所

一、大連に於ける錢鈔市場に就て（古澤丈作氏）

大連取引所錢鈔市場前稱大連重要物産取引所錢鈔市場は大正六年の創設に係り、爾來星霜を閱すること十有八年其の沿革及取引所の組織取引方法、諸統計並に現在の狀況等に付ては他に適切なる記述があるから茲には其の範疇に屬するものを避け、右錢鈔市場創設以前に關するものに付二三實驗者の談片をも綜合して略記することとした。

1 錢鈔取引の起源

明治三十一年（西歷一八九八年）三月露國が關東州の租借權を獲得し大連を「青泥窪」と稱し市街經營に當りし所謂露治時代に關東州に流通した通貨は大洋、小洋錢、制錢、有孔の厘錢並に露貨等であつたが、當時の主要港たる旅順及大連に於ける夫れ等通貨の相場の決定並に兩替は毎日芝罘より入港する貿易帆船の賣す爲替相場表に據り、總て支那雜貨商人の手にて取扱はれ、又金州、貔子窩等に於ても同様土着雜貨商人が兼業として必要程度の兩替を行ひ來つたとの事である。其の當時旅順芝罘間の交通は相當頻繁であつて、大洋錢は多く山東方面より輸入せられたが、南清との直接交通は其の後に至り開始せられたものゝやうである。斯くて明治三十七、八年日露の戦役に依り我軍が大連、旅順等を占領し茲に軍政を布き次で關東都督府を置くに及んで前記

各種通貨の外日本の圓金券並に日本軍の使用手票銀票が流通し、其の後軍票を回收する爲に横濱正金銀行に發行せしめた一覽拂手形又之に次ぎ明治三十九年八月以降同銀行の發行に係る鈔票等混然相錯綜して流通した。其の間に處し大連は日進月歩の勢を以て大發展を遂げ忽にして關東州の主都經濟金融の中樞となり、其の結果在來の雜貨商の兩替兼業では需要を充たし得ない事となり、新に專業錢鈔業者の開店を見るに至つた。殊に大連芝罘間海底電信の敷設に依り芝罘より頻々と相場變動の飛報を入るゝに及び、横濱正金銀行大連支店の發表する爲替相場と相俟つて貿易商並に錢鈔業者の錢鈔現物取引は日に増し隆盛を見るに至つた。そこで當業者相諮り毎日一回午前七時より八時前後迄大連公議會に集合し錢鈔現物取引を行ふこととし、其の會合により大體寄附相場の公定を見た上、午前九時頃より各自得意先の銀行會社商店間を馳驅し、夫々取引の注文に應ずるを例とした。公議會に於ける右會合は後年大連錢業公所の設立を見る後迄繼續せられたのであるが、斯の如く大連に於ける錢鈔取引が異數の發達を遂ぐるに當り、之に寄與して其の發達を助成したものは蓋し正隆銀行であつたと言つてよい。即ち同行は明治四十四年の末爲替業務の傍ら小洋錢賣買を試み、先づ奉天、營口兩支店にて買集めたる小洋錢を大連の本店に於て金代金を以て賣却したが、相當有利で成績良好であつたのみならず之を買受けんが爲め毎日同行に殺到する錢鈔業者を相手として同行が大連重要物産代金としてコントラクトした銀の手當を店頭居ながらにして爲すことが出来る利便があり、又一方錢鈔業者も同行内の會合中互に取引の出合を求むることを得る便益ありて自然同行内は一見

取引市場の觀を呈するに至つた。併し其の反面に於て思惑賣買の惡弊を伴ふことが憂慮せらるゝに至つたので、時の大連民政署長は右當業者を招致し同行内の集合見合せ方を申渡した。然れ共彼等は實需取引の出合を求め又は各種通貨の比價變動に依る危険を避けんとして保險繋ぎを求むる爲には是非共何れかに集合の必要あり、或は大商店の店頭には又は路傍等隨所に會合し警官に制止せられたことも一再でなかつた。

而して此狀態を繼續する内自然大連に錢鈔取引機關設置の機運醸成せられ、一般に其の必要を認むるに至つたので、當業者等の希望を容れ我官憲は前記當業者をして取引市場を公設することに同意を與へたのである。

2 大連錢業公所の開設

仍て當業者の一團は芝罘錢業公所其の他の例に倣ひ章程を作成し、關東都督の設立認可を得て會員組織とし之を大連取引所錢鈔部所在の愛宕町に設置し、大正三年二月二十五日を以て開業し、小洋錢及鈔票の現物並に鈔票先物取引を開始した。是が大連錢鈔取引市場の濫觴である。同所開業當時の會員は華商九名と舊來の緣故を有する正隆銀行が之に加はり、合計十名で、其の他當分の間日本人の加入を許さなかつたが後日一、二の日本人の加入を見るに至り、又取引物件として露貨ループル(現物及先物取引)を追加上場した。開業當時先物取引一日の出來高僅かに鈔票一、二萬圓多くも十四、五萬圓を出せず、一限の受渡高二、三十萬圓程度であつたが、大正三年七月歐洲戰爭勃發するや銀價は固より各種通貨の比價動搖甚しく、折柄大連重要物産市場取引の

隆盛と相俟て取引頼に活況を呈し、鈔票露貨の先物取引一日の出来高百數十萬圓に著増した。従て錢業公所の組織及信用に漸く不安を感じ、各方面より之が擴大強化改善要望の聲を聞くに至つた。

3 大連重要物産取引所錢鈔市場の設立

右のやうな事情で錢業公所會員並に之と聯携を保てる財界有力者の一團は、官に陳情し錢鈔取引を官營取引所の取引に移されんことを懇請した。其の結果關東都督は大正六年五月十八日府令第九號を以て大連重要物産取引所錢鈔取引規程を發布し、錢鈔市場の管理並に之に關する一切の事項を大連重要物産取引所長の所管に移し、同時に從來の大連錢業公所は任意解散するに至つた。尙之と同時に豫め設立を許可し開業準備に着手して居た取引擔保會社大連取引所錢鈔信託株式會社(資本金壹百萬圓四分の一拂込)をして取引所に於て成立したる錢鈔先物取引の履行を擔保し其の清算及受渡の業務並に錢鈔取引人に對する資金の融通を爲さしむることとなり、茲に錢鈔取引の強制擔保制確立せられ、大正六年六月一日より取引を開始し、大連重要物産取引市場と相俟て官營取引所の機能を發揮するに至つた。同市場開設當時の錢鈔取引人は日本人九名、華人三十七名、合計四十六名であつたが、其の團體は大正六年六月五日附大連重要物産取引所長の認可を得て錢鈔取引人組合を組織した。

第十四編 商業貿易

一、大連財界に貢獻せる大連商工會議所

三線連絡運賃問題、龍口銀行破綻問題、建値問題、低利資金融通問題等

日露戰爭當時軍隊酒保附御用商人として來連せる邦人も少くなかつた。之等の人々の間に親睦を圖る目的の下に明治三十九年一月丙午茶話會なるものを設けた。其の後日を逐ひ來連する邦人實業家も多數に上つたので右茶話會を改組し、實業家相互の福利を増進し一方親交を厚うするの機關とすべく大連實業會の誕生を見た。之れ滿洲に於ける斯業機關の創始であり大連商工會議所の前身である。

大正四年時勢の進運に伴ひ大連商業會議所設立の機運となり、同年六月十六日關東都督府に設立認可を申請し、同二十三日許可指令あり二十八日創立總會を開催し、茲に商業會議所の成立を見るに至り七月四日事務を開始した。之と同時に十年の歴史ありし右大連實業會を解散した。

昭和三年商業會議所を商工會議所と改稱し今日に及んでゐる。其の事務權限は内地及朝鮮

と異なる所なる商工業の進歩發展を圖るを目的とし、商工業に關する一切の利害得失を商議し、行政官廳の諮問に應じ意見を開申し、又取引紛議の仲裁判斷、商品の鑑定、證明其の他悉く商工會議所法に依る事務と同様である。大連は滿蒙は勿論、西比利亞並に東歐大陸を控へ、他面海上に於ける我が運航業は南洋、印度、亞弗利加、濠洲に及び海陸の中心點として總ての鎖鑰は懸つて大連港の把握する所であり、滿洲隨一の經濟的都市である事は言を俟たぬ、從て國際的色彩を帯ぶること及新興都市の特質として目まぐるしい進歩流轉は其の經濟的動勢を比類なく繁雜ならしめてゐる。大連商工會議所は大連の經濟的中樞機關となり、凡ゆる經濟問題を處理して行くと同時に滿蒙に於ける商工業發展の指導役として其の負ふ所頗る大である。此の點内地商工會議所と稍趣を異にし、其の活動が恰も國家的なることは滿洲財界に關する限り事の大小を問はず、大連商工會議所の介在せざるものなく、又其の介在の避く能はざる立場に置かれて居る。從て常に實際問題を商議討究し、而も其の事項が頗る廣汎に涉つて居る事等に想倒せば、特殊機關の觀あると共に我對滿政策の尖端に立つて活動すべき運命にありと言ふも過言ではない。從來滿洲に於て擡頭したる經濟關係に胚胎せる問題は殆んど連續的にして、而も滿洲財界に一大波瀾を惹起したる大問題も一にして足らず、其の間に處して大連商工會議所の絶えざる奮闘と努力は特筆に價するものあり、其の主なる事項に對する經緯の概要を掲げよう。

一、三線連絡運賃問題

本問題は鐵道院、朝鮮鐵道、滿鐵の三鐵道の連絡運賃に絡まる紛議であつて、其の發端は大正二

年十月朝鐵より安奉線の貨物運賃引下方を滿鐵に交渉し來りたるに始まる、其の交渉を開始したる裏面には滿洲行貨物を鐵道に依らしむべく鮮鐵の自線吸收策より出でたるものであると謂はれて居た。之を表面より觀れば單なる一運賃問題に過ぎぬが如くに見ゆるが、其の結果は我が大陸政策の一大變革を意味する由々しき問題であつて、之に因りて大連の蒙る打撃は極めて大なるものあり、決して看過すべきものでなかつた。之が反對運動として大正三年二月商工會議所の前身たる大連實業會が中心となつて活動を開始し、同月四日臨時役員會開催を皮切りに善後策を練り、爾來協議に寧日なかつた。同四年六月大連實業會を解散し、商業會議所の創設となるや、初代會頭井上一男氏を中心に本問題の對策に腐心した。三線連絡運賃制實施の期限は大正五年四月三十日であつて、其の期日も差迫つたので、之が撤廢方を當局に請願したが、圖らずも反て本制度の内容を擴大し、安奉線經由三線連絡輸出貨物の總てに向つて奉天、安東間距離比例運賃を通用し、大正五年十一月一日より實施すべく、大國鐵道院監督局長を滿洲に派遣し、此の距離比例制度實施を宣明した。事の意外に驚き、商業會議所は委員七名を選定し、本問題の調査に當らしめた結果、斷然之を撤廢せしむること、其の目的貫徹のため必要なる手段を講ずること、尙本問題は市の消長に至大の關係を有し、惹いて帝國の發展をも阻害すべき結果を招來するものとし、市民に警告し、輿論に懇ふることになつた。本問題が將に白熱化せんとする時、井上會頭は任期満ちて退職し、相生由太郎氏其の後を繼ぐ、今や興亡の十字路に立ち、其の運命を曝さんとする危険に際し、大連財界の衆望を負ひて會頭に就任した。相生氏は奮然として爭議の最前線

に立つ事となつた。

斯くて商業會議所は中心となり、參謀本部となり、大連有志及び言論界有志相協力し連日協議會を開催し、滿鐵沿線工業者との意思の疏通をも必要とし、會議所より副會頭石崎震二、市有志側より川上賢三、言論界より滿日社長村田誠治、遼東新報社理事角田宏顯の諸氏一行は沿線各地を遊説し、一方運動委員を上京せしめ鐵道院、朝鮮總督府に情願することとなり、會議所より會頭相生由太郎、常議員柴田虎太郎、古澤文作の三氏其の任に當り、市民側よりは石本鐵太郎、川上賢三兩氏を派し相提携して主張の貫徹を期し奮闘九旬幾多重大なる波瀾に際會したるも運動は大いに効を奏し、鐵道院も遂に距離比例主義の主張を捨て、大連中心主義を確立せしむるに至つた。本問題に對する商業會議所としての運動は世界植民史上類例なきものであるとて某大學教授を驚歎せしめたと謂ふ。

二、龍口銀行破綻の善處

同行は資本金三萬圓の日支合辦組織に依り大正二年三月山東省龍口に設立され、同年七月大連に支店を開いたが拂込金一萬五千圓に過ぎずして收支償はず、都督府より二千圓の補助と正隆銀行より資金の融通を受け、大連對山東沿岸貿易振興の一助として活動したが業務發展に伴れ資金の不足を告げ、同年十二月全額拂込をなし、資本金を十萬圓に増加し、更に四年一月資本を金二十萬圓とした。然るに歐洲大戰以來大連の發展著しく商取引旺盛にして需資益々頻繁ならんとするに當り大正六年十一月本店を大連に移轉し、資本金を百萬圓に増加せるも財界膨脹

し一方に於て貿易の増進、新事業の勃興、物價の騰貴等により資金の需要倍々激増し、從來の資力にては到底満足を與ふること能はず、更に大正八年九月四百萬圓に増資し、次て九年四月哈爾濱の松花銀行(百萬圓)を合併し、資本金五百萬圓に改め、當地有數の地方銀行となり、其の後又滿洲銀行其の他地方二、三銀行を併合し一躍一千五百五十萬圓拂込六百九萬七千五百圓の大銀行となつた。僅か十年間に資本金は五百倍となり異常な發展を遂げたが、各地の小銀行を併合し且其等小銀行も堅實なるものでなく放任すれば早晚破綻は免れない致命傷を受くるもの大部分を占めて居たのと、財界不況が深刻化するに伴れ貸金の回收困難となり手許資金逼迫したので經營は日々に苦しくなつてきた。又親銀行のなかつたのも折柄非常な弱身であつたが大正十三年四月頃より建築方面に於ける資金の需用旺盛となり、預金引出し増加し加ふるに同年八月十日日錢鈔市場の受渡日なりし爲め決済資金の必要に迫られ同日の手形交換尻に於て遂に百二萬圓の決済不能となり、遂に翌日午後三時本店一齊休業を發表するの已むなきに立至つた。

龍銀の休業發表は滿洲の財界に非常なる衝動を與へ其の影響も大なるものがあつた。同行は直に整理委員會を組織し四名の委員を擧げ、整理に當る事となつたが同行の休業は滿洲財界に鈔からざる影響あるに鑑み之が善後措置に關し、大連商業會議所は協議の結果政府並に關東廳、滿鐵、日銀、正金、東拓等に懇請すると共に同行の整理に對し、商業會議所其の他有力者必死となりて奔走せるも損失額が多かつたのと財界不況の爲め内地方面の疲弊等で大藏省も低利資金を容易に融通せず頗る困難を極めた。當時大連商業會議所會頭相生氏は福岡に歸省中であつ